

令和 5 年 度

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

開会：令和 5 年 3 月 1 0 日

閉会：令和 5 年 3 月 1 4 日

福岡県東峰村議会

令和5年度東峰村議会予算算審査特別委員会

招 集 年 月 日 令和5年3月10日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和5年3月10日 11時40分
 委 員 長 黒 川 隆 康
閉会日時及び宣告 令和5年3月14日 10時16分
 委 員 長 黒 川 隆 康

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	和 田 将 幸	○	2 番	樋 口 朗	○
3 番	佐々木 孝	○	4 番	高 倉 美紀恵	○
5 番	梶 原 伯 夫	○	6 番	高 橋 弘 展	○
7 番	大 蔵 久 徳	○	8 番	佐々木 紀 嘉	欠
9 番	黒 川 隆 康	○	10 番	伊 藤 均	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

9 名

欠席議員

8 番 佐々木紀嘉議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	菅 義 範
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	城 辰 也	ふるさと推進課長	岩 橋 一 成
農林建設課長	白 井 耕 平	災害対策室長	樋 口 修 一
住民福祉課長	國 松 直 美	教育課長	室 井 紀代子
総務企画課長補佐	坂 本 浩 志	総務企画課係長	泉 健 人
総務企画課係長	熊 谷 貴 範	総務企画課係長	和 田 貴 弘
総務企画課主任主事	福 島 彰 隆	総務企画課主事	和 田 紗弥加
ふるさと推進課長補佐	矢 野 正 己	ふるさと推進課係長	和 田 勲
ふるさと推進課係長	岩 下 玲 礼	ふるさと推進課主査	池 田 啓 譲
ふるさと推進課主任主事	室 井 佑 介	ふるさと推進課主事	中 村 優 佑
農林建設課長補佐	前 田 光 輝	農林建設課係長	阿 波 正 治
災害対策室係長	杉 野 秀 行	農林建設課主査	井 上 大 祐
住民福祉課長補佐	梶 原 孝 司	住民福祉課係長	金 光 健 二
教育課指導主事	山 田 泰 生	教育課係長	眞 田 し の ぶ
教育課係長	森 山 敦 史	教育課主任主事	内 野 嗣 昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	岩 橋 俊 典		

村長提出議案の題目

議案第 1 6 号	令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第 1 7 号	令和 5 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 1 8 号	令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 1 9 号	令和 5 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。

9番 黒川隆康議員

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和5年3月10日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和５年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和５年３月１０日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 １ 議席番号の指定について

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 議案第１６号 令和５年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 ４ 議案第１７号 令和５年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算
について

日程第 ５ 議案第１８号 令和５年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
予算について

日程第 ６ 議案第１９号 令和５年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予
算について

開 会	
委 員 長	ただ今から予算審査特別委員会を開会します。 (11時40分)
委 員 長	予算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました黒川です。 本委員会に付託を受けました案件は、いずれも重要な案件でございます。皆様方のご協力をよろしくお願いします。
委 員 長	ただ今の出席委員数は、9名です。 定足数に達していますので、ただ今から予算審査特別委員会を開催します。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委 員 長	日程第1 議席番号の指定を行います。 議席番号は、本会議の議席番号とします。
日程第2	
委 員 長	日程第2 「会期の決定」を、議題とします。 本予算審査特別委員会は、本日10日から14日までとしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本特別委員会の会期は、本日10日から14日までとすることに決定しました。
日程第3	
委 員 長	日程第3 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 歳入については、総務企画課長より補足説明を求め、歳出については、総務企画課、住民福祉課、ふるさと推進課、農林建設課、教育課、議会事務局の順に補足説明を行います。ページを述べてから補足説明をお願いします。 まず、総務企画課長に補足説明を求めます。 総務企画課長
総務企画課長	95ページをお開きください。 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれに40億6,874万8千円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。 一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。 令和5年3月9日提出、東峰村長名でございます。 続きまして、96ページ、97ページをお開きください。 第1表、歳入歳出予算の歳入の部分でございます。 村税の1番から、次の98ページまでですね、法人事業税、交付金につきましては、歳入について項目を書かせていただいております。 99ページからですね、歳出の第1表の部分が101ページまで続いております。 続きまして、102ページでございます。

	第2表、地方債、これにつきましては、地方債、借入れの限度額をお示ししたものでございます。 臨時財政対策債、過疎対策事業債、旧合併事業特例債、緊急防災・減災、災害復旧事業債、緊急自然災害防止対策事業債ということで、それぞれにつきまして限度額をお示ししているところでございます。 続きまして、それ以降はですね、歳入歳出の詳細になっております。 総務企画課におきましてはですね、歳出の追加の説明はございませんが、後ろのほうのですね、175ページをお開きいただけますでしょうか。 175ページにつきましては、地方債の前々年度における現在高、並びに前年度末、及び当該年度末における現在高の見込に関する調書ということでお示しをさせていただいております。 ここにおきます前々年度末現在というのが令和3年度末、これはもう決算は終わっておりますので確定した額でございます。前年度末が令和4年、当該年度増減見込というのが令和5年のことでございます。 令和4年度につきましても、まだ現在執行中でございますので、あくまでも見込額ということで書かせていただいております。 当該年度ですね、令和5年の左のほうが借入、記載の見込額、右の償還のほうですね、返すほうの額ということで書かせていただいております、一番右が令和5年度年度末の見込額ということで計上させていただいております。 続きまして、176ページでございます。 ここにつきましてはですね、給与の明細書ということで、176ページにおきましては特別職、177ページ以降は一般職ということで、それぞれの給与等の月額等を記入をさせていただきます。184ページまでですね、記載をさせていただいておりますので、お目通しをいただければと思っております。 続きまして、185ページでございます。 これにつきましては、令和5年度市町村交付金、地方消費税交付金、社会保障財源分が充てられる社会保障4経費、その他、社会保障施策に要する経費でございます。 これにつきましてはですね、市町村交付金としまして2,661万円を見込んでおります。 この予算につきましては、その下の表にあります社会福祉・社会保険・保健衛生費等のですね、それぞれの事業費に按分した形で、右から2番目になりますけれども、社会保障財源分の市町村交付金というようなことでですね、当てはめをさせていただいております。 以上、総務企画課からでございます。
委員長	次に、住民福祉課長に補足説明を求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	136ページをお願いいたします。 3款2項3目児童福祉費（民間分）でございます。 こちらのうちのお手元の、今日差し替えの資料を配らせていただきましたが、A4のホッチキス留めをしている資料でございます。令和5年度当初予算補足説明資料、住民福祉課とある分でございます。 最初のページでございますが、136ページの、こちらの議案書の中でございますが、小石原保育園の補助金の分の算定表でございます。 主には、一番上の東峰村民間保育所運営費補助金要綱に基づきまして、定員割れが生じた月に該当する月分を年間人件費として計上しておりましたが、令和5年度につきましては、小石原保育園につきましては、定員割れは生じない見込みでござい

	ますので、こちらについては、今回計上をしておりません。 それから、2番目にふるさと基金としまして、寄付者の活用希望として、子育て、教育、文化に関する事業分として充てさせていただいている分を、こちらに計上しております。必要経費として、左側に上げております。 一番下の東峰村民間運営費補助金として、基本額に対して年間の給付見込額に3.5%をかけた額の金額以内を、補助金額としてここに計上しております。 合計で608万6千円を計上しているような状況でございます。 その下でございます。137ページをお願いいたします。 4款児童福祉施設費の直営分でございます。 こちらにつきましてご質問がございました美星保育所の職員配置について、記載しております。 保育士、調理師、それぞれ一般正規職員と、それから会計年度任用職員とそれぞれ計上しております。 右側に保育のそれぞれの割り当て、各年齢別の保育士の担任等割り当てをこちらに記載しております。 それから、次の1枚めくっていただいて、こちらの資料では2ページとなりますが、138ページをお願いいたします。 3款3項老人福祉費の4目在宅老人福祉費の12節の委託料でございますが、こちらの実績がどのようになっているかというご質問がございましたので、②、③、④、⑤、⑥ということで、それぞれ事業別に掲載をしております。詳しくは内容を読んでいただきたいと思います。 それから、⑦が緊急通報システムのサスケの月別の実績等がこちらに上げておまして、お名前別に事業を利用した方のそれぞれの状況が表としてあげられております。⑩までがそのような実績となっております。 それから、一番最後なんですけども、こちらにつきましては、特別会計のほうで説明させていただきます。 住民福祉課からの補足説明は、以上でございます。
委員長	次に、ふるさと推進課長に補足説明を求めます。 ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ふるさと推進課からは、事前に要求をいたしておりました資料について、お配りいたしておりますので、若干そちらの説明をさせていただきたいと思います。 まず、124ページをお願いします。 11目の地域交通対策費ということで、2つ資料をお配りさせていただいております。 1つはですね、昨日も若干触れさせていただきましたが、本年度3回行いました東峰村地域交通活性化協議会での計画書ですね、計画案について配布をいたしております。 この計画書全体では、およそ120ページに及んでおりますが、計画案については74ページからの第8章からとなっております。 もう1点が、A I活用型デマンドタクシーについての協議資料と一緒に配布をさせていただきます。 補足ですけれども、この地域公共交通活性化協議会につきましては、令和5年度も継続をすると、引き続き検討を行っていくというような形で計画をいたしております。 それから、2点目です。126ページになります。 26目の地域おこし支援事業費です。こちらにつきましては、令和5年度の東峰村

	地域おこし協力隊員の採用予定をいたしております１２名についての派遣先、それから、業務についての一覧表を配布いたしております。 それから、３つ目になります。ちょっと飛びますが、１５１ページをお願いいたします。 商工費の１目商工振興費です。 １点目が、ちょっとここの中の特別旅費の関係でございますけれども、これは、独立行政法人国際協力機構ですね、ジャイカの関係のベトナムの件でございます。 ジャイカが中心となって行っています草の根技術協力、これに基づきますベトナム国バクニン省フーラン村、それから指定団体の鬼丸雪山窯元さん、そして小石原焼陶器協同組合、それから東峰村。 村の立ち位置といたしましては、総合的な窓口的な役割ということになっておりますけれども、その中で現在実施されております技術協力についての事業概要書を配布をさせていただいております。 それからもう１点です。同じく１５１ページ、商工振興費ですけれども、資料につきましては、プレミアム商品券の電子化、キャッシュレス化についての追加資料を配布させていただいております。 資料といたしましてはですね、地域通貨の全体像、それから、プレミアム商品券事業の現状。現状紙の商品券で発行いたしておりますが、その現状。 それから、電子化を導入した場合の概要、それから、流れる的なものを示したものを配布させていただいております。 それからですね、これは参考資料でございますけれども、佐賀県の上峰町さんが導入をされております電子地域通貨、ミネカと言うそうですけれども、これについての概要を配布をさせていただいております。 ふるさと推進課は、以上でございます。
委員長	次に、農林建設課長に補足説明を求めます。 農林建設課長
農林建設課長	農林建設課からはですね、１４８ページをお開きいただければと思います。 ６款１項の６目ですね、農村環境整備事業費のところでございます。 そちらのところの区画整理起工測量（尾崎地区）とございますが、こちらのところにつきましては、この１，０５４万９千円と記載させていただいておりますけれども、こちらの部分のところのですね、部分については、設計費という中で、委託の中でですね、事業費の部分については地元負担もさせていただくようなことも考えているところを、補足させていただきます。 それから、１４９ページでございます。 ６款農林水産費の２項林業費でございます。１目の林業総務費でございますけれども、こちらのところで、１枚めくっていただきまして、１５０ページのところの、内容が右に書いてございますが、そこに例年朝倉森林組合の助成金というのがございましたが、今回この分をなくさせていただいております。 ここにつきましては、朝倉の森林組合のですね、補助金等の関係市町村の協議会においてですね、協議の結果、そこは令和５年度からなくさせていただいているということでございます。 農林建設課からは、以上となります。
委員長	次に、教育課長に補足説明を求めます。 教育課長
教育課長	教育課からの補足説明はございません。
委員長	次に、議会事務局長に補足説明を求めます。

	議会事務局長
議会事務局長	議会事務局からの補足説明はございません。
日程第4	
委員長	次に、日程第4 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 農林建設課長に補足説明を求めます。 農林建設課長
農林建設課長	議案第17号、186ページをお開きください。 「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」 令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,096万円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によります。 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。 4条、地方自治法第222条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 総務管理費に計上した各地区管理費において、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。 令和5年3月9日提出、村長名でございます。 歳入のほうにつきましては、187ページをご覧くださいまして、第1表の歳入歳出予算でございます。 そちらから款としまして、1番の使用料及び手数料から7款村債までで、合計が7,096万円です。 それから、めくっていただきまして、歳出でございますけども、1款の総務費から4款の予備費までの合計としまして、同じく7,096万円を計上しております。 それから、189ページでございますが、地方債の起債でございます。 こちらにつきましては、起債の目的としまして、公営企業会計適用債ということで、限度額1,500万円を記載させていただいております。 190ページでございますけども、こちらにつきましては、歳入歳出の事項別明細書ということで、こちらのところにつきましては、また、別途特別委員会のほうでのご説明というふうな形にさせていただきたいと思っております。以上になります。
日程第5	
委員長	次に、日程第5 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 住民福祉課長に補足説明を求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	203ページをお願いいたします。 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」 令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,894万

	6千円と定める。 第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。 歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 1、保険給付費に計上した療養諸費等に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。 令和5年3月9日提出、東峰村長名でございます。 204ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。 第1款国民健康保険税から第12款諸収入まで、合計で3億1,894万6千円でございます。 次に、205ページでございます。歳出でございます。 1款総務費から206ページの10款予備費まで、合計が、同じく3億1,894万6千円でございます。 207ページ以降、明細を記載しております。 これから209ページ以降、また、特別委員会にて協議をお願いしたいと思っております。 追加の説明はございません。以上でございます。
日程第6	
委員長	次に、日程第6 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 住民福祉課長に補足説明を求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	225ページをお願いいたします。 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」 令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,154万4千円と定める。 第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。 歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 1、総務費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。 令和5年3月9日提出、東峰村長名でございます。 226ページをお願いいたします。 第1表歳入歳出予算でございます。 歳入です。 1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入まで、歳入合計としまして4,154万4千円でございます。

	２２７ページです。歳出でございます。 １款総務費から４款予備費まで歳出合計が、歳入と同じく４，１５４万４千円でございます。 ２２８ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。 ２２８ページが歳入、それから、２２９ページが歳出でございます。 これ以下は、また予算特別委員会のほうでご質問等をお願いいたします。 それから、補足事項といたしまして、お手元にお配りしているＡ４のホッチキス留め資料の一番最後をお開きください。 議案書の２３０ページをお願いいたします。 こちらの４款１項２目保険基盤安定繰入金でございます。こちらについて、事前に予算説明の折に、どのような仕組みになっているかというご質問があったかと思えます。 こちらの配布しております資料の一番最後の１１ページのところに、後期高齢者医療経営基盤安定対策費負担金としまして、ここの仕組みについて揭示をさせていただいているところでございます。 こちらにつきましては、目的趣旨としまして、所得の低い保険者の保険料の緩和を図るため、保険料軽減額を公費で負担するものでございます。 負担金の流れとしまして、右側にあります後期高齢者広域連合のほうから算定されました負担金につきまして、福岡県が４分の３、村のほうで４分の１の額で負担をします。村が県のほうに４分の３の額を交付申請いたしまして、それを一般会計に繰り入れまして、村負担分と合わせて特別会計のほうに繰り出しをいたします。 その分を合わせて広域連合のほうに納付するような流れになっております。以上でございます。 後期高齢者医療につきましては、説明は以上でございます。
散 会	
委 員 長	これをもちまして、本日の予算審査特別委員会は終了いたします。 ３月１３日は、午前９時３０分から再開します。 本日は、これにて散会します。 （１２時１３分）

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和5年3月13日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和５年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和５年３月１３日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 １ 議案第 16 号 令和５年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 ２ 議案第 17 号 令和５年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算
について

日程第 ３ 議案第 18 号 令和５年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
予算について

日程第 ４ 議案第 19 号 令和５年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予
算について

開 会	
委 員 長	おはようございます。 ただ今の出席委員数は、9名です。 定足数に達していますので、10日に引き続きまして予算審査特別委員会を開催します。 (9時30分)
委 員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委 員 長	日程第1 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」補足説明をした順序で、各課ごとに質疑を行います。 なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課における答弁で回答が得られていない件については、除きますので、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。 最初に、総務企画課の質疑を行います。 歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。 歳出については、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質問者はページ数を最初に言いまして、質疑を行っていただきたいと思います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 2番 樋口委員
2 番	主要事業説明書の21ページをお願いします。 2款1項1目一般管理費の中で、3番のコミュニティ協議会検討委員会運営委託、これは、総務委員会でもいろいろ議論したところですが。 コミュニティ協議会は、眞田村長が総務課長のときにですね、非常に頑張っ、一度だけワークショップをして、あと、翌年の2月にまたワークショップをする予定でしたけど、残念ながらコロナでできなかったんですけども。 このコミュニティ協議会検討委員会運営費の中に、また、ワークショップなんかを開く予算が含まれているのかをお尋ねします。
委 員 長	泉係長
総務企画課係長	この予算の中にですね、地区の検討委員会を予定しておりますけれども、その中でワークショップ的なものをですね、開催する予定にしております。
委 員 長	6番 高橋委員
6 番	関連の質問をさせていただきたいと思います。 3月定例会の初日に、村長のあいさつの中で言われたことを少しお聞きしたいと思います。 農林業振興大会のくだりところで、「東先生にお会いして懇談させていただき、地域コミュニティや集落への持続可能な地域運営組織による地域の農村風景や農業地域をどう守っていくかなど、共同事業として来年度から東峰村に関わっていただけるようお話をいただいたところですよ。」とありました。 今回の2款1項1目のコミュニティ協議会検討委員会運営委託等と関連があるのでしょうか。
委 員 長	村長
村 長	コミュニティの設立につきましては、ずっと懸案としてですね、先ほど同僚議員さんも言われたとおり、自分が職員のときからかわってきたところでございます。 それで、実際に、職員がどう中心となってコミュニティづくりをやっていくか、そこをですね、一番考えていたところで、今年度の予算につきましては、職員が動くに

	あたっの支援業務、またワークショップ等の運営業務等で当初は考えていたところでございます。 また、島根のほうの東先生とお会いをいたしまして、そちらの先生が、非常に今、福岡にもちょっとコミュニティの関係で来られているということで、来年度ぜひご協力と言いますか、協働事業にしたら、今、東さんがお勤めの島根県の中山間地域センターですけど、あちらのほうの実績との兼ね合いもあって、費用がかなり抑えられてできるというところ。費用だけではないんですけど。 ものすごく見識も深いということで、ぜひ、全面的なご支援とご協力をお願いして、今のところいい返事をいただいているところです。 ちょっとまだ決定はしておりませんので、来年度に向けてその動きができましたら、こちらのほうの一応予算を組んでおりますけど、実際にこれを全額使うのか、どういう形をするのかというのは、ちょっと変わる可能性があるというところで、これは、当初の考えの中でいろんな業務を行う中で、この予算を計上していたということでご理解ください。
委員長	6番 高橋委員
6番	私も東先生のお話はすごく感銘を受けた部分もあります。ぜひ、協働事業という形で、その総務常任委員会の折でもですね、やはり住民の意識をしっかりと醸成していかないと、なかなか集まって話す際に、やっぱり先に進んでいく話にならないというところをですね、委員さんかなり総意でですね、その話をしていたところですので、ぜひ、その段取りをうまく所管の担当課のほうで詰めていただくよう、単純な委託というようにならないように、ぜひ、お願いしたいところです。 一応確認なので、その辺の答弁をよろしく願いいたします。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	常任委員会の折にもですね、そういうお話はさせていただきましたけども、やはりそういった東先生との協働というような形でですね、うまく住民の方の意識改革等を行いながら、有効な手法でやっていければと、それはこちらでも了解いたしております。
委員長	3番 佐々木委員
3番	今、協働事業でされるということ、それはもう反対はいたしませんけれども。 説明の中にですね、村に詳しい業者も入れると、委託業者としてですね。そんなようなことをちょっと言われたような気がいたしました。 外部の委託業者ですね、コンサルの関係だろうと思いますが、そういった方たちは詳しいとは言っても、やっぱり村に住む私たちよりも詳しくはないんじゃないかなという気はいたします。 そういう意味ではですね、今、各地区に担当の職員さんが何人かおられると思いますが、その方たちがやっぱり地域に入って、地域の方たちと話をする中で、村全体の状況と言いますか、そういったものを把握していつ、それを反映させていくほうが、やっぱりすばらしいものができるんじゃないかと、やっぱり密着したものができるんじゃないかと思うんですが、職員さんたちいろんな業務の中で大変お忙しいとは思いますが、そういう手筈もしながらですね、やっぱりコンサルが計画をした話し合いの中で意見を吸い上げるよりも、そっちのほうに本当に地についた地域協議会の話し合いができるんじゃないかというふうに私は思いますが、その辺りいかがでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	先ほど村長も申されたように、東先生との協働事業辺りの話が固まれば、それからどういう方向で行こうかという計画をまた練り直したいと思ひますし、当然地区の担当職員というのは入り込んでですね、それも一緒に協議はさせていただきたいと考えております。

委 員 長	2 番 樋口委員
2 番	今の佐々木議員と関連してですが、私も同意見ですが。 地区の担当職員の方、本当に大変だと思います。 ただ、私、区長も経験したり自治公民館長を経験しですね、やっぱり地区担当職員頑張ってるけど、どっちかというやっぱりお客様のその地区に入るといいますかね。 今日、実は明日年度末常会がありますので、区長と朝方打ち合わせしたんですけど。やっぱり地区担当職員が、すべての地区担当職員が地区にきちんと入って、地区の主事クラスぐらいの役割を持ってくると、非常にその地区も、今困っている問題がある程度解決するんじゃないかなという話がありました。 たぶん、この村では地区担当職員を配置することはすばらしいことですけど、その方たちがどんな業務をなささいという、マニュアル的なものはたぶんないのではないかと思いますし、その地区担当職員が15地区に入って情報交換したり、こんなことをやっていこうというようなことの話し合いがあっているのかどうか分かりませんが、やはり15地区に入って、現状調査をきちんと、コンサルに頼むんじゃないかなというふうに思います。 その辺は、村長さんどうでしょうか。
委 員 長	村 長
村 長	佐々木議員、樋口議員、言われること最もというかですね、私も大変同意するものであります。 地区担当職員につきましては、平成ちょっと年は忘れましたが、導入された制度の中で、どういうことを行うかという指針、マニュアルと申しますか、地域にいろんな申請事とかですね、そういったときに相談をされたら積極的に対応をするとかですね、地域のそういった1館1運動とかという部分については、結構ご案内がないと分からないという部分もございますので、その辺りについては、地域とも協働という形で意思疎通、情報交換は行っていただきたい。 その中で参加についてはですね、義務ではございませんけど、よろしくお願いする部分、村民が全員出るときにはボランティアでございまして、地区担当職員として出るときには時間外勤務にするとか、そういった対応についても、一応取りまとめた表をお配りしているところではございます。 これは当初のときから変わってはいないんですけど、その中で、先ほどの地域コミュニティにつきましても、地区担当職員、やっぱり機関としては総務企画課がですね、やっぱり認識を高めたうえでやる。それに必ず管理職ですね、課長補佐以上の方が、ちょっと人数足りなくなると思いますが、課長補佐、管理監督職の職員が、必ずいつもその地区のコミュニティの協議の中にはですね、そのとき、そのときで人が変わるとほんとと温度差が出ますので、きっちり入っていただくという形で、来年度についてはですね、進めていきたいというふうに思っております。
委 員 長	7 番 大蔵委員
7 番	関連です。 このコミュニティ協議会、コミュニティ事業ですが、村長の前の意見で、2年後を目途にということでございました。 今回、このくらいの予算が上がっておりますけども、最終的に何年かけて、どのくらいの結果までに予算をかけるつもりか、お聞きします。
委 員 長	村 長
村 長	これについては、地域の情勢、盛り上がりがどうなるかというところにはございま

	すが、一応、最初の設立の目途ができる目標を、自分の中では2年間、2年というところを持っているところであります。 モデルと言いますか、1つ地区が立ち上がれば、そこの地区を参考にして、じゃあ、自分の地区はどうするのかという形でやっていきますので、この委託という形でのやり方は、自分も予算査定の中で、どこまでの業務をするのかというところで、ちょっとまだ方針が決めきれてない部分がありました。 ただ、来年度事業でありますので、その中で東先生がかかわっていただく、ずっとかかわっていただくというのも厳しゅうございますので、これについてもいつまでできるのか、その中で職員の資質をどう上げていくのか、ここについては、来年度1年間かけてやって、再来年度職員のほうで独自にできるようなベースができればいいんですけど、この辺については、そこを目標に職員の人材育成等にも図ってまいりたいというふうに思っております。
委員長	7番 大蔵委員
7番	私ども随分前の議員研修で先進地視察したことがあります。 そういったところでは、予算も権限もそのコミュニティに渡したところがありましたけれども、村長の描くコミュニティというのは、予算権限移譲するのか、それとも今の地区の行政区の、もうちょっと大きいレベルのことであって、予算権限は移譲しないのか、そこら辺をお聞きします。
委員長	村長
村長	自分もその議員さんが研修に行った雲南町だったですかね、もう1つ名前を度忘れしましたが、そちらのほうの部分を勉強をさせていただく、また、区長会の研修の中でも鹿児島県の祁答院町、薩摩川内市でございます。あと長崎市のコミュニティ、先日は筑後市のコミュニティを勉強させていただきました。 権限移譲、権限というのは小規模多機能自治という言葉の中で、やはりその地区がどう自分たちで考えて、自分たちで行っていくか。そのための予算を村がどう手当てしていくか。定額というか、そういった通常の活動における費用、また、それプラス地域独自で行う事業、今、地域協働の村づくり事業というのがございますが、これをもっと範囲を拡大し、財源ももうちょっとですね、自由に使えるような形で、その地区の独自の取り組みを支援するような形で、財源についてはしっかり考えていきたいというふうに思っております。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	先の議会のときに、質問の中でですね、村長が答えた中に、職員の研修を進めて地域に広げていくというようなことがあったと思います。 あれからかなり日にちが経つんですが、今の答弁では、令和5年度かけて、1年かけて職員研修みたいなことも言われたんですが、もう既に職員研修は始めとかなないと遅いくらいではないかと思いますが、職員研修の計画とか、そういったものは、今、立てられてあるんでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	確かに議員さんおっしゃられるようにですね、職員研修というのは一番大事なものでございますが、今年度については、具体的なそういったコミュニティに関する職員研修というのはまだ行っておりませんので、東先生との共同研究等が決まって、詰めをする次第、やはり一番最初に必要な部分がそこだと思うんですね。 ですから、早急にとりかかれるように段取りはしたいと思っております。
委員長	2番 樋口委員
2番	関連で申し訳ないんですけど。 職員研修も本当に大切だと思いますし、私たち住民の研修も大切だと思います。

	先日の総務委員会のときにですね、同僚議員が言いましたけど、ちょうど先月日田市のですね、集落支援員等の研修をさせていただいたときに、直接は集落支援員とは関係ないんですけど、中津江村のですね、組織の研修をして、自分たちの自治組織を作ったという大変すばらしい報告を受けました。 それから日田市のホームページを見ると、今度は隣の大鶴、夜明の自治組織のすばらしい報告書、こういうすばらしい報告書をですね、ホームページでプリントアウトができるようになっています。 本当に近くにですね、良い例がありますので、情報交換も頻繁にできますからですね、中津江とか、あるいは隣の大鶴、夜明、そういったところとも一緒に情報交換しながらですね、日田彦山線とも繋がってますからですね、できていけばと思いますけど、村長、そこ辺の考えをお願いしたいと思います。
委員長	村長
村長	貴重なご意見ありがとうございます。 集落支援員さんが中心となってというわけではないんですね。すみません、研修の内容が、自分が存じ上げなかったんで。 ただ、集落支援員さんはやっぱり、今ですね、村は高齢者の見守り的なものになっておりますが、やっぱり地域のことを考えて地域づくりを行うというところで、重要なポジションにあると思っております。 そういった取り組みが隣の大鶴のほうでやられているというところについては、しっかり意見交換、ちょっと最近日田市長のほうにお会いする機会がございましたので、そういった部分についても意見交換をさせていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	別の質問をさせていただきます。 主要事業説明書の22ページをお願いします。 2款1項6目企画振興対策費の委託料、官民連携委託について、お伺いします。 こちら先日の総務常任委員会の折でいろいろ質疑をさせていただいたところではあります。官民連携して、行政課題、地域課題を見出していくというお話でありましたが。 予算立てをされていますけれども、委託ということでありながら、やることがまだ決まってませんという中の委託事業が、ちょっと私もなかなか、ずっと入ってこなかったというか、理解ができない部分もありました。 どういうふうに事業を認定していくのか、その辺についても多少お尋ねをして、検討されるということだったんですけれども、どういうふうにこの、要は、連携事業を認定していくのか、どういう基準を持って連携事業を認定していくのか、その辺についてお尋ねいたします。
委員長	泉係長
総務企画課係長	この官民連携事業に関しましては、今のところですね、村と包括連携協定を結んでいるところ、または結ぶ方向でですね、協議をしているところに関して、この官民連携事業を適用したいと考えているところでもあります。 内容としましては、村がですね、今課題として取り組んでいることに関して、民間の視点からですね、どのような問題があるのか、それから、その問題に関してですね、どのようにアプローチしていけば課題が解決ができるのか、そういう方策を検討するための事業として、この官民連携事業を位置付けたいと考えております。
委員長	6番 高橋委員
6番	官民連携事業という看板を掲げるとなると、やはり官民連携した事業を行っていた

	だく形に、どうしても聞こえるんですけども。 ただ、今のご説明の中では、その前段の部分、それを調査検討するということに予算を使われるのかな、というふうに感じてしまいます。 その部分において、官民連携のための前段階であれば、やはり聞きようについては、民間のほうでもしっかり持っていて、やはりやるときに、お互いにどう資金を拠出するのか、民間の資金をうまく利用するのか、そういった話になってくるかと思います。 前年のこの事業を見るかぎりには、やはり包括連携協定を結ぶのにあたって、費用を要しているような包括連携協定ってどうなのかなと、ちょっと疑問を呈してしまいます。 ですので、もう少し官民連携とはどういった形なのかというのをしっかり思い描いていただきたいなと。 基本的には官民連携というのは、よく言われるPPPと言われることが今多いところで、前はPFIという言い方ではありますけれども、行政主体による公共サービスを官、行政機関と民、民間企業が協力して、していく考えの中で、民間企業が持つ多様な経験、ノウハウ、技術を活かして、限られた予算での業務効率化、サービス向上などの狙いを持ってされるものなのかなと思います。 なので、今、この昨年度の事業を見るかぎりは、やはりちょっと大学さんとの連携という形になっていますけれども、大学さんの、ちょっとその研究費を拠出しているというふうにしか見えないですね。 じゃあ、一体これが、どういうふうな行政サービスの効率化に結び付いていくのかというのが、ちょっと見えない中での予算であれば官民連携にはならないのじゃないかなと思うところです。 すみません。前段が長くなってしまったんですけども。 包括連携協定を結んでいることが、この事業を受ける条件ということでよろしいでしょうか。
委員長	泉係長
総務企画課係長	包括連携協定ですね、現段階で結んでいるということが条件ということではありません。 包括連携協定ですね、一緒に今後村のことをですね、考えていっていただける。そういう形で連携協定を結ぶ方向でですね、協議を進められるようなところに関して、この事業を適用したいと考えております。 昨年度2回実施しておりますけれども、それと別にですね、Fコープさんに関しては、Fコープさんの費用を使っていただきまして、いろんな事業を村と連携して行っている状況でもありますので、こういうふうに大学等はですね、資金が確かに少ないですので、村のほうがこういう事業を活用してですね、大学のノウハウを取り入れていきたいと考えているところであります。
委員長	村長
村長	この事業ですね、連携という言葉がちょっとイメージ的に、自分もちょっと違和感があるというのがですね。 元々この官民連携事業の名称については、まち・ひと・しごと総合戦略の中で上げられておりました企業、学校等のですね、協働の事業、協働事業というふうに捉えていただいたほうがいいんですけど、それを行うにあたってどういう形ですか、これが村に目的、そういった事業計画があつて民間との共同という形ではなくて、いろんな企業と学校等の話し合いと言いますか、協働の考え方の中で、当然村に来ていただいてどういうことをするか、そういった事業計画を出していただいたうえで、昨年の

	実績も見ていただいた分です。例えば観光、例えば定住、そういった部分でいろんな、来ていただいて研修をする。また、それについて報告をしていただいて、それがどんどん学校の中でも広がって行く、そういった部分を期待する中で協働事業という形で行っておりますので、先ほど係長が申しました部分、そういった部分もですね、また、今後いろんな形で広がって行けば、それが最終的に包括連携等でのあれに結んでいけばですね、もっといいのかなというふうに思っているところではございますが、包括連携自体が必須ということでもないし、それがあったところの事業に対して子の連携事業を行うという形でやるということではないというふうに、自分としては理解をしているところです。
委員長	6番 高橋委員
6番	委託事業という形になっていますので、基本的にはいろんな予算上で上がってくる委託事業については、どういうことに使うっていう委託項目が上がってきての委託事業だと思います。 これに関しては、要は、項目なしの、100万のうちの20万掛ける5事業というような組み立て方になっていますので、いささかその、どういうふうに委託事業を決めていくかというプロセスが全然明らかじゃないんですよね。 今、村が課題となっている部分はこうで、これに対して5事業を充てたいと思いますという部分が少しでも見えてくればいいんですけども、今だと、要は、連携したいところから言われてきたら、それを受けますというふうな形にしか聞こえないんですよ。 なおかつ包括連携協定を結ぶ前段の話での事業展開もあり得ると。結ぶためにこういうふうな事業を行って、包括連携協定に行きますよと。その経費はちょっと違うんじゃないかなと。しっかりと話し合い、協議を行ったうえで包括連携協定を結んで、連携事業を行っていくための予算等であれば非常に分かるんですけども、ちょっと理解ができないんですよね。その前提となる条件が見えないです。 もう一度ちょっとお尋ねしたいんですけども。協定を結ぶためにかかる経費を捻出する、これは予算なのか、お尋ねします。
委員長	村長
村長	申し訳ございません。 連携協定をこだわるものではない。連携協定は、たまたま今、昨年度事業を実施した2つの部分。 この事業自体が、包括連携協定という部分ではなくて、村に対してどういう助言をして、助言というののもちょっと失礼になるんですけど、そのワークショップとか地域でのフィールドワークの中で、どういうことを勉強というか、地域の方とやっていただいて、それをどう地域や村にフィードバックしていただけるか、こういった部分で今のところ。 だから、先に話し合いをして、こういう事業という決め方ではなくて、その中で効果的な取り組みがあれば、まち・ひと・しごと総合戦略の官民連携の中での取り組みになる得というときに、まず事業を行うという形でやっておりますので、ちょっとすごく分かりにくいかなと思いますけど、この事業については、村としてプラスとなる取り組みに対して民間の企業、企業さんはまだ来ておりませんが、学校との連携の中で取り組みを行うことに対する費用ということで、ご理解いただきたいというふうに思っているところです。
委員長	6番 高橋委員
6番	すみません、最後にちょっと意見めいたところで質問させていただきたいんですけども。

	ぜひ、これを行うのであれば、やはり審査過程、どういうふうな形で連携した事業、その調査も含めですけども、していくというのを明らかにしていただきたいなど。 これを行うにあたって、やはりどういうふうに窓口があるのか、東峰村と連携したい方々への窓口、この事業の募集的なところをしっかりとオープンにしていきたいなと思います。 それがちょっと今、やり取りの中でも、どういうふうに受け入れているのかというのが全然不明確だったので、だったらしっかり要項であったりオープンをできるものにして、こういう形で東峰村はいろんな民間企業、大学等とも連携していきたいということを明らかにして、ぜひ、呼び込みもしっかりしていただきたいなというところで、ぜひ、その辺も取り組んでいただけますでしょうか。
委員長	村長
村長	ありがとうございました。 そういった部分についてですね、今のところちょっと話が合った分について、この事業を活用しようかというところで始まったところがありましたので、やはりまち・ひと・しごと総合戦略のKPIを達成するためにも、やはりそういう広い呼びかけと、その審査と申しますか、事業に対して「こういうことがありました。」「こういう効果もありました。」という報告、お知らせをする。その部分もちょっと足りてない部分もございましたので、そういったプロセスと言いますか、やはり効果的な情報発信をすることで、また、次の連携を生むという形ができればいいというふうに思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。
委員長	10番 伊藤委員
10番	別の質問をさせていただきます。 2款1項7目、予算書では123ページ、村づくり基金事業費の関係で、生き生き事業助成金を、ここに100万という形でですね、予算化はされてありますが、実質100万程度毎年支出はされているみたいなんです、この内容についてですね、非常に精査ができてないんじゃないかと思っております。 実質、この条例の中の設置目的では、産業、経済、文化、教育、福祉等の分野の指導者や後継者育成と豊かな活力ある地域づくりに貢献する創造性の豊かな人をつくると、いうものが目的とされております。 ところが、今般ななか利用されてある方が、個人的なですね、感じのもので利用されたというのが、経緯の中に私自身あるかなと見て考えております。 それで、この中身をですね、しっかり精査をしていただいて、この利用はしてもらわないと、せっかく村づくりのために作ってきた基金でもあります。 これは、使用回数が3年かな、に1回しかできませんとか、いろんな条件は付けてきたと思いますが、この生き生き委員会に出る前の総務課におけるですね、受付の審査をもう少ししっかりやっていただかないと、委員会に来たときには、駄目だということはなかなか言いにくいということが、委員さんの中からも時々声が聞こえております。 だから、しっかりその辺りのところをですね、この100万という、今年度予算は100万円にしておりますけど、多かったらまたこれを超えるかと思うんです。これはもう基金の中からやっていくものですから、100万になりましたから駄目ですよとは、なかなか言いにくいところもあるんでしょうから、その辺りのところをですね、しっかり審査をしていただけるような形の体制は取っていただけるんですかね。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	先ほど委員さんおっしゃられたようなですね、十分な精査というのをですね、再度こちらのほうも心がけて、令和5年度から取り組みをさせていただくことを考えてお

	ります。
委員長	7番 大蔵委員
7番	主要事業説明書の23ページ、2款1項8目諸費の中の防犯灯に係る経費。街路灯に関してもここでもよろしいのでしょうか。 12月議会の折にですね、ほたるの街路灯が村のほうに管理委託が戻ったということで、緊急性を要する塔が腐食したりとか電球が切れたりということがありまして、そのときの村長の答弁では、年度内に100カ所全部調査をして、緊急性があるものについては費用をかけて、撤去するなり改善するという報告でございましたけれども。補正予算には上がってないようでございますので、この防犯灯の修繕費、また、設置工事の中にそういったことが入っているのか、お聞きします。
委員長	福島主任
総務企画課主任主事	今年度の予算で調査費を上げてさせていただいておりますが、現在委託しまして、村内のほたるの防犯灯、それとその他の防犯灯を含め概ね400カ所程度ですね、今調査中でございます。 それを含めまして、緊急性があるものに関しまして、今回上げさせてもらっております予算で対応をしていきたいと考えております。以上です。
委員長	7番 大蔵委員
7番	12月の一般質問の答弁のときに、村長は、全体的な計画をした後に整備をしていくということでございますけれども、整備計画等々はできているのか、お聞きします。
委員長	福島主任
総務企画課主任主事	整備計画等はまだ現段階では策定しておりませんが、現在行っております調査を踏まえまして、整備計画等を検討していけたらと思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	主要事業説明書の50ページをお願いします。 9款1項2目非常備消防費についてです。 その中の高視認性活動服購入について、お伺いします。予算説明会の折にも少しお尋ねをさせていただきました 現状、団服、法被のほうと活動服の2種類を団員のほう持っている形になるかと思えます。その説明の中では、訓練服のほうの更新というお話でした。 全国的に見ても、この法被のほうがだいぶ廃止をされる消防団も増えてきているとお聞きしております。2つ維持するよりも1つに統一したりして、経費の削減と言いますか、団員にとっても、なかなか法被を洗濯したりですね、管理するのが大変だったり、なかなか慣れない服と言いますか、というのもあつたりするんですけれども。 現状のところそういった活動服の統合というかですね、を検討される見込みはありますでしょうか。
委員長	福島主任
総務企画課主任主事	現段階では団服の廃止等は、検討はしておりません。 今後に関しましては、近隣市町村の動向だったりですね、うちでの実用性、現状も加味しながらですね、検討、その辺りはできたらと思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	今回、購入を予定される服については、防火性能、その辺を加味されたものでしょうか。あくまでも訓練専用の服という意味合いでしょうか。
委員長	福島主任
総務企画課主任主事	見積もりいただく段階ではですね、防火性の特化したものと、あくまで訓練用、2種類の仕様書でいただいておりますが、今回計上しているものに関しては、防火性ではなく訓練に特化したもののほうで計上させていただいております。以上です。

委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	もう予算出ている中で、非常に言いにくい部分でもあるんですけども。 せっかくこの金額をかけて全更新を図っていくのであれば、より後年、あとの年度にわたっても効果的な方法を取れば、後々の維持管理の部分も繋がってくるかなと思います。 もし検討できる余地がありましたら、担当課なり庁内において検討いただき、消防委員会等の検討も必要になってくるかと思いますが、ぜひ、そういった部分も視野に入れた検討の余地はありますでしょうか。最後の質問です。
委 員 長	村長
村 長	すみません。防火服の仕様まではですね、自分も存じ上げておりませんでした。 先ほどの分で、やはり機能とですね、団服の統合という部分、これについても、団員の意見、また消防委員会等での協議を踏まえて、ちょっとスケジュールの確認もしなければいけません、最も効果的なこと、効果的な部分をですね、調整、検討させていただきたいと思います。
委 員 長	10 番 伊藤委員
10 番	予算書の175ページの地方債のですね、残高見込における調書の中でお尋ねしたいんですが。 前々年度の残高が43億2,000万と。前年度、今年度の見込みが47億1,200万という形で、今度は49億8,400万、少しずつまだ地方債のですね、残高のほうが増えてくるというような形で予想はされておるんですが、もう災害から7年、いろんなものについてもですね、災害は終わりつつあるのかなというところがあると思います。 それから、建屋的な大きなものについても、あまり今から先に考えられておるところはないのかなという気はしておるんですね。 ただ、結局このままでいくと、ずっと残高見込が多く、返済のほうはですね、確かにやってきておりますし、ある程度下がってくるのかなと思っておりますが、なかなかこの残高見込のほうはですね、下がってこないということで、将来的な計画の中が分かりませんけれども、その辺りのところをですね、ちょっと村長のほうからお答えいただいて。じゃあ、残高はこれから先どう変わっていくのかと、それから、どういう考え方をしておるのかというところをですね、お教えいただけたらと思いますが。
委 員 長	村長
村 長	起債の残高につきましては、災害以降、先ほど議員さん質問ございました、29年災害以降災害復旧事業債が、結構金額としては大きなものになっております。 将来的な残高、そういう起債の動向については、今のところ災害復旧事業債というのは償還期限が10年でございます。過疎債が12年、合併債等が標準的に10年という形で年度の償還額を推計しながら、事業の推進を行っているところであります。 今年度についても、ちょっと防災無線の関係で、やっぱりどうして老朽化と部品等の確保の関係で更新しなければいけない。それについても緊急防災・減災事業債、7割の交付税措置がある、そういった事業を有効に使いながら行っているところでございます。 残高の見込み自体は、ここ数年は同じぐらいの金額で推移するというふうに見ております。 あと日田彦の関係の事業、この財源がどういう形になっていくか、県のほうのですね、推進交付金とか基金の関係、そういった財源をともに手当を探しているところではございますが、その残余については、やはり過疎債を借りるとかいう形になりますので、この辺りが6年度以降の事業計画、これがちょっとまだ見えておりませんの

	で、その部分を踏まえながら、公債比率とかそういった部分については、概ね良好な数字をですね、推移しているところがございますが、やはり金額が増えるという部分については、極力下がると言いますか、抑える形での事業の長期計画はしていかなければいけないというふうに思っております。 ちょっと具体的な数字としては、今お示しできるところはございません。申し訳ございません。
委員長	10番 伊藤委員
10番	今、お答えいただいた点については、公債比率については、それほど悪い形ではありませんので、十分いいのかなと。 ただ、まだ今回あるのは、先ほど村長が言われたとおり、JRの関係等々で、県の補助金を使いながらですね、振興はやっていかなきやいかんと。 ただし、その中で、答えとしては今のところ、ものはないという形ですけれども、実質言って、これは、私の個人的な感じなんですけれども、まだまだ横ばいで増えるんじゃないかと。 返済のほうもですね、なっています。緊急防災だ、なんだと、いろんなものについて借りて、返済がもうあと2、3年ぐらいから来だすのではなかったかなと思っているんですよ。 その中で、残高的にですね、できる限り減っていかなきやいけなないと、そういった場合に、じゃあ、まだ、BRT の関係もまだ計画がきちんとできてないから、非常に答えにくいところはあるかと思うんですよ。 ただ、目途としてですね、ある程度のもので何年、BRT が終わればある程度大きなものについては終わりましたから、これから先は返済としてですね、減るとかいったような見込みが、ある程度考えておかなければいけませんから、その辺りのところを加味して、今後行政に生かしていただけるかということも、もう一度お聞かせいただきたいんですが。
委員長	村長
村長	残高の推移につきましては、この表で見るところの当該年度中償還見込、この金額については、利息の分については、残高から減るという形になります。見方のほうなんですけど。 ですので、1つの目途もなかなか見にくいんですが、6年、7年、8年、この数字が、前はですね、30億円台でしたが、やはり災害以降40億円、もう50億に届こうというところがございます。 これ、はっきり何年というのは大変申し上げにくいところがございますが、しっかりこの表、また償還計画、また借入れの計画をですね、しっかり財政当局との調整を図りながら、過大な償還負担率にはならない。これについては、しっかりやりたいというふうには思っておりますので、これについてもしっかり努力はさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。
委員長	3番 佐々木委員
3番	121ページ、3目の12節委託料のところですが、インボイス制度取り組み支援業務とありますけれども、どのような支援をするのか、具体的に教えてください。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	インボイス制度につきましては、今年の10月から導入のほうがされます。消費税の確請求書の保存方式ということでですね。 今回村としまして、インボイス制度、そちらのほうを導入するということで、おかないとですね、課税事業者等にですね、仕入れ額の向上等でですね、影響のほうがあるということで現在進めております。

	その中で、今回予算で計上しました委託ですけれども、その中に関しましては、現在村のほうで、ちょっと懸案をしてある事項ですね、課税の取引、そちらのほうのインボイスがですね、どのようなものに対応するのかとか、そういう辺りがやはり専門知識のほうが必要な部分が多々出て来ます。 その辺りに関しまして、こちらのほうの歳入データの精査等を行っていただいたりとか、その他条例とかですね、その辺りについてもですね、改正等が必要な部分があればですね、こちらのほうも対応していただくということもありますし、あとはですね、入札時等にですね、消費税の取り扱いとかの見直し等、その辺りも必要ではないかと。 あとはですね、私たちもですね、なかなかこのインボイス制度というのには知識がない部分もありますので、そちらのほうのアドバイスとかですね、その辺りのほうも予定をしているところであります。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	今の説明でいくと、事業者に対する支援ではなくて、これを前もって勉強しなきゃいけない職員が研修をするための委託での研修と、そのための費用ということになりますか。
委員長	熊谷係長
総務企画課係長	インボイスの導入に関しましては、こちら庁内のほうのですね、インボイスの導入、役場内のほうのインボイスの導入についての委託というようなものがメインとなりますので、他のですね、商工業者の方に関しましては、そちらの対応のほうが商工会とかですね、商工観光のほうが行っていくのではないかなというふうに思っております。今回は役場内でのインボイス制度についてということになります。 研修自体もですね、こちらのほう、見積もりのほう入ってはおりますけれども、大きいのはですね、やはり消費税の区分、課税区分とかですね、その辺りの調査というのが一番大きな部分になってくるかなというふうに思っております。
委員長	以上で、総務企画課を終了いたします。
休憩	
委員長	次に、住民福祉課に移ります。 10時35分まで休憩いたします。 (10時25分)
再開	
委員長	休憩前に続き、再開します。 (10時35分)
委員長	住民福祉課の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質疑はありませんか。 6番 高橋委員
6 番	主要事業説明書37ページをお願いします。 4款1項3目環境衛生費の香華園運営費、予算説明会の折にも聞いたとは思いますが、前年度から運営費が半減しているかと思えます。その理由について、お尋ねいたします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	香華園の運営費に関しまして、昨年度から半額ほどに減額をされているかと思いますが、こちらに関しましては、令和4年度に香華園の修繕工事がございますので、そのために4年度の費用が、例年に増して費用がいつもより高かった状況でございます。 令和5年度につきましては、その修繕費用が発生いたしませんので、元の費用の3

	00万のほうに戻ったところでございます。
委員長	3番 佐々木委員
3番	説明書の37ページ、4款1項2目の予防費のところですが、新型コロナウイルスワクチン接種ですが、5年度も何回か接種する予定があるから予算立てしているんですけど、どういう形ですか、今分かっている範囲で結構ですけど、教えてください。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	新型コロナワクチン接種につきまして、令和5年度の今の国の説明に従っての範囲ですと、令和5年度に関しましては、2回予防接種を予定されております。 概ね前半に、5月に高齢者のみの接種が1回と、それから後半、10月から12月の期間で高齢者と60歳未満の方の接種を対象に実施する予定になっているところでございます。
委員長	3番 佐々木委員
3番	いろんな、これまで5回してきましたけれども、あるお医者さんによると、かえって体に悪いから、もう打たんほうがいいんじゃないかというようなこともですね、週刊誌等々に載っておりました。これまで5回真面目に受けてきた方たちの中にも、もう受けんというような方もおられるようです。 半年ぐらしか効く期間がないという情報もあるんですけども、これは、担当としてどのように考えてありますか。 やっぱり打ったほうがいいのか、将来的にやっぱり体の影響を考えたときにね、ちょっと疑問がつくよという方もかなりおられるんですね。そういったところをどのように考えておられるかなと思ひまして、お尋ねです。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	コロナワクチンの接種に関しては、やはり副反応の問題、それから、抗体の持続、効果の問題、いろいろな問題が、過去5回ほど高齢者の方については接種をやってまいりましたが、その中で問題としては上がってはきております。 ただ、やっぱり一定の効果はですね、この予防接種によって重症化防止ですとか、そこが一番重要だと思うのですが、そちらに関しまして、やはりワクチン接種を続けていくことは必要だと考えます。 ただ、あくまでもそれは専門家が示している意見ではございますが、一人一人に強制するものではないと考えております。 その接種の効果と、それによって受ける健康被害のほうと、それを比べながら、最終的にはご本人が判断していただくしかないと考えているところでございます。
委員長	7番 大蔵委員
7番	関連です。 今、コロナのほうは重症化しないということで、コロナのほうはいいんですが、インフルエンザがですね、その分今年罹った人が、死ぬ目を見たという人がおるんですね。 そういったことを考えると、コロナワクチンの接種も大事でしょうけれども、インフルエンザワクチンの接種、これは高齢者だけですけども、もう一般の人に、村民全部にですね、対象として、村のほうが予算化すると。そういったことはできないか、お聞きします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	ご指摘のとおり今年度に関しましては、コロナウイルスとあわせてインフルエンザの流行も、散々いろんなところで起こっている現状がございました。 それで、インフルエンザのことがなかったかのように、今までそういった錯覚する

	ようなとられ方をしていたところがあったかと思うのですが、インフルエンザはインフルエンザで、やはりコロナと同じくらい国に重大な影響を与えるぐらいの感染症という捉え方を国のほうもしております。 予防接種のですね、負担につきましては、これまでも東峰村は独自に65歳未満の接種の費用助成を行ってまいりました。令和4年度に関しても、これまでどおり費用助成を行っているところです。 通常定期予防接種として制度化されているのは65歳の高齢者、もしくは60歳から64歳未満で一定の障がいを持たれる方の接種を対象にされておりますが、東峰村の場合は、それにプラス若い方の接種の費用も助成するという形で支援をしているところでございます。
委員長	7番 大蔵委員
7番	コロナに関してはですね、もう村からの情報があつて、何回も呼びかけていると思います。 インフルエンザのほうも先ほど言いましたように、死ぬ目を見たとかいう人もおりますのでね、そういったことの住民に対する周知をお願いできるか、お聞きします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	インフルエンザとコロナが同時流行することの大変さとかは、村として十分であったかと言われると、皆さんの受け取り方だと思うのですが。 ワクチン接種のご案内の折にそういったことも、全戸配布のチラシ等の中で載せていたところではございましたが、それだけではまだ足りなかったとすれば、また、今後内容を見直して、十分な周知を行っていきたいと考えております。
委員長	5番 梶原委員
5番	予算書の142ページですね、これ、小石原診療所費の中に入っていると思うんですが、薬のことですよね。医薬材料費だと思うんですが。 診療所に行ったら、ジェネリックをお願いしますとか、よく言われるんですよ。だから、新薬とジェネリックの比率が分かりましたら、お願いします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	ジェネリックと一般のそれ以外の薬品とのですね、専門家の方が見ればすぐに分かるものなんですけれども、請求において、実績において、それを集計していく作業は今のところ行っていない。 請求時にそれを区別して出していただけるかという、今のところちょっと業者に問い合わせましたところ、ちょっと難しいというところではございました。
委員長	5番 梶原委員
5番	なんでこれ聞いたかという、やっぱり診療所にしてもですね、ジェネリックであれば医薬費が安くなるということで勧められていると思うんですよ。 まず、新薬が欲しい人は新薬でしょう。どっちがいいかというのは、なかなか自分では分からないと思うんですよ。 だから、そのところをちょっとお聞きしたんですが、比率は分からなくても、そういうふうになら、ジェネリックって勧めるんですよ。 今言ったように、経費を安くしようと、看護師さんが努力をしているということに対して、ちょっと自分は思ったからお聞きしたんですが、ジェネリックにしてどれくらい医薬材料費が安くなっているのかなというのが、ちょっと知りたかったんですけど、分かればお願いしたいんですよ。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	おっしゃられるとおり、後発医薬品、ジェネリックにつきましてはですね、国を挙げてやはり必要な薬剤がその方に届けられるように、ただ、医療費の適正化のために、

	このジェネリック医薬品をですね、導入していくように国挙げて進めているところでございますので、看護師、医師も含めて必要なことだと思うのですが、それによって、どれくらい医薬材料費が抑えられているかという、今の時点のですね、詳しいお調べしたものがございませんので、可能な範囲お調べしてみて、それによって、そういった結果というか、お示しできるようなデータが揃わないかもしれませんが、今の段階ではお調べしてみるということでは、お答えができません。
委員長	10番 伊藤委員
10番	医薬品の話ではないんですが、主要事業書の18ページ、7款3項の収益事業収入の中の鼓診療所、現状としてはですね、前回のときにも、これ利用者がなかったというようなことで報告、また話を受けているんですが。 そうしますと、今回ですね、ここに7万円というものを出示しておりますが、じゃあ、これは、何を基礎に7万円というのが出てきたのかなと。 実質、診療所はどうするのかという話の中にある中で、7万円という算定基礎をですね、出示しておりますので、まず、それについてお教えいただきたいんですが。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	鼓診療所につきまして、現在のところ広報しながら、診療の受診を待っているところではあるんですけど、診療実績自体は今のところないところでございますが、来年度に関しまして、0ではない可能性もございますので、4年度並みの収入として計上をさせていただいているところでございます。
委員長	10番 伊藤委員
10番	これ診療所運営委員会等ですね、協議はまたしていく話になるんでしょうけれども、実質考え方として、どんなふう考えているのかというのが見えないんですね、こんな7万円を毎年出して、実績はなかったと、費用は240万払いよと。 それは、県のですね、補助金の関係があつて、いろいろされてはあるんですけども、これはもう一昨年からこれに対する話はですね、ずっとやっているということの中に、全然そのもの自体が進んでないんじゃないかと、いう形になるんじゃないかと思うんですね。 その中で、7万円、なんでこんな数字が出てくるのかなという、不思議に思うところ出てきますよね。利用される方も、いろいろと利用をされてないということで、最終的にはこれ、そういう運営委員会の中で決定はされるんでしょうけれども、早期の形を取っていかないと、昨年並みのですね、7万円だけ上げましたということでは、ちょっと予算としてお粗末じゃないかということをおっしゃるを得んとですよ。 実質、この話を全く進めてないんじゃないかと、いうところが見えますのでですね、しっかりその辺りのところは協議していただいて、同じような数字を出すような形ではですね、ちょっとお答えとしてお粗末かなというところもありますので、しっかり検討をいただきたいと思いますが、いかがですか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	鼓診療所の問題につきましては、数年前からですね、どのようにすれば鼓診療所に患者さんがまたご利用いただけるのか、そういったことも含めて協議をしてまいっているところでございます。 現在のところですね、鼓診療所への診療希望のある方は予約制で受診をくださいということで、ご案内の全戸配布と併せて東峰テレビ等でもご案内をしておる関係で、この収入に関しましては、そういった推進のための受け付けとか、患者様の問い合わせ等があったときの受け付け等の費用、併せて今現在、鼓のほうから利用している患者さん等への状況の調査等を行うための費用などを想定しているところでございます。
委員長	住民福祉課長

住民福祉課長	すみません、先ほどの追加なんですけれども。 そういった鼓診療所に患者さんが、本当にニーズがないのかという状況も、皆さん方の意識を改めて調査するのと併せて、今後そういった推進が進んで、患者さんが実際受診をされたときのために、受付等の費用として、結果として患者さんが、受診者の方が実績として上がった場合の医療収入として想定しているところでございます。
委員 長	10番 伊藤委員
10 番	村長にお尋ねします。 鼓診療所の考え方はどうなんですかと。 正直言って、対応的にですね、お答えはいただいたけど、そうじゃない、本来言っているのは、何年もかかってこの話はしてるんだから、その辺りのところ、また同じようなことでお茶を濁すような形じゃいけませんのでね、きちっとしたものについて、村長の考え方をお聞かせください。
委員 長	村長
村 長	鼓診療所のあり方については、先般から議員さんのほうでご存じのことだと思っております。 存続するか否か、否かまでは言いませんが、どう存続していくのか、へき地診療所でもございます。地域にとって、やっぱりその診療所の存在というものです、そういった部分を踏まえて、どう活用、利用していただくか、利用していただくための方策という形で、現在、先ほど課長が申された対応をしているというふうに、理解しているところであります。 今後についての方針というものは、まだはっきりその運営委員会等でですね、その結果を見ながら、また、県の医療指導課との協議や支援と言いますか、そういった助言をいただきながら、この診療所の存続について、どのような形がいいのかという部分について、はっきりここで来年、再来年という話はできませんが、この部分についてはですね、数年中にはやはり方向性はしっかり示さなければいけないとは思っております。 ただ、これについて利用される方、実質数年前、0という部分もありましたので、これを今、どう鼓地区の方に利用していただくか、また、村の診療所自体をですね、どう利用してもらうか、それについて検討しているところでございますので、今しばらくというか、もうちょっと様子を見させていただきたいというふうに思っているところです。
委員 長	2番 樋口委員
2 番	説明書の39ページをお願いします。 4款1項9目健康増進事業費です。 中ほどに、その他委託料、CATV番組制作委託料が115万5千円あります。 私、たまたまケーブルテレビの審議員しているんですけど、これの番組内容、それから年間番組の本数、もし委託先等がここで言えればお願いしたいと思います。
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	その他委託料に関しましては、ウォーキングマイレージ事業の実績というか、ランキング等の内容についてご説明の番組となっております。 それから、委託先としましては、東峰テレビのほうにお願いしているところです。 毎月1回ですね、この番組を委託制作をしているところでございます。
委員 長	2番 樋口委員
2 番	別の質問です。 説明書の38ページ、前のページですね、4款1項8目母子保健事業費です。 多くの種類の委託料がありますが、上から2番目の乳幼児健診医師等報償費

	で36万2千円、それから妊婦一般健診は委託料165万9千円、乳幼児歯科検診は委託料で12万4千円。 この委託料とか報償費で分けているところは、こういった関係で分けているのかということと、診療所の先生は、これには関係しているのかどうか、その2点をお尋ねします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	まず、乳幼児健診の医師等の報償費に関しましては、年間4回ですね、いずみ館のほうにおきまして、乳幼児健診として集団の健診を同時にすべての月齢・年齢に対して実施する際の医師や臨床心理士、管理栄養士等の報償費でございます。 妊婦一般健康診査委託料と妊産婦歯科検診、それから乳幼児歯科検診等につきましては、妊婦一般健診と妊産婦健診につきましては、医療機関に委託をして、直接対象者の方に医療機関のほうに行っていただいて、単価で契約をして、委託契約をしている分でございます。 乳幼児歯科検診の委託料につきましては、実際は、先ほど申しました年間4回やる乳幼児健診の中で歯科医師をお願いをして、その会場で実施はするんですけども、実際契約自体は朝倉歯科医師会と行いまして、通常村内の歯科医師のほうをお願いしているんですけども、そちらの事故等の対応で、何かあった際に代わりの先生を出していただける体制を取る意味で、朝倉医師会の委託として予算を計上させていただいているところでございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	この事業には、診療所の先生は一切かかわってないんでしょうか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	乳幼児健診に関しましては、村立診療所の医師のことでございますね。 通常、やっぱり乳幼児健診につきましては、専門的な診察技能が必要になりますので、小児科医の先生のほうにお願いすることがベストだと思っております。 こちらのいずみ館で行う健診につきましても、村外から医師を雇い上げしてお願いしているところでございます。 ただ、その村外からお願いしている医師が何かの折に来れない場合、代理で月に2回ほど今診療所のほうにですね、医師を補助で小児科の先生をお願いしているので、そのときに代理でお願いする場合もあるんですけども、通常は、村立診療所の医師は、この乳幼児健診についてはかかわっていないところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	先ほどの樋口委員の最初のほうの質問の関連なんですけれども、主要事業の39ページ、4款1項9目健康マイレージ事業のケーブルテレビ番組委託料についてなんですけれども。 昨年の決算委員会の折にも質問させていただいたんですが、この月間のランキングですね、必要でしょうかというところで、結構お尋ねをさせていただいたんですけども。 今回予算で上がってこらっしゃっているんで、必要だという結論を付けられたんだと思うんですけども、その必要と思われる理由をお尋ねしてもよろしいでしょうか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	今回ウォーキングマイレージにつきましては、健康マイレージということで、ちょっと新たに内容を変更いたしまして実施をしているところでございますが。 やはり皆さん、この事業に参加されるにあたっての、一番大事な参加意欲というものがあるかと思いますが、それをですね、やっぱり高めていただくために、皆さんの

	知る中でランキングとかを知っていただいて、自分がどの辺りにいるとかいうのを見ながら、モチベーションを高めていただくという機会になっていると思われるので、来年度もこの番組を継続させていただきたいと考えているところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	月に1回、自分のランキングというのが、確かに必要な部分はあるのかもしれないですけども。基本的には週に1回もしくは2週間に1回は、万歩計の方々は、機械に通したときに、その機械の中でいろいろランキングが見れるようになっているかと思えます。 基本的には、気になる方、そこで「どうなっているのかな」、使い方分からんときは分かる人にお聞きすると思うんですよね。そこで知る以上に、まだ意欲を高める必要というのが、テレビを通して必要なのでしょうか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	確かにおっしゃられるとおりに、このマイレージ事業につきましては、半数以上の方がですね、スマートフォンをご利用の方もいらっしゃいますし、万歩計だけの方につきましてはテレビを見ないと、やはり見る機会もなかなか少ない。 結果、実績を取り込みに行ってください折にはご覧になるかもしれないんですけども、テレビを通して全体の状況を見ていただくことも、1つのいい機会になるのではないかということはあるんですけども、やはりスマートフォンを多く利用されている状況も踏まえて、来年度の番組のあり方とかは、検討していく必要があるとは考えているところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	おそらくこの月間ランキングを出してた一番の要因って地方創生推進交付金を、最初獲得しながらやっていく中で、どうしてもこういうことも必要だったのかなというのちょっと推測されるんですが。 もう既に地方創生推進交付金自体は終わって、村の独自の財源で行っているものだと思いますので、ぜひ、その辺は検討いただいて、実情に合った形をしていただければと思います。 もう答弁はいただいているので大丈夫です。 別の質問をさせていただきたいと思います。 主要事業の33ページ、3款1項13目買い物支援対策費について、お伺いしたいと思います。 昨年来から価格高騰について、いろいろこの移動スーパーに関しても情報をいただいて、内情どうなっているのかという説明もお聞きした中ではあります。 その中でも、ちょっとサンピットさんとの契約の中で、いささかパーセンテージ、要は、売り上げに対する販売代行のパーセンテージが低いんじゃないかなと思うところがありまして、要は、お聞きしている中では、売り上げの10%という話になっております。 なかなかこれ、通常委託事業でなければ、この10%というその、要は、販売手数料ではなかなか商売としては成り立たないパーセンテージになっているかと思えます。 一方で、今全国で広まっている、とくし丸という移動スーパーの仕組みがあるかと思えます。 それに関しては、粗利が30%で、13%がスーパーで17%を販売事業者が収益を得るような仕組みになっております。 そういったふうに考えると、ちょっとこのサンピットとの契約というのは、ちょっと考え直していかないと、ちょっと村にとって不利な契約になっていないでしょうか

	と思うんですけども、その辺の販売契約の見直し等は、今検討されているんでしょうか。
委員長	村長
村長	ちょっと明確な答弁ではございませんが、最初移動スーパー導入のときに、とくし丸という事業、また、サンピットさんとの協議を行った中で、どういう条件でそちらのほうに決まったという経緯はですね、ちょっと自分は直接担当ではありませんでしたので存じ上げなかったんですが。 とくし丸事業も近場でもございますので、その10%という数字が適正かどうかという部分については、やはりこの事業が自走できるようになるところはなかなか厳しいと思いますが、それを見越した上で、どういう条件ができるのかという部分については協議をさせていただきたい。 ただ、一方的な協議ではいけませんからですね、やはり可能性を持ったうえで、あらゆる選択肢の中から、今後最も効果の高いやり方をですね、導入する検討は必要であるというふうに自分も考えておりますので、その後についてはしっかり、現状に甘んじることなく、やはり利便性という部分もあります。 サンピットさん、結構移動の時間がかかる。仕入れを入れるだけでも、やっぱり1時間半ぐらい往復かかるとかですね、そういった部分もございますので、ただ、近いところというのなかなか難しいので、そういった仕入れ、流通の関係、また、そういう利潤と言いますか、そちらの関係を踏まえて、ちょっと1年間やらせていただきましたので、再度検討、協議をさせていただきたいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6番	ぜひ、その辺検討していただきたいなと思います。 サンピットさんがすごい有利にしているというのを言うつもりではないですけども、とくし丸の考え方からいくと、やはり販売店舗のほうが、要は、移動販売の事業者に任せることで、やはり店舗で売る経費というのがない中での販売になるので、その辺はしっかり事業者のほうに利益を渡すという部分を、粗利の部分からしっかり考えられていますので、ちょっとサンピットさんは独自で移動販売を組み立てている中でこちらが参入していつているので、なかなかその計算方式が成り立ってないところもありますので、今一度両者がしっかり商売として成り立つ仕組みを検討していただきたいなと。 始まってしまってから、これやるのは難しいでしょう。とくし丸も、やはり販売者のほうにもしっかりと移動販売の利点の部分で負担をいただくというので、1商品当たり10円をすべての商品に加算して、それを半分ずつ事業者と販売者と利益を分けているという部分もあります。 やっぱり今後長く続けていける移動スーパーの活用を、しっかりと考えていただきたいと思います。 答弁は大丈夫です。引き続いて申し訳ないです。 主要事業の36ページをお願いいたします。 3款3項5目敬老者記念事業について、お伺いしたいと思います。 予算説明の中でもあったんですけども、今年度からですかね、集合開催のところにおきましては、1人当たり1千円加算というお話でお聞きをしました。 コロナ禍が落ち着きつつあるので、そういう集まってくる敬老のお祝いというのが増えてくるのかなと思いますが。 今回、加算をするというふうになった経緯、どういうふうな経緯でこの加算をしていくような決定をされたのか、ちょっとその経緯の部分をお聞きいたします。
委員長	梶原課長補佐

住民福祉課長 補佐	今現在ですね、東峰村地域福祉活動計画といったものを立ててございます。 この中で、住民の皆様にはアンケートを実施したところでございますけれども、「新型コロナウイルスの影響について」という設問の中ではですね、65歳以上では、「人と接する機会の減少による孤独や孤立」と回答した人がですね、12%ということで、回答した割合、65歳未満の方と全体と比較してですね、約3倍の回答がですね、65歳以上の方が回答したという結果が出ております。 それから、「地区のことについて」という設問の中で、地区のあらゆる人が集まる交流会の場についてということで回答いただいたのが、高齢者や障がい者、子育てしている親等が集う機会について、全体の45.3%の人が「必要と思う」といった回答をいただいております。 確かに、コロナ禍によってですね、今、地区での恒例行事というのがですね、お弁当を配ったりとか記念品を配ったりという形になりつつございますので、やはりそういう場を設けるために、今回予算化をしたところでございます。
委員長 2 番	2番 樋口委員 今の関連でご質問ですけれども。 集合の開催の場合は1千円加算、非常にありがたいと思っております。 私の地区の太行司地区のことを言えば、太行司地区では、昔は公民館でやって、公民館が水害に遭ってからは、そこの林業センターであっていますし、保健師さんにもですね、保健指導の講話をお願いしたところでございます。 地区の70歳以上の人に案内状を出してですね、来られる方のほうがやはり少なく、高齢でどうしても来れない人がおります。来られる人の人数と来られなくて、今までも欠席した方には記念品を上げました。 だから、今度集合開催の場合は1千円で、この人数の把握を、来られた人だけにするのか、来られなくて記念品を受け取った方は、昔どおりの1千円なのか、そこ辺がどんなふうに決まっているか、お尋ねします。
委員長	梶原課長補佐
住民福祉課長 補佐	高齢事業につきましては、実績でお支払いをしているということもございまして、当初参加予定で2千円という形で計上していてもですね、実績でお支払いしておりますので、会場に来られなくて、記念品だけをお渡ししたという形になればですね、記念品の1千円、2千円ではないと。集合して開催している場には来てないので、1千円ということで、来られた方については2千円、村としてはお支払いをしたいと、このように考えております。
委員長 7 番	7番 大蔵委員 39ページ、先ほどの健康マイレージの件ですけれども。 前のドコモから、今度のマイレージに変わって、対応端末が随分変わりましたね。 それで今、なんですか、端末購入補助とかが出ておりますけれども、対応端末が増えるような改善等々が行われてないのか、お聞きします。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	大蔵議員さん、おっしゃいましたのは、選ぶのが、種類がということでございますでしょうか。
委員長 7 番	7番 大蔵委員 フィットビット、ウェアラブル端末を借りて、それが対応できなくなった。 今度新しいマイレージになったときに、また対応できるウェアラブル端末を買いたいけれども、対応する端末が少ないですね、圧倒的に。 だから、多くの端末に対応できるようなシステム変更はできないかということです。

委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	追加説明ありがとうございます。 現在ですね、対応できる種類、フィットビット関連が2種類となっております、皆様方には大変ご不便をおかけしているかと思います。 現在のシステムについては、ちょっと委託業者のほうとも検討はしていただいておりますが、なかなか今の段階では、これから先増えるということは、ちょっと申し上げられず、また、この継続していく中で、いろんな業者の方が逆に手を挙げていただくのをお待ちするというのと、どういうふうにしていけばいいのかというのを検討してまいりたいと考えております。
委 員 長	7 番 大蔵委員
7 番	同僚議員が先ほど質問しましたように、最初は国から金に来てた。今は自分のところということで、予算が限りなくあるわけではないのでね、でも、その中でこういった事業が成功すればいいと思うわけでございますけれども、先ほど言いましたように、なるだけ低予算でもシステム変更ができるようなことを、ずっとずっと業者に働きかけていただきたいと思います。できますかね、それ。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	おっしゃいますとおり、やはり見直しは常に必要だと思っておりますので、少しでも利便性のいい形で、この事業が継続していきたいと思っています。 国の保険者努力制度の中の主要な事業の1つでございます。こうやって地元の企業の方との連携をしながら、皆様方が楽しみながら健康づくりに取り組んでいくということは、村にとっても非常に利益のあることでございますので、ぜひ、続けていきたいと考えておりますので、さらに改善するように努力をしていきたいと考えております。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	主要事業の35ページ、3款2項4目児童福祉施設費の直営分について、お伺いたします。 資料でも、保育士の方の人員配置等も出していただいたんですけども、令和5年2月1日現在の申し込み状況では、定員45名において28名の申込みとなっております。 美星保育所も人口減の部分も出てきており、今までは30人台であったんですが、20人台に入ってきました。 反対に小石原のほうは24名という形で、定員20名に対して24名ということで、同じ同数に近くなっているという部分もあるんですけども。 直営の部分も定員45というところでの施設のあり方があっているかと思います。 まず、1点目としては、園児数の減少によって、人員配置であったり、やはり園の経営ですね、というのをどういうふうに考えているのか、お尋ねいたします。
委 員 長	梶原課長補佐
住民福祉課長補佐	美星の定員につきましては、先ほど委員おっしゃられたとおりでございますけれども、今現在、保育士の配置基準に従ってですね、保育士を配置しております。 確かに来年度は28名ということで、今より4名ほどですね、人数は減ってまいるところなんですけれども、来年度からは障がいをお持ちのですね、乳幼児の方が入所するということもございまして、来年度はそういったところ、それから、延長保育を実施しているという関係上ですね、どうしても保育士の数が最低2人はですね、追加をしなくてはならないということもございますので、来年度については、今の現状の体制でですね、進めていきたいと、このように考えているところでございます。
委 員 長	6 番 高橋委員

6 番	ちょっと予算委員会で聞くのもあれなんですけれども。 定員45に対して28ということで、定員等のかかり開きが出てきているかと思います。定員の見直しであったり施設の規模という部分に関して、やはり今後の推移というのは、基本的に生まれる数から推測はできるところで、それこそ今や東峰学園で複式学級がと言われているところを鑑みると、やはり施設規模というのは、直営である部分に関してはしっかりと村は考えていかないといけないところだと思うんですけれども。 現状としては、今、課長補佐話されたと思うんですけれども、今のところ現状維持の方向のみしか検討していないということによろしいんでしょうか。
委員 長	梶原課長補佐
住民福祉課長 補佐	子育て支援計画というのを村がですね、現在作成をしております、残り2年ほどございます。 そういったところでですね、確かに委員ご指摘のとおり、定員の見直しについても県の担当課のほうから調査がまいりまして、乖離があれば修正をなさいという指導は受けているところなんです、2年後計画を改定するのであれば、その時点に見直しをしてはどうかという指導もいただいておりますので、ここ2年間でですね、見直しの検討等を行ってまいりたいというふうに考えます。
委員 長	5 番 梶原委員
5 番	ページ数ありませんが、先ほど言ったように、診療所のあり方ですね、この診療行政をどのように今後していくのか。今、先生が派遣で来ていらっしゃるけれども。 こんな田舎ですので、本当は何かあったら夜でも、土曜日でも日曜日でもかかるところが欲しいんですよ。今のところそれができてないと、でも、金はかなりかかっているということについてですね、自分たちはもう、ちょっと行って、待ち時間少ないから、いろんな話ができて非常に自分たちはいいと思っているんですが、今後、この診療所行政と言いますか、診療所をどのように位置付けていくのか。 どうしても必要であれば、まだ便利の良ようにしていただきたいと思うんですけれども、なかなか村で診療所をやっていくというのは難しいとは思いますが、この診療所を今から運営していくにあたって、どのように村長は考えているのか、お伺いします。
委員 長	村 長
村 長	診療所の運営につきましては、非常に厳しい状況の中で、今、東峰村立診療所、適切に運営していただいていると思っております。 その医師の問題については、もちろん医師の募集はですね、毎年行っているところではございますが、なかなか地形的な部分、いろんな課題があるかとは思いますが、まだ、募集に対して応募という形で来ていないというのは実情でございまして、今、県のほうにお願いし、自治医大のほうから派遣をしていただいているところであります。 診療所については、先ほど申されました時間外とか、そういった部分については、現在通いで医師がおりますので、そういった部分についても、本来村が想定というか、皆さんにとって一番使いやすい、地域に愛される医師、当然今の先生もちゃんとやっておりますが、そういった形で東峰村のために来ていただける先生が応募していただくというのが一番良い形だと思っております。それを目指して、今も毎年行っているところであります。 その中で、先ほどの問題であります東峰村立診療所と鼓診療所の関係、また、宝珠山診療所の継続等も含めて、全体的な医療体制を、村のロケーションの中で、場所についてもいろんな課題があると思えます。村立診療所については、かなり老朽化とい

	うか、補修も、防水工事とか雨漏りとかもございました。 そういった部分も、建物も含めて、医療体制も含めて、委員会等でですね、毎年議題には上がる部分でございますけど、しっかりどういう形、かなり存続するというのは最低限と言いますか、絶対条件だと思っておりますので、どういう形で存続することができるのかというのは、しっかりそういう中で検討しながら、村の方針を定めていきたいというふうに思っているところです。
休 憩	
委 員 長	時間が長くなりましたので、ここで、１１時３５分まで休憩いたします。 (１１時２９分)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、再開します。 (１１時３５分)
委 員 長	他に、質問はございませんか。 (質疑なし)
日程第３	
委 員 長	ないようですから、引き続き、日程第３ 議案第１８号「令和５年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 ６番 高橋委員
６ 番	主要事業説明書の７１ページ、６款１項１目保健衛生普及費のデータヘルス計画策定業務委託について、お伺いします。 このデータヘルス計画とは、どういう計画でしょうか。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	主に国民健康保険に関連する医療費適正化のための、生活習慣病等を中心とした現状分析を行い、それを約５年間でどのように改善していくかというような計画でございます。 大きな三大疾病であるうちの脳梗塞とか心疾患等を起こさないために、どのように今の現状を改善していくかというようなことを主にデータ化して、分析して、何に取り組んでいくかという具体的な計画でございます。
委 員 長	６番 高橋委員
６ 番	ちょっと説明で分からないところがあったんですけども、統計的なデータで村全体の取り組みにしていけるのか、あるいは今、三大疾病であったり、その予備軍の人たちのデータを基に、その方々の個別の計画を作っていくものなのか、お尋ねします。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	先ほど申しました、大きな疾病を起こさないための、もちろん個別計画が中心にはなりますが、併せて、全体としてどのような取り組みが必要かということも、この中で分析して、検討していくものでございます。
委 員 長	６番 高橋委員
６ 番	確認なんですけど、個別というのは、個人の方々の計画を作っていくということなんでしょうか。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	例えば糖尿病とかで、データのこの数値以上にある方がどのような、例えば、病院に行っていない方とか健診を受けていない方でデータが悪くなるおそれがある方、この状況にある方にはどのような取り組みをして、どういった保健指導をやっていくのかとか、医療機関にどう繋げていくのかとか、２次検査としてこういったものを独自で取

	り組みますとか、そういった具体的な行動計画といったものでございます。 特定健診の実施計画がございしますが、それと健康増進計画と一体的に計画をしていくものでございます。
委員長	3番 佐々木委員
3番	同じ71ページ、6款の2項1目特定健診の事業費のところですね。 特定健診受診率向上事業委託費、特定健診はもうほとんどの方が進んで受けているんじゃないかというイメージが、私の中であるわけですけども、それをわざわざ向上事業という形で委託をせないかんのか。その委託先と言いますか、そういったことをもうちょっと詳しく教えてください。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	向上事業につきましてはですね、まだまた東峰村につきましては、他町村に比べてまだ高いほう、40%台とかですね、まだ確実なものではないんですけど、40%台とか50%超えるか、超えないかとかいう受診率でございまして、まだ半数近くの方が受診にのせられてないような状況でございまして、やはり医療の状況も変わってきております。 前年度は、医療費の給付がすごく上がっていたところが、次年度には下がっていたとか、かなり伸びも不安定な状況だったりとか、そういったこともありますので、そのためにはやっぱりこの健診をしっかりと受診していただいて、村民の皆様の健康状況を把握し、何が必要なのかということをしっかり取り組んでいく必要がございまして、この受診率向上事業というのは継続して行っていく必要があるかと思っております。 これにつきまして、委託先としまして、キャンサースキャンという企業さんになります。 受診を一定年数されてない、村の健診を受けていただけてない、医療機関からも受診請求が上がってない方に関しまして、受診の勧奨を行っていくものでございます。
委員長	10番 伊藤委員
10番	成果説明書の67ページの10款1項1目の一般会計繰入金。 一般会計の中でもありましたが、その中で上から2番目の職員給与繰入金については、これは説明会の折に2名だということで説明を受けておりました。 年代もずっと説明を受けておまして、それは分かりましたが、下から2番目のですね、事務費等繰入金227万1千円ありますよね。 これについては、内容として、どういうものをこの事業繰入金の中に入れておるのかという説明をですね、お願いしたいと思います。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	国保連合会との事務等に必要経費だと思われるのですが、すみません。詳細に今、お答えができませんで、お調べして、後ほど回答したいと思います。
委員長	10番 伊藤委員
10番	明日の総括の折に説明をお願いします。
委員長	2番 樋口委員
2番	先ほどの佐々木議員の質問との関連ですが。 予算書の216ページのほうを見ていただきたいと思います。 同じように6款2項特定健康診査等事業費で、1目の特定健康診査等事業費ですね。 ここの委託料の中に552万1千円予算化されていますが、特定健診委託料は188万1千円、その他委託料のほうが金額が大きくて364万円です。 先ほどの佐々木議員の質問の中で、受診率向上委託費として委託しているところがあると。

	ただ、これだけで360万かかっているのかどうか、ちょっと分かりませんので、他の委託なんかも含まれているのかどうか、そういう内訳が分かればお願いしたいと思います。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	その他委託料につきましては、通常の村の総合健診とか特定健診として受診された方は特定健診としてカウントがされるんですけど、それ以外にですね、健診として受ける以外にも、医療機関で特定健診の検査項目と同じものを定期的に受けていらっしゃるって、だから、私はもう健診としては受けませんというような意思を示される方がいらっしゃいます。 その方につきましては、きちんと項目を網羅していれば、その医療機関から情報提供をいただくことで、受診にカウントすることができますので、そういった取り組みをいたしております。対象者の方にご案内をして、了承を得られたら医療機関から検査結果の情報提供をいただくものが1つ。 それからですね、先ほどもおっしゃるとおり、受診率向上のための委託事業が1つですね。 それから、1日推定塩分摂取量の検査料というものがございまして、大体1日に、おっしゃるとおり、高血圧等でどのくらい塩分を接種しているのかという推定がされるような検査がございまして、そういった検査もこの中でさせていただいているところでございます。
委員長	2番 樋口委員
2 番	関連で、引き続きですが、そうすると、特定健診委託料188万1千円というのは、住民健診時のときの委託料で、医療機関に行ってですね、特定健診を受ける場合があります。私もそれをやっているんですけど、そっちはこの364万のほうに含まれるということなんですか。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	医療機関等で特定健診として受診券を使っていただいて、受診をいただく分につきましては、特定健診委託料のほうに含まれております。 併せて、特定健診委託料の中にはデータ管理システムの委託料とか追加検査の項目等がいくつかございますので、それらも含まれているところでございます。
委員長	他に、質問はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、引き続き日程第4 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、これをもちまして住民福祉課は終了いたします。
休憩	
委員長	次に、ふるさと推進課に移ります。 13時まで休憩いたします。 (11時49分)
再開	
委員長	休憩前に続き、再開します。 (13時00分)
委員長	ふるさと推進課の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。

	質疑を行います。 質疑はありませんか。 2番 樋口委員
2 番	午前中の総務企画課のときに誤って質問をしましたので、まずその件です。 説明書の22ページ、2款1項6目企画振興対策費の委託料の一番最後の欄に、ホームページ管理委託、カスタマイズ委託65万5千円があります。 それから、25ページ、2款1項22目光地域情報通信費の中にも、中ほどに委託料の中で東峰テレビ局ホームページ管理委託26万4千円があります。 前の情報で、今年度ですかね、ホームページを大幅に改定するということを聞いていまして、それは大変いいことだなと思っています。 その進捗状況と、22ページのホームページ管理委託、カスタマイズ委託が、もう新しいホームページに対応した費用なのか、それから、先ほどの東峰テレビ局のホームページ管理委託、これと一体的になって、ただ東峰テレビの関係は別で管理委託だけをやっているのか、そこをまずお尋ねします。
委員長	室井主任
ふるさと推進課主任主事	先ほどのホームページに関しましては、今年度ホームページのリニューアルを行っておりまして、今年の3月23日から新しいホームページと切り替わる予定となっております。 情報発信の効率化のためにですね、今回新たにスマホ対応可であったり、AIチャットボットなどの新たな機能を追加しておりますので、その分を予算計上しているところです。 あくまでも管理運営に係る費用でございます。
委員長	中村主事
ふるさと推進課主事	東峰テレビのほうのホームページ管理委託に関しましては、東峰テレビ局のホームページの管理になりますので、東峰村の今回リニューアルされるホームページとは関係ない管理の委託となっております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2 番	そうすると、今の現在でも村のホームページから東峰テレビのほうに移行することができますよね。そこは変わらないのですか。東峰テレビのホームページは変わらないんですか。
委員長	仲村主事
ふるさと推進課主事	今回のホームページに関しましては、リニューアル等はされない、変わらないということになります。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2 番	そうすると、現在のホームページの、そういった東峰テレビは外した部分が、かなり大幅に変わるということによろしいですかね。 もう1つはですね、過去の主要施策の成果の中で、竹棚田ホームページの保守とかカスタマイズ経費が300万で出たのがありまして、それに比較したら、今回のホームページ管理委託、カスタマイズ委託が65万5千円というのが非常に安いので、ちょっと驚いているんですけど。 こういったことで大丈夫かどうかを、お尋ねしたいと思います。
委員長	室井主任
ふるさと推進課主任主事	こちらの管理委託料につきましては、あくまでも運営管理に係る部分のみとなっております。リニューアルは今年度終わっております。以上です。
委員長	室井主任
ふるさと推進	今までのですね、年間の保守費用としましては、年間が20万ほどかかっておった

課主任主事	状態です。 今回は、新しくホームページを切り替えて、先ほど申しましたように、情報発信の効率化のために新たな機能を追加しておりますので、その分がちょっと上乗せをされている状態になっております。
委員長 2 番	2番 樋口委員 再度ホームページについて、ご質問します。 竹棚田の立派な岩屋キャンプ場を含めたホームページがあります。これは、なかなかすばらしいと思います。 ただ、やっぱり村のホームページの中に、村にあるいろんな交流観光施設にリンクするというんですか、そこまでの紹介を含めたホームページに、今回のがなっているのか、なっていないのか。 なっていなければ、今後またそういったところも含めて整備する計画があるのか、お尋ねします。
委員長	池田主査
ふるさと推進 課主査	今回ですね、行政のサイトリニューアルと併せて、観光の分野のほうも、観光サイトのリニューアルを同時に行っております。 この分につきましては、観光庁の事業を活用してリニューアルをさせていただいているんですけれども、今の、現行のですね、観光サイトも、そういった観光施設、公共施設のリンク等を張っているんですけれども、同じく今回リニューアルする観光サイトも、そういったキャンプ場ですとか宿泊施設等、観光施設もですね、リンクする形でリニューアルを図っているところでございます。
委員長 6 番	6番 高橋委員 関連です。2款1項6目の企画振興対策費のホームページ関連の部分なんですけれども。スマホ対応にされるということで、よりスマホで見やすいサイトが変わっていくんだろうなと思います。 ただ、ホームページ、固定のページになりますので、そこにどういうふうに入っていくかというのが一番大事なところだと思っております。 大体もう皆さん、SNSから入っていくパターンというのが、今、多いのかな。検索ももちろんあるんですけれども。 昨年、一般質問でもLINEの扱い方、どうでしょうかというご質問をさせていただきました。 この委託費に、そういったSNSの管理も含め、そういった部分もされるのか、あるいはSNSからのホームページへの導入ですね、その辺の広報関係について、令和5年度の考えをお聞かせください。
委員長	室井主任
ふるさと推進 課主任主事	まずですね、LINEの管理自体はふるさと推進課のほうでしておりまして、ラインの画面にですね、AIチャットボット、今回新しくホームページの中にAIチャットボットという機能を付けるんですけれども、LINEのボタンを押すとAIチャットボット、ホームページのほうにリンクが飛んで、この中でAIチャットボットの機能を使えるなどの機能がございます。
委員長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	補足をさせていただきます。 今回ですね、令和4年度にホームページをリニューアルしたときにですね、さっき言いましたLINEにチャットボットというのを付けております。 このチャットボットがどういうものかと言いますと、ホームページ上に付いておりまして、そこに検索のワードを入れると、例えば、住民票と入れると住民票関連の、

	これが知りたいですかということで上がってくるようなシステムになっておりまして、そちらを今度ですね、合わせまして、LINE のほうにもそれが使えるようにしております。 ですので、LINE から入って、例えば、手続のことを知りたいというふうに打っていただくと、ホームページのほうに直接誘導して、例えば、住民票の案件でしたら、住民票のご質問に対する答えということで、ホームページのほうに誘導できるようなシステムを作っております。
委員長	6 番 高橋委員
6 番	LINE をかなり使われている人であれば、すごい使いやすいシステムだなと。メッセージ欄にキーワードを入力すれば、すべてその情報に、リンク先が出てくるんだと思いますけれども。そういう機能があると思います。 となると、やはり東峰村の LINE の扱い方ですね、今、観光関係のほうが重視されている部分が、ちょっと生活寄りになってこないと、この LINE 自体が、やはり行政一般、生活一般のものとしての情報の場というところの認識ができないのかなと思いますので、今一度 LINE の立ち位置ですね、というのがどういった立ち位置なのかというのをはっきりしておかないと、なかなか利用にも繋がってこないし、そういう機能が付いていることすらも、あまり分からないのかなとは思っていますので、質問としてさせていただきますと、どういうふうにそういうチャットボットができたかということであつたり、こういう機能を実装されてます。こういうふうに使えます。あるいは、これから行政のお知らせあたりも、こういうところから発信をしていきますというのが、されるのか分かりませんが、そういう広報をされる予定はありますでしょうか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	高橋議員さんおっしゃられるとおりですね、今のところは、LINE はどうしても村外の方の方向けのことが多く発信しております。 ですので、今後はそのようなチャットボットも LINE から使えますよというような広報ですね、それを加えたりとかですね、あと、実際もっと便利なアプリで、LINE で、確かに他の自治体で言いますと、地元の住民向けのほうに情報の紹介とかですね、手続きを流したりとか、プッシュ通知と言って、画面上に上がってくるような通知が機能するものもあるんですけども、そこまではまだうちでは検討はしておりませんので、今後の検討も含めまして、またうちのほうで考えていきたいと思います。
委員長	5 番 梶原委員
5 番	予算書の 124 ページ、地域交通対策費についてです。 A I オンデマンド車両購入とあるんですが、これ A I オンデマンド、タブレットは別にまた買うようになっているみたいなんですが、A I オンデマンド車両購入費というのが 2 台分上がっているんですが、2 台で足りるんですか。
委員長	和田係長
ふるさと推進課係長	今、梶原議員からですね、車両 2 台で足りるかという質問ですけれども、これにつきましてはですね、東峰村で 2 台の車両導入を検討しております。 そして、もう 1 台はですね、予備としていずみ館の福祉車両を、既存のやつを用意したいと思っています。 近隣町村の車両導入実績を見てみますと、まずは過疎地域や中山間地域で、やはり 2 台体制でやっているところが多くあります。 東峰村もですね、まずは 2 台体制で行ってみて、その後状況を把握したうえでですね、車両増加等検討する余地があればですね、協議会のほうで諮っていった協議を進めていきたいと思っております。以上です。
委員長	5 番 梶原委員

5 番	今、いずみ館の車両を予備車として使うとかって言っていましたけど。 これがですね、予算書のA I オンデマンド車両購入費となっているから、これ特殊車両ですか。
委員長	和田係長
ふるさと推進課係長	車両についてはですね、一般車両になります。 これはなぜかと言うとですね、東峰村の過疎地域であってですね、自家用有償運送を行いたいと。これは一般に言うと、普通の免許で運転できるような乗合タクシーとすることを目指しておりますので、今回ですね、車両についても一般の車両で思っております。 その中でもですね、やはり人が多く乗れるような形で、ハイエースなどをですね、そのようなイメージ等を予定しております。以上です。
委員長	5 番 梶原委員
5 番	それでやれるのは分かるんですが、この地域交通対策費の中に、結局杷木線の補助費が全然、去年とあんまり変わらないと思うんですね。 そのオンデマンド車を入れると。ここのところの説明をお願いします。
委員長	和田係長
ふるさと推進課係長	杷木までの費用についてはですね、令和5年度につきましては、今年と同じような形で予算化しております。 地域交通、二次交通、今度A I オンデマンドについてはですね、令和5年度についてはですね、まずは村内路線でやっていくということで、杷木までの路線については計上していないということで、東峰村から杷木まではですね、西鉄によって運行されるところで計画を見込んでおります。
委員長	7 番 大蔵委員
7 番	関連です。 以前、東峰村はデマンドタクシーを計画したことがあって、そのときあまりに高額になるから、タクシーチケットになった経緯がありますね。 そういったことを考えると、今度日田彦基金があるとはいえ、どんどん車両購入とか先にいってますけど、そもそもどのくらいかかってでもこの事業を続けるのか、何度も言いますが、予算がうちには潤沢な予算があるのか。 今、国の金が、日田彦の基金とか入るからこういったことができるけど、実際、自分たちの経済力から考えて、こういった事業を進めていくのがいいことなのか。 いつも思うんですけど、最小限の予算で最大の効果を上げる。そういった方法のためには、今あるタクシーチケットでも十分いいんじゃないか、そういったことも考えますが、執行部側としてはどんな、これが高額と考えてないのか、住民サービスにこれがベストなのか、そこ辺の比較ですね、費用対効果、そういったところをどんなふうに考えておるのか、お聞きします。
委員長	村長
村 長	地域交通につきましては、ずっと前から、平成18年度、そのくらいから地域の交通、そのときにはスクールバスとの一体化とか、いろんな検討がされたというところは記憶しているところでございます。 基本的にBRTが走り出す。これは、1つの広域公共交通にはなるんですが、それとタクシーチケットにおけるタクシー事業所、今、事業者は2社ございます。 先日の一般質問のときにも申しましたが、今、タクシーの部分での課題等もございます。そういった部分について、村としては、村内をくまなく走るA I オンデマンドの地域交通を走らせる。これがベストとは申しませんが、ベターだと思っております。 費用的にはですね、もちろんランニング、やはりプレイヤーさんと申しますか、人

	件費がかかるのがやっぱりもちろんのことです。 この中で西鉄バスとの重複路線になる部分とがありますので、この辺りをですね、きっちり踏まえていき、ちょっといくらならばオッケーかというところはですね、まだ明確にはありませんが、こういった部分で、少なくとも杷木の赤字補填の金額、これは、路線が、国道だけの路線という形になりますので、全村という形になったら、これよりも多少増えてもですね、村としてはやはりきっちり地域内の交通をやり遂げなければいけないと思っているところであります。
委 員 長	7 番 大蔵委員
7 番	先日の高橋議員の一般質問の折にも、使う人の上限が少なかったですね、見込み人数が。 そのくらいのあれを見ると、費用対効果は非常に悪いんだと思うわけです。 やはりそういったことも考えて進めていかなくちゃ、そして、誰が許可したわけでもない、議会が早く許可したならともかく、もう車両の購入まで予算計上している、こういったことでいいのかなと思うわけですね。 もっと全協なり、そういったところで議員に説明をして、議員からも「ああ、それはいい」と。それからの計上でも良かったんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	おっしゃられるとおり、実際ですね、協議会の中にも議員さんとして入っていただいていたというのがございます。 ふるさと推進課としましては、その都度決定された事項は、なるべく議員の皆さまにお知らせしていく、協議していくという思いでやってきましたが、なかなかその中でうまく情報が伝わってない部分があったかなと思います。 担当課として、その辺りがちょっと不行き届きではあったというふうには考えています。 おっしゃられるように、もっと深く詰めて、内容を審議してというのがございましたが、今年1年は、まず、昨日の一般質問でいただきましたが、日田彦山線に繋ぐ形の、BRT に繋ぐ形の、まず地域交通ということで始めてきましたので、そういったことで、予算の関係もあります。補助金等の関係もございましたので、こういった形での提案ということになったわけでございまして、当然ですね、もう少し審議を深めるための私たちの努力が必要だったかなというふうには思っておりますけれども、流れ的にはそういうことで進めさせていただいたということでございます。
委 員 長	7 番 大蔵委員
7 番	こういったお金をいただくんですね。そういったことのためにも、なおさら慎重にしくちゃいけないと思うんですよ。 お金を貰うから買ってもいいでしょうではなくて、こういったお金をいただくんだから、慎重に、慎重に議論を重ねて、そしてゴーサイン出すような、そういった進め方をしてほしいと思います。今後の運営ですね。 これは、始めるなら成功しなくてはいけないわけでございますけれども、これがどのくらい、思ったとおり見込の人数が足らなかったら、いつかやめる決断、そういったこともあるのか、お聞きします。
委 員 長	村長
村 長	地域交通関係は、地域公共交通計画というか、協議会を、これは計画を作ったからと言って協議会を終わるわけではなく、毎年効果等を検証していくものとなっております。 村の考えとしては、この地域公共交通におけるオンデマンドバス、この事業を村の

	判断でやめるということはない。ただ、その協議会の中であらゆる可能性がまた出でくることがございます。新しい技術が出ることもございます。 こういった部分については、より住民の方が使いやすいものとなるものが、出るということはゼロではございませんので、その可能性はございますが、現在においては、この地域公共オンデマンドバスを継続するという形で考えているところです。
委員長	2番 樋口委員
2番	関連質問です。 説明書の23ページ、地域交通対策費で、A I オンデマンドシステムで3,375万7千円があります。そして日田彦基金の補助金があるだろうということですが、これは初年度だと思います。 今度、来年度以降ですね、これを継続するときに、最初だからシステム費導入支援があると思います。プロジェクトマネジメントはどういったことまで続くのかちょっと分かりませんが。 来年度以降に日田彦基金もないのかなと思っていますけど、いくらぐらいの経費を見込んでいますか、お尋ねします。
委員長	暫時休憩します。
委員長	再開します。 和田係長
ふるさと推進課係長	来年度以降のシステム導入した後の、次年度の経費につきましては、概ねですね、人件費やシステム使用料含めたところの1,000万を見込んでおります。
委員長	2番 樋口委員
2番	今の1,000万は単独予算になるんですか。そこも併せてお尋ねします。日田彦補助金とかがあるかどうかです。
委員長	和田係長
ふるさと推進課係長	費用については、単独予算になります。 日田彦基金についてはですね、こういったランニング経費等は使用できないというふうになっておりますので、単独になります。
委員長	5番 梶原委員
5番	関連になるかとは思いますが、前、スクールバスを民間に委託しましたよね。 そのときから、何と言いますか、委託する前とした後、どれぐらい費用が安く上がるのか。また、このままいってたら、今、主体は村ですね。で、事業者に委託をするということなんっていると思うんですが、将来的にまた、今言ったように、全部を委託すると、民間業者に委託するということになれば、また、費用対効果のことも出でくると思うんですよ。 だから、その前にスクールバスを民間に委託、今、してますけど、もちろん台数は違います。台数は違いますが、大体計算すれば分かると思うんですが、どれぐらい安くなったのか、安くならんやったら民間に委託しなくてもいいんですよ。そのままやってもいいと思うんですが。 まずは、スクールバスがどれぐらい、民間に委託して安くなったか、お聞きします。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	すみません、そちらの件についてですね、私の課でちょっと把握しておりませんので、出せる数字としては、お調べをして出すしかございませんが、安くなったか、なかったかというのはですね、ちょっとその数字を見てみないと分かりませんので、後ほどというか、明日でもよろしいでしょうか。
委員長	5番 梶原委員
5番	ちょっと自分が、スクールバスは教育課と思うんですが、そのことを聞いたから、

	ちょっと分からないと思うんですが。 どっちにしても、この地域交通のオンデマンドであっても、また、ずっと村がやっていくとは思ってないんですよ。また民間か何かに委託をすると思うから、ちょっとお伺いしたんですが。 さっき大蔵議員も言いましたけど、費用対効果のことは十分考えてもらわないとですね、いけないと思うんで、一番そこを考えて、このオンデマンド方式をやっていただきたいと思うんですよ。 だから、最初こういうふうに、いろんな車両を買った、それからやっていくにしても、どういうふうなことでそれをやっていくのか、そのところを十分考えてですね、やっていただきたいと思うんです。 さっき言ったように、普通の車を買うと言ったですよ。だったらオンデマンド車両購入と、A Iは付けなくていいんじゃないですか。自分はそう思うから、ちょっとお伺いしたんですよ。 だから、そういうことも、もう最初から、小さいことですけど、そういうところも考えて予算は組んでいただきたいと思います。いかがですか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	議員おっしゃられますとおり、この表現とかですね、そういったことも含めて、ちょっと記載の仕方があれやったかなと思います。 当然、今回予算を提案させていただいておりますけれども、法定協議会、協議会のほうは来年度も引き続き継続して行っておりまして。その中で、まだ今のところ案という形でございますので、その中で慎重にもう少し検討していきながら、当初はBRTの開通ということがありましたので、そっちに間に合わせるという考え方でおりました。 それも含めて慎重に、もう少し来年度ですね、やっていくという中で、どういう方法がいいのかというのを、もう少し模索をさせていただきたいというふうには思います。 もう1点が、杷木線につきましては、近隣の自治体からもよくよく言われておるといいます、この件についても慎重に進めていかないと、負担金の問題が関係してきますので、その辺りも含めて、当然、今後詰めていかないといけないことが多々ありますので、それも含めて検討させていただきたいというふうには考えております。
委員長	6番 高橋委員
6番	関連です。 一般質問でもいろいろ質問させていただいたんですけど、やっぱり懸念される点が費用対効果の部分と、あとは全体的な構想が未だ見えないということなんですよね。 その部分について、少しお聞きしていきたいんですけども。 先ほどから杷木までの部分もデマンド化という部分を構想として持たれているようなんですけれども、結局既存の路線と競合という部分が非常にネックになってくると。 今回、部分的にというふうな言い方がいいのか分かりませんが、東峰村全域をデマンドタクシーをするということで、しかしながら、それが全体の構想の一部でしかないという話なんですよね。 それを始めてしまったけれども、路線が残るというふうな形になってしまうと、交通状況が二重になってしまいかねないかなと思います。 西鉄さんも、じゃあ、村内はデマンドされてるんで、村内はうちやめますみたいなことを言われると、じゃあ、塔の元までしか来ませんというふうになると、よりまた利用者の方の不便さというのも出てくる可能性もあるのかなと思います。 その考え方的なところで、スクラップアンドビルドのような話ではなくて、ビルド

	アンドスクラップで、先にしっかり作らないと、もうなくなってからじゃ、要は、再開できない案件が出てきているんですよね。 特に路線バスは、1回もうやめてしまうと、もう元に戻らないと思うんですよ。だからこそ慎重にやっていただきたい。 特に、杷木までの区間がもしデマンドにならなかつたら、今の話聞いててもどうなるのかなとすごく心配になります。 今、デマンドの話で、皆さん結構期待感が出ているのは、杷木まで行ってくれるんじゃないだろうかと、いうところに期待感が出ているんですけども、どうもそれなんか厳しいんじゃないかという話になってきたら、ちょっと風向き変わってこないですか。と思うんですけども。 すみません、話長くなって申し訳ないんですけども。 全体的な構想自体は、いつになったら固まるんですか。東峰村全体の、この路線バスも含め、要は、計画でいろいろ、特に1から4ぐらいまでですかね、方向性の部分で示されてた部分が、最終的にいつ固まるのか、お尋ねします。
委員長	村長
村長	すみません。いろんな形でまだ見えてない部分がございますので、懸念と申しますか、されるのはですね、ほんとこちらの説明と申しますか、それが足りなかった。反省しなければいけないことだと思っております。 このA I オンデマンドという部分と村内をくまなく走る地域交通という部分、それと既存の路線バスとの兼ね合い、この辺りについて。 路線バスについては、公共交通の協議会の中にも西鉄さん、タクシー事業者さん、協会さん入っていただいています。また、国の機関、県の機関、近隣の自治体の方にも入っていただいて、協議会については継続して実施するということになっておりまして、まず村内の路線を確立しようというのが、先ほどふるさと推進課のほうから説明があったと思います。 村内の路線を固めるために、今ちょっと2台という形で運行をする。これを将来的に村外のエリアもカバーという形にすれば、オンデマンドがいいのか、定時時刻標識がいいのか、半時刻標識というのもあるんですけど、そういった提案を受けながら、村外の路線について、杷木だけではございません。嘉麻、あちらの方面もあります。日田方面については、やはり BRT をきっちり使って、それに繋ぐ。その繋ぐためのシステム構築、タイムスケジュール等をですね、きっちり乗せるためにロケーションシステムとA I オンデマンドが必要だということで、今回提案をさせていただいたものであります。 今後の部分で、西鉄バスの杷木路線については、この中で、実際にどういう形で、西鉄さんも、村が走らせますから、来月から要りませんかとか、そういう形は絶対できませんので、協議の中で、いつ、どういう形で進ませていくか、また、浮羽方面とかいろんなバス路線を持っておりますので、そういった地理的な部分の関係等もですね、協議の中で、これは個別の協議にはなります。 それを踏まえて、協議会の中で検討をし、決定をしていって、どんどん新しいシステムの精度を上げていくという形で、今のところは考えておりますので、これについてさまざまなご意見、お伺いしながら、最もいい形で走り出したいというふうに思っておりますので、今後とも、村のご説明が足りなかったことについては陳謝申し上げます。 今度とも、この路線について、地域交通くまなく走るオンデマンドで、住民の方のニーズにいかにか効率的に対応できるか、という部分を進めたいというふうには思っているところでございますので、その辺りについてはご了解というか、ご理解いただき

	たいというふうに思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	もう村長、締められそうになりますけれども、一言言わせていただきますと。 やはりその実証実験のデータが不足しているというところが、まず、僕も不安感というところが来ております。 というのも、やはり平均的な数値で見てもですね、お試しで乗った数を引いていったところを考えると、やはり村内での移動というのがそこまで求められてないんじゃないかなという、今のところ。 乗合タクシーの実証実験で常時乗られてた方というのは、いずみ館にいられてた方なんじゃないかなと思うところを考えると、これを始めてもいずみ館バスに少し足し合わせた部分の乗降客数しかちょっと見当たらないです。 村民の方が期待されているのは、やっぱり村外に移動するときの便利な交通手段を求めているんじゃないかなと思う中で、ちょっと期待値を下がっているので、大丈夫かなという思いもあるんですよね。 この中途半端な形で始めてしまって、乗らなくて、経費がかかって、これ維持するの大丈夫かよってという議論になってきたときに、次の展開に行きにくいというのが、非常にもったいないなと思うんですよね。 だったら準備を万端にして、もう西鉄も踏まえ、こういう再編をします。じゃあ、やりましょう。これなら乗ってみたいわっていう、そこまで実証実験を進めていただきかったなというのが、非常に本心です。もったいないなと思いますので、ぜひ、今日出ている議会の意見というのをパブリックコメントとして、しっかり協議会の結論の部分に織り込んでいただきたいなと。じゃないと、パブリックコメントもなかなか住民の方も何書いていいかわからないと思います。 ですので、その辺を踏まえて、もう一度村長にご答弁いただきたいのと、もう1点、これに付け加えると話がややこしくなるんですけども、一般質問の折にも村外からのお客様が乗る機会というのを多々言われたかと思います。 現時点でBRTの乗降予想客数、どういう数字ではじかれていますでしょうか。
委員長	村長
村長	前段の質問の分でございます。 この地域交通の走り出しにつきまして、先ほどそれぞれ皆様、議員さんからいただいた貴重なご意見、これを踏まえて、やっぱり議会への説明不足であった部分、また、協議会の中でさまざま議論はしたところではあったんですが、これについての部分ですね、協議会また計画の中に、計画はもうある程度できておりますので、パブリックコメントという形で、これをどう改善していくかというところを踏まえて、来年度の事業については、どういう形でステップを踏むかというところはですね、今一度検討させていただきたいと思います。 ただ、実証実験自体はですね、実証実験の期間が長くなればなるほど別枠での予算も必要にはなっていないと思いますので、その分についても言われるとおり、慎重な議論の中で、よりユーザーニーズに合うと言いますか、そういった部分をきっちり議員の皆様にも説明を申し上げたうえで、導入について判断したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。 BRTバスの利用予測ですか。これについては、自分は直接JRさんのほうからそういう計画自体もですね、まだダイヤの発表もあっておりませんので、こっちについては、詳しい数字をJRのほうからは、提示はされていないというところが実情でございます。
委員長	ふるさと推進課長

ふるさと推進課長	先ほど村長が申し上げましたが、ダイヤそれから乗降者数がどの程度かというのは、まだＪＲさんからもそういった目標数値というのはいただいてませんし、村としても、じゃあ、どうかというのは、今の段階では持っておりません。 ただ、やっておりますのは、そのＢＲＴを利用して、この村に入ってきていただいたときに、観光地、小石原地域とかにどうやって繋ぐかというのを１つ目標として、いろんな観光アクションプランの中でも、そういったメニューを今作っております。 その中でＢＲＴを活用していただいて、村をまわっていただくというような考え方はしておりますが、その目標値が今現在決まっているかと言えばですね、そこまではまだ詰めておりません。 繰り返しになりますけど、ＢＲＴを利用してこの村に来ていただく。そのために、そういった地域内を走る交通も必要だろうということで、一緒にやってきたところでございますので、その辺りもまた今後検討させていただきたいというふうに思っております。
委員長	６番 高橋委員
６番	この辺がＪＲ、ずるいなと言いたいところです。 もう議員の立場だから、なかなか行政からそんなこと言えないと思うんですけども。 公共交通の協議会に委員として入っておいて、ＪＲのデータは出さない。それはちょっと、入っている中でどうなんですかねと。 やっぱり一緒に作っていく中で、予想される乗降客をどれぐらいで見込んで、平日がどうで、休日がどうで、どういうふうな流れを作っていくか。それでダイヤも決まってくるはずなんで、それがいい中でやってたら、じゃあ、ＢＲＴと繋いでくださいという話で、ＪＲから言われても、いや、ちょっとそれはデータがないので、こちらに乗れませんという話にしか受けられないと思うんですけども、この議事録から何かいろいろ読ませていただきました。 そういうＢＲＴと繋いでいただけると非常にありがたいみたいなご意見もある中で、でもＢＲＴの情報が全然出てこないというのは、ちょっといかんせん理解ができないので、ぜひとも議会から言われましたと言ってもいいんで、なぜ同じ協議会に入ってデータを出さないのかというのを、しつこく行政からも言うべきじゃないんですかね。 ダイヤ設定も、やはり大まかな部分を出さないと、じゃあ、村が頑なに開業に合わせますと言っていることとつじつまが合わないんですよ。片方だけ準備してます。片方は秘密主義ですというのでは話にならないので、ぜひ、それはＪＲ九州に速やかに言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ＪＲのほうからですね、こういうのをやってくれという申出とか、そういうのはございません。 協議会の中でも、なかなかまだそのダイヤとかのデータはいただいておりますが、開業の時期につきましても夏という、今現在、夏ごろということで止まっております。これは、工事の進捗状況とかいろんなことがあって、正式な月日、何月何日とかはもう少し、ちょっと公表に時間が欲しいということでございましたので、なかなかその日が未だに公表はされておられません。 ただ、村としてやれることを、その間でやっていこうというような思いで、いろいろ観光面も含めてやっておるところでございまして、ＪＲに対してはですね、今、議員さんが言われましたようなことは、こちらからもお願いしていきたいというふうには思います。

委員長 2 番	2番 樋口委員 関連というか、タイムスケジュール的なものですね。 やっぱりこのA I オンデマンドシステム3, 375万7千円、この費用対効果は誰しも考えるところだと思います。乗客数もまだ分からないけど、そういうようなものを始めなくちゃいけない。 このA Iを導入するのを決定する時期の前に、アナログで運転することになりますね。そこで、やはり実際の夏に開業をして、アナログでしながらどれだけの乗客があるか、ある程度推測ができると思うんですけども。 この資料では2023年秋以降というふうにですね、A I 導入と書いてますけど、もう少しやっぱり確かめたほうがいいかなと、私の考えですね。 その中で、車の購入は先にしていかななくちゃいけないですね、2台で1,000万ですね。 そのときにA I システムを見込んだのを車に積まなくちゃならないということか、それともう1つは、3,375万7千円のゴーサインを出すのが、アナログで、これはやっぱりA Iにしたほうがいいなという判断で決定して、発注をかけてもいいのかどうか。それとも、もう全く最初からA Iを前提としたシステム開発とかをしとかなないとダメなのか。 そういったところのタイムスケジュールと経費の関係が少し分からないので、お尋ねします。
委員長 ふるさと推進課係長	和田係長 スケジュールについてはですね、先ほど樋口議員さんが言われましたとおり、まずですね、夏までにアナログでやっていきたいと思っております。 そして、A I システムについてはですね、やはり導入に半年以上、各ポイント、地域、いろんな状況ポイント、乗車ポイント、そういったものが確認する必要がありますので、半年かかる見込みです。そうすると、概ね秋以降になるという見込みで説明をしております。 車両についてはですね、A I システムかどうかというのは、A I システムは基本タブレットを運転手さんに渡しますので、それを基にですね、運行経路を決定することになりますので、車両自体はですね、普通の車両で構わないようになっております。 ただですね、交通経路カードを導入する今予定にしております。そうすると車両についてですね、そのA I 回路の決済機能を持たせた車両についてはですね、一緒に車両に積む必要がありますので、それについてはですね、夏の開業に合わせた導入は、ちょっと厳しくなるということになりますので、当初はですね、当分の間は村にある公用車やいずみ館の車両を活用をしてですね、運行できればなというふうに思っておりますのでございます。以上です。
委員長 2 番	2番 樋口委員 私が心配しているのは、このアナログをある程度交通をやってですね、その後に、やっぱりA I がいいんだというふうに決定して、それから、今みたいな準備をしてもいいのかなのか。 やっぱりA Iを前提として、そういうシステムをしとくと、ひょっとして乗降客が少なかったら宝の持ち腐れにもなる場合もあるからですね、そこ辺のタイムスケジュールができればある程度アナログでかなり行って、そして、A I、これいけそうだなということで判断して、経費を投入するほうが、宝の持ち腐れになることを防げるのではないかなということで、質問したわけでございます。
委員長	和田係長

ふるさと推進 課係長	今、ご質問でですね、アナログでやって、その後の状況を見てということです。 まずですね、昨年の冬に実証実験を行いました時期にですね、アナログでやっておりました。 しかし、いろいろ手慣れた方で行っていましたが、やはり１日１０件以上の案件ではありましたが、非常にいろいろ連絡や調整等にてこずったというところがありました。 今回ですね、そういった不便性を解消するためにもですね、ＡＩを入れて、今後ＢＲＴを活用したお客さんも来られますので、なお煩雑化になる見込みもありますし、住民の利便性向上というところもありますので、ＡＩを活用してですね、より住民や観光客のニーズに合った運行をできるように、ＡＩシステムを並行して入れていきたいと思っておるところです。
委 員 長	３番 佐々木委員
３ 番	今の回答等を聞いておりますとですね、ＢＲＴ 開業ありきの地域交通に聞こえてですね、村民のための地域交通は二の次じゃないかというふうに、私は聞こえてきました。これが１つ。 それから、ドアツードアを基本にやるというようなこともずっと言ってきたと思いますが、今の言い方からいくと、拠点が何とかと言いましたね。どこで乗り降りするかというのを、どこにするかとかいうこともちょっと言ったと思います。これもちょっと最初のものとは違うような気がしました。 まず、そこをお願いいたします。
委 員 長	村長
村 長	地域交通に対して、関心の裏返しという形で、いろんなご心配いただいてありがとうございます。 先ほど佐々木議員さん申されました、昨日の一般質問でもちょっとございましたが、開業ありきではないかという部分については、それは開業のため、開業に標準を合わせて、そのときにやはりスムーズにＢＲＴに繋ぐために二次交通、地域交通を検討していたというのがございますので、それがそういうふうなスケジュール感になっていったというところでございます。 先ほどの部分の話もございますので、こういった形で走り出しを行うか、これについては、再度内部のほうでもですね、考えさせていただきたいというふうに思いますが、いかにＢＲＴが走り出したときにスムーズに繋ぐかという部分をですね、やりたいという思いがあったところです。 それでＡＩオンデマンドという話にもございましたが、その中で確実に路線バスやＢＲＴとの公共交通のほうに繋ぐ、そのためにタイムスケジュールとかをですね、きちんとルートを設定をしてやるためには、もうＡＩオンデマンドでないと、たぶん人力では難しいというのがございますので、導入を今検討しているところであります。 その中で、ドアツードアという話、基本的にはドアツードアでやるところでございます。 ただ、一部どうしても狭いところとかですね、ポイントの設置というのは、各全家庭入れるとしても８００ちょっとぐらいですので、そのぐらいのポイントを全部入れるのは可能ということ。また、スマホとかを使えば、今の場所ですみますとかいう部分ができますので、それについては、もうよほど条件が悪いところ以外はきっちり運べるところで、今、設定もできるというふうに、今の協議を行っている、ＡＩシステム、オンデマンドのシステムの業者さんからいろんな提案をいただいておりますが、そちらについては、そういう各家庭にドアツードアができるという部分と、さっき言

	ってました交通系ＩＣカードとか電子決済、そういうのも実装ができるということで、それで利便性、住民のニーズに応えることができるのではないかなということで、検討をしていたところでございます。
委員長	３番 佐々木委員
３番	今の説明である程度理解はいたしました。 それからですね、東北のほうに視察にいった方たちの意見の中にですね、ＢＲＴは観光客増加にはあまり結びつかないんじゃないかと、というような意見もあったんじゃないかと思いますが、皆さんどようにお考えでしょうか、そこは。 観光客に利用してもらうための地域交通を作っていくというようなことをしきりに言われておりますけど、本当にＢＲＴ開通し地域交通がある程度できたときに、観光客が増えて、ＡＩで本当にやらなきゃいけないぐらい増えるということ、増えなきゃいけないんですけども、本当にそういうふうに捉えているのかどうか、ちょっとそこをお聞きします。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	おっしゃられるとおり、今回ＢＲＴの視察に行っていた方からの報告では、東北のほうのＢＲＴの事業では、観光ではまず見込めないと、乗客の増加は見込めなかったという話の視察報告を受けております。 実績として、そういう形で上がっていたということですが、村としましては、確かにそういった情報なり実情を踏まえて、やってはいきたいと思っています。 確かに、おっしゃられるような形での成果は上がらない可能性も、観光ではですね、あるかもしれませんが、やっぱりそこに向けて取り組みを今行っておりますので、少しでもそういった効果が見ればいいかなと。 県のほうも来年度は、マース事業を取り入れて実証を始めていただきます。これは、添田町と東峰村で、このＢＲＴを活用したマース事業でということで、実証事業を県のほうで取り組んでいただいております。 福岡県も県内にあと１カ所、久留米のほうでこのマース事業の実証を行うということで、福岡県でも何カ所かですね、県内で県の事業として取り組んでいただいておりますので、その分もありますので、そういった実証事業等を踏まえですね、もう少し内容なりを検討させていただいて、できる限りの観光での成果を見込めるように、頑張っていきたいとは考えているところでございます。
休憩	
委員長	時間が１時間ほど経ちましたので、ここで１４時５分まで休憩いたします。 （１３時５９分）
再開	
委員長	休憩前に引き続き、再開します。 （１４時０５分）
委員長	５番 梶原委員
５番	地域交通のほうはですね、なかなか結果が出てないものですから、聞くところがちょっとあやふやになりますので、次に行きたいと思います。 予算書の１５１ページ、今度プレミアム付商品券でもデジタル化になるとお聞きしたんですが、これ委託金５、４８０万、結構な金額だと思うんですが、これの、今言った委託料の内容ですね、ということと、同じところでプレミアム商品券補助券っていうのが９００万付いてますよね。これの関係を教えていただきたいと思います。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	先ほど梶原委員さん、ご質問のありましたプレミアム付商品券デジタル化委託ですけども、内訳はですね、まず、イニシャルコストと言って、導入に係るお金とランニ

	ングコスト分がこの中に内包されております。 5, 480万円の中で、まず商品券のデジタル化のイニシャル、導入に係る費用ですけれども、こちらがアプリ構築で2, 550万円、それからあとは事前説明会の支援とかですね、販促ツール、販売促進のツール作成等で690万円、こちらのほうが主に導入時に係る費用ということで、それからですね、今度はアプリケーションの管理運営の費用、ランニングのほうになりますけれども、こちらのアプリケーションの管理運営費が1, 270万円と、それからランニングのほうのコールセンターを設けたりとかですね、そういった運営支援のほう、こちらが970万円、ということで計上させてもらっております。 それから、900万円のほうは、これは、実際のプレミアム付の上乗せ分の補助となっております。20%分ですね。以上です。
委員長	7番 大蔵委員
7番	関連です。 予算説明会の折に、私、12月議会でデジタル通貨、プレミアム商品券をこれにできないかという質問をしております、村長は、その方向でという話を聞いておりましたが、今回このプレミアムが全部デジタルでするんだと。お年寄りとかスマホを使えない人たちの、今までどおりの紙の分はなくなったという話を聞きました。 私は、デジタル化を進める一方で、そういったデジタルを使えない人が結構村民にいると思うから、そういったところのケアが大事だと思っておりましてけれども、これは商工会に聞いたら、村長の意向だという話を聞きました。 なんでそこ辺が100%デジタル化したのか。それとまた弱者に対する救済方法はあるのか、お聞きします。
委員長	村長
村長	プレミアム付商品券のデジタル化、また、地域商品券等も含めたですね、電子決済等の導入については、推進をしたいという形で、ご意向はお伝えしていたところでございます。商工会のほうにも。 ただ、今年度事業といたしましては、紙で行う事務がございます。デジタル化を入れるときに、スマホに入れて決済をする。お店も二重の労力と言いますか、二重の手間、商工会も二重の手間がかかるということで、4年度の実施については、なかなかゴーサインが出なかったというのが実情でございます。 ただ、県のほうの方針として、プレミアム付商品券、令和5年度以降の事業については、20%か1, 000万以上の商品券の購買料分を、デジタル化をしないと、県のほうが支援をしないという方針が定められて、商工会のほうとデジタル化の推進について打ち合わせをさせていただいたところです。 そのときに、やはり紙の商品券の事務の手間等をですね、懸念される商工会の話もございましたので、今考えておりますのは、スマホでできる部分とQRコードの付いたカードで決済ができる。その場合は商店のほうにスマホなりの端末を置いて、商店のほうで金額を入力して決済をするという、いわゆるペイペイとかでも同じようなやり方があると思いますけど、そういう形でやるところで100%のデジタル化を行って、やっぱり交付の手間また申請の手間、また、決済の手間の軽減をですね、図るということで、商工会のほうに協議を行いまして、一応来年度については、そちらの方針で行うというところで、話はしているところでございます。
委員長	7番 大蔵委員
7番	予算説明会のときにもちょっと言ったんですが、日田ペイあたりは売れ残りが結構ありましたね。 結局、今回初めてして、じゃあ、今までの紙みたいにすぐ完売できるかと言ったら、

	そんなことはないんだろうと思うんですよね。 それと先ほど言ったバーコードじゃないけど、そういったのを配ると言いましたけど、果たしてそれを、今まで紙でしてきた人たちが対応できるか、その辺りをですね、もうちょっと考えてほしいと思うわけですが、それで大丈夫という確証があるのか、どこか他にまだ方法がないのか、お聞きします。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	議員さんおっしゃられましたように、確かに一気に変えるとなると、それなりの説明とかですね、必ずしっかりとしないといけないということは重々考えております。 それからですね、あと似たようなことをやっているところに、佐賀の上峰町がございまして、こちらですね、先ほど村長が言いましたように、QRコードが書かれたカードというのを、まず、全町民に配布して、それをですね、今後地域通貨の代わりとして使っていくというようなことをですね、もう数年前からされております。 そこにも確認をしたんですけれども、だんだんとやはり、最初はカードで配られたものを、アプリ上に交換も可能ですので、アプリのほうにも広がっていったというようなお話でありました。 実際、今もですね、上峰町のほうでは続けておりますので、そちらのほうを参考にしながら、今後もやり方、導入方法と、あときちんと住民の方が理解できるような広報とか、考えていきたいと思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	関連質問です。 このプレミアム付商品券のデジタル化、私もこれ、行く行くはもうなっていかなるを得ないような時代になってきているのかなとは思いますが、弱者対策はぜひ、しっかりとさせていただきたいんですけども。 この先ですね、この商品券という形で、例えばカードを全村民に配るのか、対象者に配るのか、いろいろ形があると思うんですけど、もし仮に全村民に配られるのであれば、ちょっとその先をいろいろ予測してしまうんですけども、このプレミアム商品券に限らず、例えば、村が何かの事業ポイントであったりとか、そういう地域通貨、よく村長おっしゃられる、そういった部分に繋げていく余地がある事業と思っていいいんでしょうか。
委員長	村長
村長	将来的に繋がっていく余地と申すのは、基本的に高齢者の方ですね、スマホとかの電子ツールを使いこなせる時代が来てほしいというのは、1つの願いではありますが。 ただ、現状として、やはりそういうのを持たれてない方、結構東峰村、所有率が高いと、この前ドコモの方から聞いたんですけど。 あとは寺子屋の話をしてあれなんですけど。あちらのほうのデジタル事業の中で草の根運動的に、やっぱり持っていない方への推進をする。これでデジタル化のほうの推進は図っていききたい。その呼び水というか、第一弾としては、やはり持たれてない方に対するフォローというか、それをどうするかということで、カードでも使えるという形で導入したいということは考えております。 ただ、カードを配るだけじゃ、「なんやろか、このカード」というのがございますので、それを初動の段階で、まず、プレミアム付商品券というのは、やはり今3割のプレミアムが付いておりますけど、やはり1万円というお金を出して、1万3千円分の買い物ができるということで、すべての方が購入するわけではございませんので、その辺りについても、まずカードで来た方がどういうふうに使えるのか、その部分を、導入をどうやって図っていくか、普及をどうやって図っていくか、使用にあたっての

	やっぱり理解をどう深めていくか、これは十分考えてですね、始めなければいけないというふうには思っております。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 先ほどご説明があった上峰町のほうの書類読ませていただくと、非常に面白いというか、使わざるを得ないような状況に持ち込んで、使っていくような流れなんだなど。まず、ポイントというか、お金が入った状況で、たぶんコロナか何かの給付金と併せて配られていたりするので、やはり、ただ配られたカードだけでは何のあれにもならないので、ぜひ、やっぱりなかなか使い勝手が分からないけども、これがお金が入って使えるとか、そういうふうなうまい、使いやすい仕組みをですね、ぜひ構築しながら、事業を進めていっていただきたいなと思います。 今後、僕もこれ、うまくやっていければ、今、ポイントいろいろと散乱してますけど、マイレージポイントとかいろいろある中でも、これ連携が進んで1つに結び付けていけるのかなという、すごい期待も込めてです。 もう1点言わせていただくと、今後おそらくアプリがいろいろ増えていってしまうんじゃないかなと。おそらく画面上に東峰村のアプリがいっぱい出てきそうな気もすごくしてまして、どこかで統一しないといけない部分もあるかと思います。 現時点で、いろんなDX事業というか、アプリ政策が進むと思うんですけど、API連携、アプリケーション プログラム インターフェース。要は、アプリケーション間の連携の余地をこの委託事業の中でしておかないと、後々、いや、孤立したアプリがいっぱいできてしまうと、みんな困るんですね。 ポイントも、このポイントとあのポイントは全然連携できませんっていうふうなことになる、またそこで委託費がかかってしまいますので、そういった部分検討の余地は今のところありますでしょうか。最後の質問です。
委員長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	議員おっしゃられるように、今後ですね、アプリ1個入れて、今後IT推進が進んでくると、やはりいろんなものがアプリ化してくる可能性はあると思うんですけども。 今入れようとしているアプリは、スーパーアプリというアプリを導入しようとしておりまして、この中にはミニアプリ機能等があるようですので、アプリの中にもう1個別のアプリを入れるような、格納するような感じで、そこで例えば、おっしゃられましたようなウォーキングマイレージのポイントの連携とかですね、行く行くは拡張機能の面では将来性があるようなものを選んでおります。 ゆえに金額も高いんですけども。たぶん、導入するたびに、ちょっとシステム改修費等が必要になってくるんですけども、導入の余地があるようなものを選んでおります。以上です。
委員長 2 番	2 番 樋口委員 関連質問です。 今回莫大な事務費を組んでおります。5, 480万です。 今までは事務費はたぶん100万でよかったのではないかと思いますけど、そこをまず確認をお願いします。
委員長	岩下係長
ふるさと推進 課係長	議員おっしゃるように、事務費というのは、おそらく100万円今まであったのは、たぶんうちのほうから商工会のほうに交付していた分の委託費だと思うんですけども。 今回ですね、5, 480万円で上げております委託費のほうは、あくまでデジタル化に係る分の委託費になってきておりますので、先ほど内訳を申し上げましたイニシ

	ヤルコストですね、アプリケーションを導入する際の必要な経費だったり、アプリケーションを運営していくうえでの運営経費とですね、あとは、今回デジタル化をするにあたって、広報とか説明会等を開くときの事務委託ということで、この金額を上げさせていただいております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2 番	デジタル化、これは将来的にはですね、どこの市町村も全国的に進めなくてはいけないと思います。 ただ、東峰村は福岡県で一番高齢化率の高いところ、これは誰でも承知していると思います。 まずですね、考えている方たちはみんな職員ですね。私たちは70代ですけど。 やっぱりこういったことの話を通商工会は話す。けど商工会はわりと詳しい人ですね、局長さんも役場職員上がり。老人クラブの役員とかですね、そういったところに持って行って話をしたのか、してないのか。まず、お聞きしたいです。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	導入にあたりましての話としては、その辺はさせてもらってはいないですね。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2 番	やはり全村民が分かりやすく使えるシステム、それが一足飛びには行けないと、できないと思うんですね。 今まで紙だったものが、いきなりスマホだったり、カードだったり、皆さんは分かりますよ。 ところが、70過ぎたり80過ぎたり、その方たちもこのプレミアム商品券の恩恵を受ける権利があるわけですね。その人たちがスムーズに行けるシステムを、やはり役場は段階的に考えていかないといけないと思います。 急にスマホとカードだったりします。カードは、私も上峰町のホームページで調べました。 一番はですね、やはりどんなお年寄りも今まで紙で使ってた方は、スムーズに行けるということは大切だと思います。 大蔵議員さんも心配したように、やっぱり紙は、私は、どんなに補助金があっても、900万負担すればいいですからですね、残すべきではないかなと思います。 そして、今度は利用できるお店ですね。これは総務委員会のときにですね、やはりこのお店も、お年寄りの人もおる、若い人もおる。プレミアム商品券が商工会加盟事業所で117ありますね。そこが、誰がどこで使っても、すぐに決済できるように、1年で果たしてできるのかどうか、私は、甚だ疑問に思っております。 それからですね、上峰町のホームページで見ました。このミネカが加盟している事業所は、わずか42事業所なんですね。 東峰村では、昨年の7月のプレミアム商品券の加盟事業所は117あります。 人口規模から言うと、上峰町は2月で9,806人です。うちはまだ2,000人切っています。4倍以上です。 ですから、上峰町の、おそらくこういったお店は、もっともっと多いと思います。しかし、その中でもわずか42事業所しかこのミネカが使えないんですね。そういったところもよく判断してもらいたいと思います。 だから、この東峰村でお年寄りの多い店の方たちが商いをしております。そして、高齢化率、利用者も一番高齢者が多いです。 その方たちが今までプレミアム商品券で3割の恩恵を受けていた人が、困らずに利用できる、困らずに決済をできる。そういうふうに移行するには、わずか1年では、

	私は非常に難しいのではないかと。そういった検討をですね、ぜひ、十分に、皆さんが不平不満を抱かないように、補助金があるからなんとかじゃないんです。それはこの役場のですね、理論なんです。役場の理屈なんです。使う方はそんなことは知りません。どうでもいいんですね。その3割があればいいんですね。 そういったところを十分にですね、この役場内で検討するし、特に高齢者がどんなふうな印象を持ってこの事業を聞いて、今誰も知らないと思いますけど、できるのかどうか、そこをぜひ、慎重な検討をお願いしたいと思います。 質問ですけど、そういったことをどんなふう考えているか、お尋ねします。
委員長	村長
村長	デジタル化という部分については、もう時代の流れという部分は、すべての議員さん、ご理解はいただいていると思っております。 その導入にあたっての部分、特に電子決済、また、こういう地域商品券、そういった部分の事業については、紙でやる部分とデジタルでやる部分というのを考えたときに、高齢者の方にいかに理解してもらうかという部分については、初年度からいろんな形で、先ほど係長のほうからのご説明がございましたが、導入にあたっていろんな問い合わせに答えるとか、地元に行って説明をする。 説明をしても、本当は使わなければ覚えません。高齢者の方って、確かにですね。 ですので、まず、感覚的に使えるというののもちょっと曖昧な言い方にはなるんですけど、使うときの導入が分かりやすいということで、カードで読み込めば使えますよというのを、要するに、ポイントカードとか、そういったものも全くされてない方については、やっぱり一から、こういう役割があるんですよ。こういう形でこの中にお金が入って買い物ができるんですよとかいう説明は、当然しなければいけないと思っております。 これについて、もうどれぐらいの期間をかけるのが正解というのは、ないと思っておりますので、今回の導入についても、プレミアム付商品券については、商工会さんとの打ち合わせの中でも、やはり二重の事務というか、それをできるだけ負担を減らさせていただくというところで、導入をですね、言っているところでありますので、これが実際に紙をどれぐらいにするかというところは、今目標としては、すべてデジタルでという形で商工会と話しております。 これを紙にするとすると、商工会さんとのですね、打ち合わせ等もですね、必要にはなってしまうので、これについては、村としてはデジタルのほうに一気に導入をして、時間をかけて皆さんに使い方を、時間をかけてという言い方もあれなんですけど、使い方をゆっくり浸透させていくという形でやりたいと思っておりますが、実際にどういうことが可能かという部分については、少し検討させていただきたい。 ただ、村としては、やはり一気に切り替えて、そっちのほうにシフトしていきながら、やはり皆さんの使い勝手を向上し、理想というか、口ばかりじゃないかという部分もあるかもしれませんが、これができるために、このデジタル化の中で取り組みをしていくということを考えておりますので、これも今年度1年間、導入からかけてですね、やっていきたいというふうには思っているところでございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	この発行をいつ頃予定していますか。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	発行についてはですね、まだきちんと商工会さんと打ち合わせはできてないんですけども、大体事前にお話をさせていただく中では、これまでどおり8月ぐらいにチラシを配ってですね、そして、使い切りは12月末で予定をしております。 実際の商品券の使用期限としては12月末ですね。これまでの商品券の期間と同じ

	ような感じで考えております。以上です。
委員長 2 番	2 番 樋口委員 ということは、もうあと半月ないんですよ。 今、村長の話は、やはり交付する側の事務の便利さというんですかね、交付する側のことばかりなんです。その恩恵を受ける納税者、主権者、その方たちがいかに、ありがたいプレミアム商品券だなどと思って使っていただけないと駄目なんですね。そこに落伍者があつたら駄目なんです。村民あまねく誰でもが今までと同じように使える。これが、私は村政だと思います。そして、高齢者に寄り添った政策だと思います。 あまりにも村が急ぎすぎて、落ちこぼれという言葉は適切ではありませんけど、使えないような人が出たときのことを考えれば、逆に村政への不信や不満が出てくると思います。 自分たちの理屈じゃなくて、使う人たちが、本当にこれはありがたいなと思える政策が、村政としては、その思いやりが必要ではないかなと思います。 ですから、もう一度ですね、そういったところを加味するし、上峰町で、なんでうちの4倍以上の規模のある町で、42事業所しか、このカードが使える事業所がないのか。そういった原因はね、きちんと理由を聞いてですね、それがこの小さな村で、今までの、昨年の117事業所が全部できるようになるのかですね、そこ辺の原因究明とかをきちんと進めていただきたいと思いますし、そういったことが分かればまた全員協議会等でですね、報告をお願いしたい。 今について、質問ですけど、よろしくお願いします。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ご心配されていることはですね、当然であると思っております。 ですので、一応予算的にはこういう形で、全面的にデジタル化ということで計画はいたしておりますが、当然高齢者の方々が不便を感じるというところが出てくるといことは、職員としても想定内ではありますので、そういったことにならないように詰めていかせていただきたいというふうに思います。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 同じ案件で、長くなってしまって、いろいろまだあるんですけども、質問を許していただければと思います。 主要事業説明書の44ページをお願いいたします。 7款1項3目商工施設管理費及び7款2項3目観光施設管理費の、どちらも指定管理料に関する部分です。 昨年の10月から最低賃金のほうが30円ほどアップしております。並びに、今般の物価高も加味されているのかどうかという部分をお聞きしたいんですけども。 人件費の部分も上昇してきております。そして、物価も上がって来ている中で、当初の協定を結んだときとの算定で見合うのか。 例えば、今回、額面に関しては、想定された金額というかですね、協定で結ばれた金額で来ていると思うんですけども、その辺の今年度予算の積算根拠と物価高、人件費高に関する部分の加味はされなかったのか、お尋ねします。
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	今のですね、指定管理料の件につきまして、今回計上しているものについては、物価高騰等は見込んでいないところ、最初の積算で算出した金額において計上させていただいているところでございます。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 以前、この指定管理の年度協定を結ぶ際に、最低賃金等が上がった際には、その上

	がった時期からの、要は、遡及みたいな形で、指定管理料を、要は、増減させていたかと思います。 今回その辺がないので、こういった形なのか、考え方が変わったのかなと思うんですけども、されないんでしょうか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	基本的にはですね、昨年度、年間ではなくて5年協定、これを結ぶときに、ある程度の試算を、3,000万円の、3年間分の実績に基づきまして試算を行って、協定を交わしております。 年額については、議員おっしゃられますとおり、大きな変動とか、そういった経済の変動があった場合には、毎年見直しはできるとなっております。 今回につきましては、そういったことが当然あったわけですけど、見直し自体は今のところ行っておりません。 これが昨年度、途中ぐらいだったと思います。物価上昇とかがですね。 ですので、これが正直出てくるのは、今年から来年度かなと。来年度に向けては、やっぱりそういったことを踏まえて、年協定を見直して締結していくべきかなというところもありましたので、今年度については、さっき池田が申し上げましたとおり、申し訳ないんですが、昨年どおりの金額でという、予算上は計上をさせていただいております。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	最低賃金が時給30円アップしたのが昨年の11月1日からになりますので、ぜひ、施設の管理者のほうとですね、年度協定を結ぶ際に、今一度打ち合わせをしていただいて、人件費の増減の部分がどういうふうに現状なっているのか、というのをしっかりと把握したうえで、おそらく指定管理者の方も印鑑が押しづらい雰囲気にならないように、しっかりと協議をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	その辺りも当然ありますので、指定管理先と調整をいたしながら、実情どうなのかというところを踏まえてですね、決算的にどうなのかというのも踏まえて、内容を当然審査する必要もございますので、それも一緒に併せてやりながら、協定を交わしていきたいというふうに思います。 もちろん必要であれば、途中で補正なりを、内容を審査するうえで必要であれば補正等をかけさせていただいて、来年度の協定書を結ばせていただければというふうに思います。
委 員 長	7 番 大蔵委員
7 番	関連して、指定管理の7款1項3目と7款2項3目、その指定管理料の修繕費。 上のほうが50万の2件、下が100万の8件、これ説明があったかどうか知りませけど、詳しく説明をお願いします。
委 員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	ちょっと、これ整理しまして、資料としてお出しをしたいと思います。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	主要事業の46ページをお願いします。 7款2項9目東峰村簡易宿泊施設費、直営の分です。 一般質問でもさせていただきました。大体の概要はみえては来ているんですけども、やはり経営、運営的に大丈夫であろうかという疑念は少し、まだまだ残っている所ではないかなと思います。 直営でやっていくということで、元々指定管理者を募集していた中で直営でありま

	す。何年後ぐらいを目途に、その方向性を持って行くのかという部分について、回答があったと思いますけれども。 基本的な方向性として、この入って来られる地域おこし協力隊、並びにほうしゅのほうで雇い入れられます方が、要は、指定管理を受けれるような団体、組織化を進めていくのでしょうか。 あるいはこの間に収益性を高めて、その結果を見せたうえで、また指定管理者を募集するのでしょうか。どういう方向性を持って、この直営を進めいくのか、方向性についてお尋ねします。
委員長	村長
村長	先日の一般質問からですね、さまざまなご意見をいただいたところでございます。 簡易宿泊施設については、公の施設ということで、村の施設になるというのはもちろんご存じのことだと思います。 基本的に直営もしくは指定管理を行うことができるということで、通常こういった外部の方の利用、地域の利用というのも当然想定はあるわけなんですけど、こういった料金を収受する施設については、一部直営のところもございますが、大体のところは指定管理でされているというところが実情であるというふうには理解しているところであります。 その中で、今回指定管理の募集をして、応募がなかったということで、村としては直営を選択した。これについては、一般質問でさまざま議論させていただいたところでございます。 この中で、今後の方向性という話でございます。 これについては、今のほうしゅ楽舎のキャパシティと言いますか、利用の想定、利用計画、これは、ほうしゅ楽舎の再建計画の中でも内容について、収支計画を含め議論をされたところでございます。これが実際に指定管理という形でお示ししたときに、利用についてが、どういう形で指定管理を応募していただける方がどう受け取って、これまでちょっと旧ほうしゅ楽舎を管理していたところを含めて、どういう判断をされたかというところではあるんですが、基本的には直営の中でいろんなアイデアを持ちながら集客を行い、これが、一般の方を対象にするのか、先ほどありました官民連携とか、そういった取り組みの中でやるのか、テレワーク等を活用したその施設の利用、利用というか宿泊をですね、進めるのか、この辺りもさまざまな可能性を検討しながら、協力隊さん今募集しております。来た中でやっていきたい。 管理についても、今のところふるさと村さんに打診はしております。ただ、指定されていくとすれば、その中でもいろんなアイデアを持ち合いながらやる。 最終的には、そういうビジネスモデルと言いますか、そういうのが見えて、一応目途としては3年という話をちょっといたしましたけど、その中で指定管理者という形で、そのまま横滑りとなるのではなくて、やはり公募という形で手続きは踏ませていただきたいということは考えているところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	ふるさと村の名前が今上げられましたけれども、そのの念頭があるなら、もう最初からふるさと村さん、されないのかなという思いで聞いてしまいますけれども。 そこをしたくないのは、赤字が見えてしまうからに他ならないと思うんですよね。 要は、3年間、地域おこし協力隊がもし決まったとしたら3年間頑張られた挙句、その後退任されて、その先ふるさと村がされます。うまく雇っていただければいいんでしょうけど。なんかその辺どうなのかなと。雇用された挙句でも、運営のポジションはふるさと村さんが持つていくというような部分で、そういった部分も踏まえた上で、採用を、計画をしっかりとされるかどうかというのが、結構協力隊の方のモチベー

	ションに関わってくるかと思います。 任されるかなと思っていたら、実はもう先決まっていたというのだったら、それを知ったときにですね、じゃあ、私は使われるのかなと思ったり、そういうことになりかねないかなと思います。 今の施設に入られている方々も、やっぱりしたいことと施設のほうからのいろんな、してほしいことというもののギャップで悩まれていたりという話もチラチラ聞いたりします。その中でしっかり何を求めるかというのをどこまで、今のところ協力隊の方に対して考えているのか。その辺の協力隊の方への求めるものというのは、今の段階でどう考えているかお尋ねします。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	今の段階で、ある程度の大きな枠では、その協力隊員の方には、その施設の基本的には運営なり企画なりというところまで入っていただければというふうには思っていますが、これが再建委員会のときから、そういった形での協力隊員の採用ということで歩き出していますので、まだ、完成までもう少しですけども、そこ辺の詰めがですね、今のところ申し訳ないけど、そこまで詰め切れてないということが現状でございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	募集要項、もう既に今募集をされているんですね、募集要項を見させていただく限りは、料理に関する部分とかが重きを置かれている感じがかなと思います。 ちょっと今の課長とのニュアンスとは違う募集要項じゃなかなかなと思います。予算まだ通ってないけど、募集がかかっているという不思議さはちょっと置いておいてですね。 一旦それを見て、期待をして、やっぱ事業内容違うかったとなると、苦しむのはその協力隊の方でもあるし、やっぱ担当課としても、この思いだったけど、全然違うやんとなったときに、すごい板挟み、大変だと思うんですね。 なので面接のときにくれぐれも無理をされないように、しっかりと思いをぶつけていただきたいなと思います。その思いがぶつけられなかったら、おそらくなかなか大変な3年間になってしまうと思うんで、その辺の、最後になります。協力隊の面接のときにしっかりと村の思い、あなたの思いに任せるよじゃなくて、村の思いを伝えてますでしょうか。ちゃんとこういうことをしていただきたいという部分。 それに協力隊の方も納得していただいているということでよろしいんでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	おっしゃられるとおり、十分その辺りはくんで、面接なりはやらせていただきたいなと思いますし、これまでもですね、やっぱり協力隊に応募された方、いろいろ面接の中でお話を伺いする中で、本人の方の思い、うちのほうから募集要項なりの説明をして、どういう業務に就いていただくんですよというお話を、面接の中でもさせていただいております。 その中でやっぱりご本人さんが思っておられることと、村が考えていることが、若干でも相違があつたりすることもございますが、その辺りは応募されてきた方にはですね、十分承知をしていただいて、採用した折にはこういうことですよというのを、村として伝えさせていただいて、採用等はさせていただいているところではございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	関連です。 ほうしゅ楽舎の運営費として1, 282万1千円計上されています。 今回、随分前の全員協議会で指定管理者の公募の資料とかが配布されました。

	残念ながら応募がなかった。その応募がなかった原因を、まず役場は考える必要があるのではないかなと。 ちょうど眞田村長は、前のほうしゅ楽舎のときは担当者でございました。今度は村長としてですね、最高責任者でございます。 村長としては、応募がなかった原因は何だったんだろうかというふうに、考えたことがあるかどうか分かりませんが、そこをまず、村長としてどんなふうに思っているかをお尋ねします。
委員長	村長
村長	ほうしゅ楽舎自体倒壊したので、新ほうしゅ楽舎という言い方をさせていただきますが、については、4年間ほどかけて再建検討委員会が開かれて、いろんな事業のアイデアの中で、それを詰め込んだ建物ができ上がったというふうに理解はしているところであります。 自分が直接副村長になって、なるまではちょっと部署が違いましたので、直接かわりはなかったんですけど、その中でいろいろと検討されて試算、またどういう方たちをターゲットにするか、そういったものの取り組みの中で、最終的には指定管理者の募集要項のたたき台を作って、指定管理者を募集した。 その結果として、応募がなかったということについては、やはり真摯に受け止めて反省すべきところは反省し、改善すべきところは改善しなければいけないというふうに思っております。 ただ、あの施設自体がですね、これまで旧ほうしゅ楽舎については、地域運営型の交流施設という形でやっておりましたが、なかなかそれもですね、最終的には宝珠山ふるさと村がですね、指定管理者の運営という形になって、いろんな学校との交流とか、さまざまなやり方で利用の促進を行ってきたところでございました。 ですので、今回の分についても、収支を示した上で、事業計画を、たぶんシミュレーションとかをしたときに、ちょっと踏み込めなかったという部分があるのかなというふうには思っておりますので、やはりあの施設を使ってどうことができるのかという可能性を、やっぱり村がいろんな計画を作っておりますので、協力隊さんなどの力も大変重要にはなってますが、一緒にですね、いろんな企画を考えながら、いろんな方たちの集客モデルを作っていきながらですね、収支改善、最終的には黒字化を目指して行っていかなければいけないというふうに思っているところであります。
委員長	2番 樋口委員
2番	今回ですね、直営という予算が出ていますが、やっぱり私が尋ねた、なぜ応募がなかったのか。 結局、宿泊施設を運営する。一般的に言えばですね、初期投資をして、いろいろローンを組んだりして初期投資をして、いろんな備品を買って、そして、それでも何年か後は収益が上がるだろうということで、一般的なですね、民間ではやっています。 今回そういった初期投資が全く要らない施設でも応募がなかった。その原因を、やっぱりみんなで議論をするし、あるいは宿泊施設に、実際に経営している方の専門的な意見を聞いたりとかする。それがきちんとできないと、いくら直営してもですね、僕はなかなか難しいのではないかなと。 だから、その検証を、役場が全力を挙げて、そして専門家の何人かの意見を聞いて、これがもっとこんなふうに改善したらよかったんじゃないかとかですね、そういった専門家の意見を見てですね、そして直営するなら直営する。そういったふうにしなないと、今のままだったら、やはりそういったプロが見て、これはちょっと手は挙げられないなというところが、いくつかあったと思うんですね。

	そういったところを、やっぱり僕たちの目ではなくて、プロの経営者の目で見てもらってですね、そして、それがきちんと整理されて、それをカバーして、そして、最初は直営でしょうがない。いうふうに行って行ったほうが、後々私はいいいのではないかなと思います。 村長、ちょっとそこ辺のところをお願いいたします。
委員長	村長
村長	樋口議員の考え方は、私のほうも賛同するものであります。 ただ、直営というやり方において、村が管理はいたしますが、運営については、やはりそういった協力隊さん、また、ちょっとふるさと村さんの名前をここで出すのもあれなんですけど、知恵をお借りしながら、きっちり、本当はあと1社問い合わせはあったらいいんですけど、そこについても、やっぱり最終的な決定打でできなかった部分とか、そういった部分も、ちょっと自分のほうでも分析をしながらですね、課題については、それで解決と言いますか、やる方法がある。 ただ、課題が解決しても、やはり人が利用してくれないことにはどうしようもありませんので、利用するための企画とか策についてもですね、しっかり、最初はちょっと時間がかかるかもしれませんが、いろんな形でチャレンジというか、努力をしながら、黒字化に向けた取り組みを進めていかなければいけないというのは、ちょっと先ほどの繰り返しにはなりますが、考えております。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	先ほどですね、大蔵議員さんから質問をいただきました主要事業の説明書の中の44ページですね。 まず、7款1項3目商工施設管理費の修繕料100万円、それから、その44ページの7款2項3目、一番下ですが、観光施設管理費の指定管理施設修繕費の800万円。 これにはですね、特段今の時点で計画している工事費とかではございません。これは、令和元年度から令和3年度のかかった修繕費の平均値を施設に掛けて算出いたしております。 ですので、上の場合は50万円の平均値の2施設で100万円、下の場合は3年間の平均値100万円の8施設で800万円という予算編成としてさせていただいております。
委員長	これにて、ふるさと推進課の質疑を終了いたします。
休憩	
委員長	15時まで休憩し、その後、農林建設課に移ります。 (14時56分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、再開します。 (15時00分)
委員長	農林建設課の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋委員
6番	予算書の146ページをお願いします。 6款1項1目農業委員会費の中の報酬のところですね。計画データ入力作業員報酬及び農地台帳システム構築委託料、これがセットなのかどうなのか分からないんですけど、ここに関してご説明をお願いいたします。

委 員 長	阿波係長
農林建設課係長	まずですね、農地台帳のほうにつきましては、従前日立システムズさんのほうに入ってたんですけども、そちらのほうが、システムのほうが保守が切れたということで、農地台帳につきましては、法定の事務となっておりますので、改めまして今回構築をいたしまして、業務委託で作るということになっております。 それから、計画データ入力作業員報酬とありますけども、令和5年ですね、本年の4月から法律のほうがですね、新しく施行されて、令和元年から人・農地プランというのがありましたが、それが今年の4月から法定化をされます。それに伴いまして、地域計画というものを作らなければならないということになりましたので、そちらのほうのデータ入力の人件費ということで上げさせていただいたところです。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	人・農地プランのほうをお聞きしたいんですけれども、地域計画に関して、今まで人・農地プランで作られてきた地域計画がそのまま引き継がれるのか。 ごめんなさい、ちょっと地域計画の方も私もしっかり存じ上げてない部分もあるのですけれども。 それに対して、また入力作業の作業員に対する報酬が出ているというので、どういった方が入力をされるのかなというのが、ちょっといまいよく分からないので、もう少しご説明をお願いいたします。
委 員 長	阿波係長
農林建設課係長	先ほど申し上げましたように、今年の4月からですね、農業経営基盤強化法の中で目標地図を含めた地域計画というのを作りなさいという形になっております。 基本的には、村の中でも人・農地プラン作っておりますが、それについてはですね、改めてまた作りなさいということになっておりますので、そちらの業務としまして、令和元年、2年からした分の入力作業と、あと新たにアンケート等を取るようになるのか、まだはっきり今決まってないんですが、その辺りの人件費という形で上げさせていただいたところです。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	データ入力作業員報酬ということで、なんかそれだけのために人を雇われるのでしょうか。なんかちょっとこの金額との想像がつかないですけれども。 短期間でこういう入力作業をしてしまうような雇用みたいな形なんでしょうか。ちょっとその辺のところをお願いいたします。
委 員 長	阿波係長
農林建設課係長	それこそですね、まだどういうふうにやるかというところも決まってないですし、近隣の郡内なり、その辺りの担当者の方とも話しているんですけども、どういうやり方にするか、まだ実際のところ決まってないところです。 参考までに言いますと、近隣ですと、委託をしてされるところもありますし、そこは全く人・農地プラン作ってないということで、委託をしてゼロから作りますと。 村については、令和元年度でありますので、それを基にして、担当者レベルでできればいいかなというところで、アンケートの部分と、それから今までの令和元年にできた部分の要望調査の分を入力作業をしていこうと考えているところです。以上です。
委 員 長	暫時休憩します。
委 員 長	再開します。
10 番	10 番 伊藤委員
10 番	事業説明書の43ページの6款2項10目森林環境整備事業、これについて、森林環境税の一旦かなとは思っておるんですが、その中の真ん中、森林経営管理制度業務

	委託ということで1, 179万3千円予算化されてありますけど、これについてですね、具体的な内容についてですね、教えていただきたいんですが。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	森林経営管理制度支援業務委託についてですが、業務内容としましては、森林の所有者、個人の皆様も含めてですけども、森林所有者の方のですね、今後の森林管理についての意向を調査するというような形でですね、そして、どのような形で今後その森林を管理していくかといったような計画をですね、策定していく業務をやるという感じでございます。
委員長	10番 伊藤委員
10番	内容については、そういう形だと思います。 ただ、業務委託ですよ、そうすると、この業務委託される場所は、どこになるわけですか。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	こちらの調査について、継続して、ただ今させていただいております。 年度でいきますと、10年に分けて、村内の区域を分けて調査をするような形でしております。 昨年度ですね、委託をしておりますパスコさんというところは、今までの経験等ありますので、そちらのほうになろうかというふうに考えているところです。
委員長	10番 伊藤委員
10番	それですね、委託はされてあると。これ、何も報告は、今までであるとですかね。 何年かあったということでありますけれども、全くそれに関することに関して、私の認識不足かもしれませんけれども、いろんなことを聞いた覚えが何もないんですよね。これは、こういうことで業務委託で出しておる。それは結構ですよ。 ただ、報告というか、中間的なものも、何も伺ったことがないような気がするんですが、その辺りはどんなですか。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	こちらの事業につきましては、県の農林のほうとですね、パスコさん、それから森林組合、それから村の農林建設課の担当者の中で情報を共有して、その中で森林組合の、いろいろ施業とかそういう事業があります。そういうところに、今のところは反映をさせていただいているというところで、伊藤議員おっしゃるように、なかなか外部のほうに今のところ報告と言いますか、そういったことをさせていただいてないというような状況でございます。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	予算説明書42ページ、6款2項1目の林業総務費のところなんですけど、この中で、有害鳥獣の捕獲対策補助金とか防護柵とかありますけど、その防護柵なんですけど、村中防護柵があつてですね、私の家の山なんかもう入りづらくなっているんですけどね。 BRTの景観の話し合いをするときも、景観の、何と言うのかな、BRTから見るところの田んぼ辺りに、いろんな仕掛けをするといいなと思ったんですが、よく見ると防護柵があつて、人の行き来を邪魔していると、逆にですね。という感想を持っているんです。 その中で、ちょっと最近話をある方とする中で、よその地域で、やっぱり畑をいろいろやっている中なのに防護柵がないと。 何ででしょうかと聞いたら、それはハンターがちゃんと捕獲しているからだろうということですがね、よく考えてみたら、猪、鹿あたりは、山に食べ物がないから下りてくるんですよね。ということは、逆に言えば、山に食べ物があれば下りてこないの

	かなと、そんな話をしたんですが。 先日質問した倒木とかの関係もありますけども、そういう防護柵も1つの方法かもしれないかもしれませんが、山をきれいにし、そしてどんぐりとかね、いろんな物が、食べ物があるような山に変えていく必要があるんじゃないかというふうに、ちょっと思っています。 そういうことで、今計画している予算もですね、防護柵等々の予算もありますけれども、そういったものを、少しでもそういう山をきれいにしていくお金に変えたほうが、いいのではないかという気もしているのですが、その辺り担当課としてはいかがでしょうか。
委員 長	農林建設課長
農林建設課長	議員おっしゃられるように、確かに鳥獣というのが入ってくるですね、それを今、防ぐために防護柵というようなことで。 ちょっと本来であれば、ほんと山におってくれたら一番そういうのがいいと思うんですね。 そういう中でも、やっぱり杉の、例えば林とか森林ですとか、やはりそういった餌場がなかなかないというようなところで、それでやっぱり実がなるような木とか、そういったものを植えるとかいうのがあるんでしょうけども。 今、地域計画というのを先ほど阿波係長のほうからも言いましたが、今後田んぼの中で、例えば、計画を立てていく中で、ここは例えば田んぼを続けていきます。そういったところ、外側には荒廃の、例えば作物を作られてない田んぼがあるところは、そういった緩衝帯とか、そういったような考えは持ちつつ計画を作っていかなきゃいけないんですけども、そういったのを含めてですね、全体的な農地の計画を今後立てていこうという動きで、今、進めているところでございます。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	主要事業説明書の41ページをお願いします。 6款1項6目農村環境整備事業費、区画整理起工測量、尾崎地区についてです。 予算説明会の中でもいろいろお聞きしましたが、今一度、どういった事業を行うのか、事業内容について、まずはお尋ねいたします。
委員 長	阿波係長
農林建設課係長	こちらにつきましては、栗松地区の尾崎地区のほうで、今のところ上げさせていただいております。 経緯を申し上げますと、それこそ先ほど話しました人・農地プランにさかのぼるんですけども、そちらを作るにあたって、今後もいろんな取り組みを行いたいということで、栗松地区のほうの手が挙げられております。 その中で、最終目標として、ほ場整備を行いたいということで、計画作りを行いましょうということで、本年度農地を守る計画ということで、モデル地区という形で作らせていただいた経緯がまずございます。 それをもちまして、実際動くということで、来年度からですね、ほ場整備の、まずは測量設計という形で、今回予算を上げさせていただいておりまして、区画等ができた後に、実際工事に移るわけですけども、通常言うほ場整備ではなくてですね、今ある農地、例えば、イ・ロ・ハとあるような農地を一団化するという形ですので、平場のような碁盤上のほ場整備というやり方ではなくて、東峰村に合ったような形ですね、今の現状の形を活用した農地、ほ場整備というよりは農地の集積と言いますか、そういった形になろうかと思います。 一応こちら、今のところの事業としましては、農山村環境整備事業というところで、当初のほうでは考えておりまして、ただ、こちらの県の事業になりまして、こちらに

	つきましては、設計のほうについては、ちょっと対象外ということですので、歳入のほうにつきまして、分担金条例に基づく20%、残りの分につきまして、村債のほうで15%ですかね、させていただいているという状況でございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	今回の事業自体がどれぐらいの規模の区画整理を行うのか、という部分と、この前説明でなかった農山村環境整備事業を充てられるということで、気になるのは、他の地域も、例えば、人・農地プランをしっかりと協議しながら作っていけば、そういう可能性もあると思っておいてもいいのでしょうか。その辺について、お尋ねいたします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	一応今のですね、予算上の計画ということで、図面上にはなりますけども、尾崎地区の中山間の面積という形で2.5haを一応予算取りのところでは考えさせていただいているところです。それを基にして、設計の金額という形で見積もりをいただいております。 今後ということですけども、今ですね、いろいろ県のほう等も動きがあるようですので、なかなかまだ県議会等の関係がありまして、うちのほうから情報を提供できない部分もありますけども、村のほうでですね、できるような、中山間地でできるような事業というのも今後出てくるのではないかなと。 そういう事業の情報が入り次第、広報誌なり、また中山間地の代表の皆様に情報提供はさせていただければというふうに考えているところです。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	ぜひ、たぶんこの話を皆様お聞きになると、うちもできないのかという発想には至るかと思います。 ちょっと僕も、県の事業が絡んでいるのは全然知らなかった部分で、その農山村環境整備事業を今回のような案件で受ける場合に、最下限の面積等の要件というのがあるのかというのと、あと、設計に関しては出ないという部分で、今、旧合併特例債を使われるんですが、これも一応のところ延長、延長が続いておりますけども、年限がありますので、今回に限った使い方ということで考えておればいいのでしょうか。その辺についてお尋ねします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	先ほどの県の事業につきましては、一応ですね、県の県単事業ということで、金額のほうの面積がございましたが、金額条件がありまして、ちょっと安い3,000万という、単年度がですね、そういう条件がございます。以上です。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	下限面積については、ございませんで、そのお金だけで、3,000万という事業の条件がございます。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	これにつきましてはですね、合併特例債を次年度充てる予定にしております、令和6年までは今のところですね、使用は可能であるということで、それから先は。まだ国のほうが示されておりませんので、令和6年度以降は国のほうからの情報を待っているというような状況でございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	主要事業説明書の49ページをお願いいたします。 8款4項1目住宅費に関してです。猿喰第2住宅に関してなんですけれども。 すみません、こんなところで聞くのもあれなんですけれども、前までは副村長さんの村内の住居みたいな形だったんですけど、現在もそういう用途になっているのでし

	ようか。質問です。
委員 長	村 長
村 長	猿喰の第2住宅については、村営住宅という形で、公舎として使えるということで、村のほうから公舎に対して2分の1の家賃補助を行っており、残額については、利用者の方が負担をしているということで、一応使い方としては、村営住宅としての利用をしているところでございます。 あと、例規集のほうに、公舎に係る使い方が書いておりますので、ご覧いただければと思います。
委員 長	5 番 梶原委員
5 番	自分が一般質問でも言ったんですが、除雪の関係ですね。 予算書の157ページの除雪対策費ですね、これが減っているんですよね。 だから、一般質問でも言いましたけど、小石原の町地区、なかなか雪が玄関前とかにあって取れないと。だから、そういうのもどうかしてくださいと言ったのにですね、結局あれ、お金が足りなかったからできなかったのかなと、自分は思ってたんですよね。 だから、よそに雪を持って行くとなってくると、別に予算がかかるんじゃないかなと思うんですよ。それにもかかわらず今年度は44万5千円減っているんですよね。どういう見積もりをされたのか、お聞きします。
委員 長	農林建設課長
農林建設課長	今おっしゃられるように、実施の範囲とかを減らすとか、そういうことで減になったわけではございません。 実施内容については、特にそういう変更はないんですが、この金額の減については、例えば車検だとか、そういったところの費用でちょっと減になったというところで、その機械のですね。そういった形でございます。
委員 長	5 番 梶原委員
5 番	そうすると、今言ったように、あの地区の雪をよそに持って行くというようなお金はですね、予算に入っているんですか。
委員 長	農林建設課長
農林建設課長	かいた雪をよそに持って行くという、そこの部分の費用については、まだ今計上はされておられません。
委員 長	5 番 梶原委員
5 番	玄関前とかにあって、村民生活がちょっと苦しいということと言ったときに、改善をするとおっしゃったのに、そういうのも入ってないということでは、ちょっと違うのかなと思うんですが、そこの予算の立て方はどうなっているか、お聞きします。
委員 長	農林建設課長
農林建設課長	よそにという、持ち出しというイメージではございませんけども、雪の、例えば、お宅の前に溜めてしまうというようなことはないような形で、除雪の仕方を考えていきたいというふうに思っておりまして、例えば、あそこの交差点のところですね。 そこは、少し今回河川工事とかで実施させていただいておりますけども、そこのところに少しスペースを設けさせていただいております。 そこは、なぜそこに設けたかと言いますと、そういう雪をですね、なんとかそういったところに押していけないとか、そういったところの思いで整備をしていますので、そういったところを使わせていただくような工夫をやっていききたいな、ということを考えているところでございます。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	予算書の155ページをお願いいたします。

	8款1項1目土木総務費の18節負担金補助及び交付金のところの、期成会に関する部分です。 昨年9月の決算委員会の折にも、村の国県道期成会はいりませんかというお尋ねをしたんですけど、結局年度内の開催はどうも、あと日数を見るとないのかなと思うんですけども、なぜ、行わなかったのかの、その原因と、あと、令和5年度はもう、できればいつ時期にという部分を、ある程度明言していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	この国県道に関する村の期成会というところですが、実際、確かに平成29年の災害を受けて以降の開催としましては、平成30年に一度開催はされておって、それ以降がやはり開催されてないといった事実はもちろんご確認させていただいています。 それで、やはりコロナだとか、そういったのもあったんだということで、今の開催はないんでしょうけども。 今年度できてないというのは、ちょっとそういうところですね、準備までは、ちょっと私もできてないところがございます。 ただ、今、この村の中でされていた期成会の中で、いろんな歩道の整備ですとか、国県道の整備の要望等実施されております。 今、県さんも八女香春線も切れ目なく整備をされておられることは十分あるんですが、また他にもですね、やらなきゃいけない場所とかというのはございますので、そういったところを村の期成会としてですね、またお願いしていくという姿と言いますか、そういう形は、やっぱり戻していかないと言いますか、と細かな要望といったところを聞くような場所がないのかなというようなこともあるんじゃないかなというようなことは、ちょっと考えておりますが、その開催の時期ですとかタイミング等については、いつやりますという明言がちょっとできかねるところでございますが、やらねばならないというようなところは思いながらですね、検討していきたいというような思いでございます。
委員長	村長
村長	期成会においては、開催されてないということは、大変反省すべきことだと思っております。 期成会活動自体、国道211号の期成会、飯塚市が中心となって行っていた部分、また、八女香春線については、今年度からうきは市が代表としてやっていた部分でございます。 その要望活動については、当然、東峰村も一緒になって、211号は特に歩道の設置等は、東峰村と小石原地区の交差点周辺とかの改良の要望をですね、重点的に出していただいたりしております。 ただ、これがやっぱり期成会の皆様に伝わってないところが非常に大きい部分でもございますし、期成会の中でそういう報告や課題を共有しながら、先日の一般質問の中にもございましたが、じゃあ、村の期成会として何かできることはないのかとかいう部分を考える機会もですね、その機会自体が、今設定されてないということですので、他の業務等の兼ね合いで、なかなか忙しいのを理由にしたらいけないんですけど、だとは思いますが、やっぱり生活に直結する部分でございますので、今までもですね、合同で開いておりましたので、そういう形で、できれば梅雨前にも1回、期成会の活動というのは大体秋に要望活動を行いますので、その6年度要望等が、調整を今やっておりますので、そういった部分についてもやはり村の期成会で報告をして、そこでいろんな要望は出ると思いますけれども、実際の期成会連絡としては、構成自治体の協議のうで決まりますので、やっぱりじゃあ、足りない部分を村でどうするかと

	か、そういった話をですね、する機会が必要だと思っておりますので、これについては、指示を出させていただきたいと思います。
委員長	2番 樋口委員
2 番	簡単な質問です。 予算書の157ページ、下から2段目の村道改良事業費です。 この中に紙屋・延田線の設計測量が1,000万と工事請負費が5,000万あります。 今のところの目安でいいんですけど、幅員と延長と、それから単年度でできるのか、複数年度かかるのかをお願いします。
委員長	前田課長補佐
農林建設課長 補佐	一応工事的にはですね、単年度で終わる予定にしております。設計を約9月まで、田植え時期が終わり次第ですね、工事に入るといふようにしております。 延長は196mです。予定では、幅員につきましてはですね、これちょっと今から設計の中でですね、考えていきたいなと思っているんですけど、どのような幅員になるかまでは、ちょっとですね、まだ今のところは考えておりません。以上でございます。
委員長	ないようですから、引き続き、日程第2 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、これで、農林建設課の質疑を終了いたします。
休憩	
委員長	15時45分まで休憩します。 休憩の後、教育課に移ります。 (15時34分)
再開	
委員長	休憩前に続き、再開します。 (15時45分)
委員長	教育課の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質疑はありませんか。 6番 高橋委員
6 番	主要事業説明書21ページです。2款1項1目一般管理費の会計年度任用職員等々にかかわる部分について、お尋ねいたします。 3月定例会の冒頭の村長のあいさつの中で、「教育関係では小学校の複式学級が現実のものとなってきており、来年度は緩和措置として1年間県費により配置されますが、再来年への対応をしっかりと見据えていかなければいけません。」というふうにあいさつがされていたかと思います。 来年度は緩和措置として1年間県費により配置ということで、この人員配置の経緯というか、どういう流れでこういう配置になっているのか、いろいろ一般質問の折にも教育長からご説明受けた部分もありますが、そこと合う部分なのか、まず、この村長があいさつされた部分についての、詳しい説明の部分をもう少しお願いいたします。
委員長	教育長
教育長	複式の緩和教員ということなんですけど、これは制度上ですね、1年目に限り申請

	した場合、その緩和措置が応じる、成功することが6割程度の確率であるということ で聞いておりました。 とにかく少しでも教育条件の低下は防ぐために、それに応募しようということで書 類を作成し、村長ともまたお願いに行って、ぜひお願いしますということを伝えてお りました。 ただ、これが下りますよと、来年度緩和措置の定数をあげますよという答えが出る のが2月の終わりなんですよ、ぎりぎりなんです。 だから何とも言えない、だから私も教育委員会として、どこか先生がいないかなと、 村雇いでも引っ張ってこようということで、努力もしています。 ただ、そうなる前に何とか緩和措置が成功したということで、ありがとうございます という形で、そういうふうにお答えしています。そういうふうな経過です。 だから、来年度それがまた、本年度同様にあるということは、ありません。という ことで、ご承知おきください。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	1月の総務常任委員会の折に、そのときは教育長いらっしゃらずに、教育課長が来 らっしゃったときに、そのときの時点で、複式はもう解消されましたということで、 ご説明があつていて、その説明の内容が、特別支援学級が2学級できるので、そのた めに県費で出ることになりましたという説明を聞いたんですけども、それとは違う んですか。
委員 長	教育長
教 育 長	基本的に最悪の状況を見込んでずっと進んでましたので、もし緩和措置が取れない 場合は、他のですね、指導方法工夫改善教員が、これはある程度来るという見通しが あったので、じゃあ、その場合は指導方法工夫改善教員という加配を複式のほうに入 れ込もうという形だったんです。 それもはっきり言って、この1月、2月ぐらいである程度固まってきて、来年度も 取れそうですと。 ならば、そちらが、ほんとに少人数授業するための教員なんですけど、うちの場合は 人数的にも幸い少ないので、じゃあ、その先生をそちらに充てこんで、なんとか複式 解消を目指そうということで、その時点でのお答えとしては、そういうふうな状況で、 なんとか複式は解消しますよということを申し上げていたと思います。課長のほうは ですね。 ただ、それ以上に、もうはっきり言っているいろいろな定数を、災害加配も貰えまし たし、緩和措置も貰えまして、結果的には今の時点では万歳、万歳なんですけど、た だ、先生がいないということで、ちょっと苦労はしています。以上です。
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	令和5年度1年間、やっぱりこの複式解消というのは、ずっと向き合っていない といけない課題になってくるかと思えますし、今年度だけではない話ではありますの で、ぜひ、どういった教員配置、加配がどうか、こうとか、1月に聞いた話と全く 違う話を今回お聞きすることになったので、「えっ」と、どういった話になっていた んだろうかという部分はありますので、ぜひとも最悪を想定して、一番いい結果に今 回なっているかと思えますけれども、そういうテクニカル論も含めて、やっぱりより 良い教員配置がどうなのかというのは、ぜひ、また議会、総務常任委員会も含め情報 提供をいただきたいなと思います。 その中で、なかなか教員の配置に関して、こちらから協力できるものは少ないと思 うんですけども、やはり人口増であつたり定住という部分は、ともに協力しなきゃ いけない部分ですので、そういう条件面はぜひ、開示できる場所はお願いしたいと

	と思いますが、いかがでしょうか。
委員長	教育長
教育長	隠してたというわけではなくてですね、結局県のほうからも、はっきりあげますよということは元々決まっているんですけど、国からの定数、災害加配とか、そういうふうな緩和措置とか、そういういろんな他に定数があるんですよ。人権・同和教育関係の定数とか児童支援加配教員の定数とか、いろんな定数が国から来ます。 ですからその辺で、時期的にミスマッチというか、どうしても後にならないと回答が得られないんです。 そういう意味で、ちょっとなんか説明がですね、なかなか分かりにくかった部分があったかと思いますが、現状としては、できる限り定数を獲得するということで動いております。以上でございます。
委員長	3番 佐々木委員
3番	172ページ、3目文化振興費のところです。 12節の文化講演会、これたぶん先日行われたヤマトの演奏会の講演会だろうと思いますが、それでよろしいですか。そうですね、文化講演会ですね。 大変良い機会をいただきましてですね、二十数名の参加者皆さん喜んだ事業だったんで、良かったと思います。 そこでもう1つご質問という形で出したいんですが、コンサートに限らず、村の方たちにはいろんな方がおられるので、例えば、劇を観に行きたいとか、芝居ですね。それとか歌舞伎を見たいとか、あるいは11月にやっている落語会とか、いろんな催し物がありますので、そういったものに行きたいという方もたぶんおられると思います。 今度のヤマトのコンサートは、それはそれで教育委員会で計画していただきたいんですが、その他に、そういうものにも行きたいという方がおられると思いますので、そういった方たちにもですね、例えば、4千円以上の入場費については半額補助しますとかね、最大5千円までとかいうような条件付けてですね、半券を持ってきたら助成しますというようなことも、今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	教育課長
教育課長	今のご質問の内容ですけれども、半券を持ってくればお金を支払ってくださいというご質問でよろしいでしょうか。 この文化講演会は、以前は東峰村での、例えば、いずみ館等で講演会を行ってまいりました。来てもらってですね、アクロスからの公演等を行っていたと思います。 今回初めてですね、本物を現地で見せたいということで、初めての事業を予算化して行いました。 それで、今考えているのは、個人的に半券を持っていて助成するというのではなくて、全員で皆さん同じものを、こちらがいろんなことの希望は取りますがけれども、そういったことで予算化したものを、皆さんで募集して観に行くということで、今のところは考えております。
委員長	3番 佐々木委員
3番	よく分かります。 ただ、さらに発展させるという意味でね、与えられるだけじゃなくて、自らそういう文化事業にも、やっぱり自分から参加していくというのも大事だと思いますので、ぜひ、前向きに今後検討いただければと思います。よろしくお願いします。 続いてもう1つ、同じ172ページの18節負担金補助金のところですが、わらみこし宮座行事保存会補助金が4万5千円っておりますけれども。

	数年前、コロナが流行った年かな、体を触れ合う相撲はやめたほうがいいだろうということで、宮座行事は行ったと思いますけども、相撲をしなかったから補助金は出せませんということで、当時の補助金が貰えなかったという話を聞きました。 この相撲というのはイベントではなくてですね、奉納相撲と言って、宮座行事の一環として行われているわけですね。岩屋神社とか高木神社で行われているような、ああいうイベントとは違うんですね。 それを、相撲をしなかったから補助金は出せませんというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、その辺の捉え方はどうでしょうか。
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	まず認識としましては、わらみこしの宮座行事保存会への補助金というものは、まず神事に対してですね、こちら県指定の無形民俗文化財になっておりますので、あくまでもその神事、宮座行事についての助成金ということでございますので、また、神社のほうですね、担当の方ともお話をしておりますのは、あくまでも神社への補助金ではなく、その行事への補助金でございますということを、毎回説明をいたしております。 特に、相撲がなかったので補助金をあげられませんというようなことではなくて、例えば、わらみこしを作るですとか、わらみこしの中にお餅を担いでいかれると思うんですけども、そういった神事に関する費用であれば、こちらは補助金が出せるものになりまして、その相撲がある、ないではなく、まず、その神事についての補助金ということで、こちらは認識しております。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	今、神事と言われましたけども、結局、わらみこしを担いだ行列も含めたものをしないと認めないということでしょうか。
委員長	村長
村長	すみません。詳しいというか、数字的な経緯というのはですね、ちょっと今、把握している分ではございませんが。 先ほど内野主任主事が申し上げたとおり、宮座行事については無形民俗文化財ということで、実施した部分については補助が出されたと思っております。 もう1つですね、観光事業の中で地域振興イベント活動支援助成金ということで、福井神社の秋祭りに7万円という予算がございます。観光費の中にですね。 地域のイベント、例えば高木神社の、細かい積算根拠なんで予算書には地域イベント助成事業、ページ数で申しますと153ページ、その中の18節の下から3番目、地域振興イベント活動支援助成金というのがあります。 これが従前、高木神社の夏祭りとか福井神社の秋祭りとか、イベントに対して出されてたものでしたので、たぶんこちらのほうという話ではなかったんですか。全く文化振興費のほうが出なかったということですか。
委員長	3番 佐々木委員
3番	福井神社では、他にイベント的なことをやっておりますので、奉納相撲までね、あくまでも宮座行事としての取り組みしかやってないんですね。何か店を出してやるとか、そういうものはやってないんですね。 それで言われたので、たぶん村長言われたようなお金は、他には貰っておりません。 この4万5千円も、そういうふうに言われたからでしょう。相撲の、子どもたちがとったときの景品と言いますかね、それにしか使っていないんですね。 だから、私が聞いた範囲では、やっぱり相撲をとってないから出せませんというようなことを言われたと、強く言われてたんで、さっき内野主事が言われたこともよく理解をします。

	ただ、どこまでが神事で、どこまでがそういう宮座行事のね、お宮事かということの区別的なラインですね、そこはどういうふうに捉えているんですか。
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	今、議員のほうは、観光等の補助金がなくて、4万5千円ですね、こちらの文化振興費のものだけではないかということだったんですけども。 当時コロナのときにですね、私どもの文化財としての補助金と、確か観光面での補助金が2つ出ておりますので、まず、神社の担当の方と私と観光のほうの担当で、こちらは観光で使える費用であるということと、まず、私どもの文化財の補助金で使える費用であるということと、三者で1回協議したことがございます。 また、どこまでが神事で、どこまでが行事かということなんですけども、文化財の考え方としましては、例えば、お供え物ですとか、そういったものというのは、他の神社でもお祭り等されるときに、皆さん氏子さんのお金でされていると思いますので、そういった村内の他の神社の行事等でも共通するような部分は見づらいな、ということでご説明をしております。 福井神社の独自のものと言え、わらみこしですとか、そういった県の指定の文化財に係るところというのが補助金の対象になりますよということで、毎回ですね、事前に確認等をさせていただいて、協議をしておるところでございます。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	今の説明はよく分かるんですが。 そしたら先ほど村長が言われた7万円も別に来ているんですかね。そこは、私、全く分かりませんでしたけど。
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	私のほうで把握しているのは文化財のほうの補助金の中身になりますので、ちょっと観光のほうについては、また担当部署に確認をして、回答させていただければと思います。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	予算書の108ページ、教育使用料の関係なんですけど、その中の村民グラウンド使用料3万2千円というようなことで、昨年どおりの予算をここで上げられてあるんですが、これは、村民グラウンドのナイターまたグラウンド使用、この2つだけで、この3万2千円というのを、収入としての予算を上げてあるんですかね、まず、そこをお尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	先ほどのご質問の教育費使用料の中の村民グラウンド使用料でございますが、ナイターとは別に、地域のグラウンドゴルフ等もやっておりますので、そういった経費も入っております。以上です。
委員長	10番 伊藤委員
10番	そこを含めて、今ですね、併せて言ったところなんですけれども。 それでですね、私が聞きたいのは、あそこの駐車場の使用を、前回の折にも話をしたかと思います。 オークマさんが使っておると、これについてはどうなのかというのを、一般質問もありました。いろんなところでありました。その中で、たぶん今も使っていると思います。 必要があればのかしますよ、ということはありません。 ただですね、今の教育課長じゃありません。その昔に私が一般質問したときに、契約をし直しますと、いうことを答弁していただいております。 答弁しておいていただいたんですが、なかなか使用料を貰うということが、全くな

	いと。 いくらうちへの貢献のある企業であれ、そうやって使うんだったら使用料貰わないかんでしょう。契約をし直して使用料を貰いますよということを、その昔答弁してあります。 それで、実質、じゃあ、どうなのかと見たら、全くそれから変わってないと。予算書を見れば、全く例年どおり3万2千円。 これは分からないからですね、それぐらいの予算をするのは別にかまわないんですけども、そういうような対応をですね、きちっとやった予算じゃないといかんのじゃないかと。 実質、これはもう少し考えてやってもらわないかん話ですから、その辺りについてはどうですか。
委員長	村長
村長	村民グラウンドの駐車場をオークマさんが使っているというところについては、当初からさまざまなご意見をいただいたところでございます。 その契約をし直して使用料をとというのが、ちょっと自分の記憶では、記憶にないんですけど。 今、リソースフォレストでやっております、前の広場、あちらのほうを使ってという話は、確かされてたかなと思います。 村民グラウンド駐車場については、ちょっと今のところ使用料の規定がございませんので、どうなのかなというような、ちょっとまだこちらで、そっちのほうの流れが見えておりません。 前任の村長は、宝珠山駅とか、いろんな話をされておりました。オークマさんについても、駐車場の案件は随時お話はしております。 用地は基本的にオークマさんが探すんですよという話と、そういった現状を見ながら、村のほうへの土地のご相談とかもあっておりますけど、ちょっとそれが話としては、まだ今のところ成立がしておりませんので、ちょっと長くなっておりますが、今の状態が続いているというところで、自分としては認識をしているところなんですけど。 そういった部分について、ちょっと詳細な部分がありましたら、また後でお話の精査等を確認させていただきたいと思います。
委員長	10番 伊藤委員
10番	今の村長はですね、そのことについて発言をしたということは言っておりませんが、実質、それじゃあ、そういうことでいいのかと。良くないですよという話はね、あっているんですよ、元々。 それで、リソースフォレストがあるところのほうにですね、じゃあ、駐車を変えたらと、その話もありました。 ところが、一向にそれは動かなかったと。今現在も置いておると。 それは、じゃあ、使用料か何か貰わないかんでしょうねと。リソースフォレストに置いて貰わないかんですかと。村の財産に置くんですから。 そういう考え方じゃないですかという話をして、貰って貰おうということでずっと思っておったんですけど、一向に進まない。 実際言って、あそこを、非常に言いにくいところもあるかもしれません。 ただ、冠を正してですね、やるというのが現実ですから、値段がいくらにしろ、そういうものがあって然るべきだと。 どこにもそういうものがないもんですから、今、村長、またいろいろ考え方はありましようけど、しっかりとしたですね、ものをやっていただいて、その結果として、

	じゃあ、こうしますよと、よかったら報告もしてください。 そうせんと、村民、「あそこは貸しっぱなしで、どげんでんいいとね」という話になりますからね。その辺りをお願いしておきたいと思います。 答弁をお願いします。
委 員 長	村 長
村 長	今使われている部分、占有権とかいろいろな課題があったと思いますけれども、何らかの手法で、そういった部分をですね、オークマさんとお話の中で何とか形にして、説明ができる状況を作りたいというふうに思っております。
委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	古窯跡とかの前にある看板と言いますか、説明書ですね。あれは172ページの文化財事業費でいいんですかね。 そういう看板がどれくらいあるか知らないんですけど、あれ、もうちょっとちゃんと管理してもらわんとですね、いかなんと思っておりますけど。 それが、今言う管理費とかは、どれに当たるんですか。
委 員 長	教育課長
教育課長	先ほどのご質問の看板の費用でございますけれども、教育課のほうでは、予算組みはしておりません。以上です。
委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	あの看板と言いますか、いろんな説明が書いてあるのは、どこが出しているんですか。教育課じゃないんですか。古窯跡とか、いろんな文化財前にいろんな説明が書いてありますよね。
委 員 長	教育課長
教育課長	失礼いたしました。 看板を立てたのは教育課が立てております。 今のところ管理に対する費用は計上しておりません。
委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	看板を立てて、管理をしてないっておかしいでしょう。
委 員 長	森山係長
教育課係長	看板はですね、先ほど言ったとおり、教育委員会のほうで管理しております。 来年度についてですね、そういった看板が破損したりですね、内容が雨等で見えなくなっていたりしたときには、そういったことを調査して、来年度の予算とかに盛り込んでですね、修繕をするようにしております。 ただ、来年度についてはですね、今のところ看板の修繕のほうを計画しておりませんので、修繕費として上がっていない状況でございます。以上です。
委 員 長	5 番 梶原委員
5 番	分かりました。 でですね、私が言いたいのは、ちゃんと管理していただかないと、釜床1号古窯跡のところは、片一方あれ折れてますもん、外れてますもんね。 だから、そういうのをちゃんと見回って管理をして、この予算組みをしていただきたいと、私はそれを言っているんですよ。 たまたま自分があそこを歩くけん、しょっちゅう通るからですね、分かるだけであって、あそこだけしか分からないんですけど、でも、あれを立てて、ああいう説明を書いているなら、ちゃんと管理をして、悪いところは直すと。ないところにはもう1つ付けるとか、そういう予算組みをしていただきたいと言ってるんですが、いかがですか。
委 員 長	森山係長

教育課係長	おっしゃるとおりですね、そういった管理をしっかりとしてですね、予算に盛り込む必要があると思います。 ちょっと言われたところについてですね、私どもで確認ができておりませんでしたので、早急に管理しましてですね、必要な部分については、しっかりと修繕をしてみたいと思います。ありがとうございます。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	主要事業説明書10款1項9目地域学校協働本部事業について、お伺いしたいと思います。 予算説明会の折に資料徴求させていただきまして、各単価の内訳を資料でいただいております。それに基づいて、ちょっとお尋ねしたいと思います。 その際にも地域学校協働活動推進員の補償費が昨年からかなり減っているということで、活動量に応じてということだったんですけども。 この単価の計算見てみたら、月1回のみの1時間になっているので、そもそも地域コーディネーターとしてのお仕事はないのかなと思うんですけども、どうなんでしょう。その1時間でできるお仕事があるんでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	地域コーディネーターの予算組みをしているところですけども、ただ今は地域活動員と兼務しております。その兼務の中で、学校からの要望とかがある場合、協議を行いますので、そういった昼間の時間外のときに、このお金を支払っているところでございます。 一応、今、この体制が整ってきておりますので、学校等の要望をですね、聞いているところでございますので、そういった活動は行っているところでございます。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	月1回、1時間程度で、業務としては事足りるということによろしいんでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	今現在のところでは、足りてるところでございます。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	もう1点、別の質問です。 こども館のほうについてもお聞きしたいと思います。 予算説明会の折には、そこの予算が増額してますということで、今、地域活動指導員の方1人と補佐みたいな形での予算配置もあったんですけど、令和5年度から1人ないし2人を付けるというお話だったかと思います。 年齢的な部分もありという話も行っておりましたけれども、あくまでも予算取りの人数配置ではあるんですけども、3人分ぐらいお付けになるのかなというのと、付ける役割がちょっと別であるのかなと思うような予算配置になっていたんですけど、その辺はどういうふうな感じで、その補佐の方は付けられるのか、お尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	こども館の見守りですけども、現在地域活動員が1人で常時見ております。 それと、木曜日が学校が授業が早いので、その間お1人来ていただいております。 今後の人材育成を行うために、それと、結構こども館が多いということで人数を増やしているところでございまして、2名は補佐的なもので、今の単価で行っています。 もう1人の単価のほうは、常時1人でも見ていただけるような方をですね、今後募集等をかけて、行っていたら方を人材育成していきたいと思っておりますので、予算組みを二本化させていただいております。以上です。
委 員 長	6 番 高橋委員

6 番	見守っていただける大人が増えることは非常に喜ばしいことかなと思いますが、確認のため、4人体制みたいな形になるのでしょうか。 予算内で、この中で3人の部分があたりして、地域活動指導員の方もいてって、シフト制もちろんあると思うんですけども、常時何人体制で、このこども館の見守りと言いますか、お世話をされるのか、もう一度確認でお尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	何人体制で行うかということでございますけれども、令和5年度で人数を一応増やしておりますので、その中でいろんなこども館の内容を検討していきたいと思っておりますけれども、1人体制のときは、今、社会教育指導員の方が見えてますので、その方が休んだりとかした場合も、その方が1人で主になっていけるような体制づくりをするのと同時に、常時でも、その方がいなくても2人だったらやっていけるとかです、そういう内容の組み合わせをですね、令和5年度でいろいろ内容の検討をしていきたいと思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6 番	ぜひ、見守る体制の人員が増えてですね、誰かが休んでも補えるという、そのカバーリングを、ぜひ、うまくしていただきたいと思うのと、長期の休みとかですね、やっぱり見守る時間が長くなりますので、その辺もうまく予算配置されているのか、ちょっと分からない部分はありますけれども、ぜひ、そこはうまくやっていただきたいというのと、あと、問題提起として、1つ上げさせていただきたいのが、先般の一般質問の折にも、土曜日の部分も申し上げさせていただきました。 それに関しては、村長からご回答はあったんですけども。 今度春休みに入ります。3月31日まで未就学児、今度の小学1年生にかかる子どもたちは、保育所が預かれるところに関しては預かっていただけたりますが、4月1日になった瞬間に何もなくなります。 学童があるところは、基本的には4月1日から動いています。4月1日から預かりというのができるんですけども、この村において学童はありません。ファミリーサポートセンターの事業もありません。 ということで、4月1日から入学式の4月十何日ですね、入学式までは、基本的には保護者、家の方、誰かが見ないといけないという状況になります。 なかなかこの押し迫った時期でどうこう言うわけではありませんが、今後の検討課題として、じゃあ、こども館でそういった動きができるのか、あるいは何か手立てがあるのかという検討をですね、ぜひ、行っていただけないかなと。 ちょうどタイムリーな話なんで、この話をさせていただいたんですけども、もし検討している項目があればご回答いただきたいですし、また、今後検討できるのかどうかも含め、お尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	こども館の4月1日以降の見守りでございますけれども、今現在では、こども館は学童等ではございませんので、4月1日以降の新入生の1年生ですね、入って来られるお子さんたちを見るということの、検討はしていないところでございます。 また、今後も、一応こども館ですので、今のところは、するつもりはございません。
委員長	6番 高橋委員
6 番	確認です。 こども館に関しては、あくまでも学童じゃないので、学校が始まってから、要は、学校の授業が開始してからでないと利用ができないということで、特に小学校1年生に関してはよろしいでしょうか。確認です。
委員長	教育課長

教育課長	今、高橋議員が言われましたように、そのとおりでございます。
委員長	ないようですから、これをもって教育課の質疑を終了いたします。 暫時休憩します。
委員長	それでは、再開します。 議会事務局の質疑に入ります。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。
散 会	
委員長	これをもって、本日の審査は終了します。 明日３月１４日は、午前９時３０分から再開します。 本日は、これにて散会します。 (１ ６ 時 ２ ６ 分)

東峰村議会予算審査特別委員会会議録

令和5年3月14日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和 5 年度 東峰村議会予算審査特別委員会議事日程

令和 5 年 3 月 1 4 日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議案第 1 6 号 令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 2 議案第 1 7 号 令和 5 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算
について

日程第 3 議案第 1 8 号 令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
予算について

日程第 4 議案第 1 9 号 令和 5 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予
算について

開 会	
委 員 長	おはようございます。 ただ今の出席委員数は、9名です。 定足数に達していますので、昨日に引き続きまして予算審査特別委員会を開催します。 (9時30分)
委 員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですが、総括質疑を行います前に、昨日の質疑に対して、答弁で回答が得られていない件について、それぞれ回答したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。 まず、ふるさと推進課。 ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	昨日ですね、地域公共交通関係につきまして、梶原議員よりご質問がありましたスクールバスの運行委託費の件についてですけれども。 これにつきましては、教育課のほうに確認をいたしましたところ、実績といたしましてですね、直営と委託の経費については、ほぼ差がないということでした。 あえて申し上げるならば、数字上では正確に確認はできておりませんが、直営の場合の職員の人件費、それから事務費等が削減されたのではないかとということでした。 以上、回答をさせていただきたいと思います。
委 員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	予算に係る主要事業の説明書をお願いいたします。 説明書の67ページをお願いいたします。 国民健康保険特別会計の10款1項1目一般会計繰入金のうち主要事業の名称、内容のうちですね、下から2番目の事務費等繰入金の227万1千円につきまして、具体的にどういった費用なのかという、伊藤議長のご質問をいただいております。 これにつきましてはですね、確認いたしましたところ、国民健康保険繰出金ということで、国民健康保険事務費に係る繰出金ということで、法定内繰入れとして認められている事務費の経費でございます。 具体的には、国保会計事務を執り行うための旅費、需用費、役務費等が主な支出内容となります。こういった内容に対して、一般会計から繰り入れているものでございます。 説明は、以上でございます。
委 員 長	教育課長
教育課長	昨日の佐々木議員のご質問の、わらみこし宮座行事保存会の補助金の件でございますが、先ほど資料をお配りしております。 その中の令和元年度から令和4年度の実績で、補助金満額4万5千円は、補助金を支出しております。 ただし、令和2年度は行事自体が中止のため、補助金はございません。支出は行っておりません。 また、ふるさと推進課と確認いたしまして、観光の補助金についても同様、こちらは上限7万円、年度によって内容により満額ではない場合もありますが、支出は行っているところでございます。以上です。
委 員 長	以上で、昨日の質問に対しての回答は終了いたします。
日程第1	
委 員 長	それでは、日程第1 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」

	総括質疑を行います。 総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 なお、各課における答弁で、回答が得られていない件についての質疑といたします。 質疑はありませんか。 7 番 大蔵委員
7 番	今年の予算が、総額が40億を超えております。災害が終わって、工事関係も額が少なくなっているにもかかわらず、まだ昨年よりも多くの予算を計上している大きな理由は何だと考えるか、お聞きします。
委員長	村長
村 長	今年の予算につきましては、昨年度比わずかですけど、ちょっと昨年度よりは多いという形になっております。 1つございますのは、普通建設事業、災害復旧事業費等については、減額という形になっておるところでございますが、予算が膨らんだ1つとしては、ふるさと納税の部分で1億円増えている。 緊急防災・減災事業債の中で、防災無線の更新をどうしてもしなければいけないというところ、そういった部分が大きくなっているところでございます。 あと、細かい部分はいろいろとございます。 先日からいろいろと議論していただきましたデジタル関係、また地域交通、日田彦山線沿線地域振興事業、この辺りの部分もまだ計画作成、また走り出し等の予算の関係ではございますが、そういった部分もトータルすると、やっぱり1億円ほど増えているということで、そういった部分の予算が膨らんでいるというふうに、村としては分析をしているところでございます。
委員長	7 番 大蔵委員
7 番	東峰村は合併当初、当初予算は25億程度、決算ベースで30億ぐらいでした。 それから人口1,000人ぐらい減っておるにもかかわらず、人口規模の割には予算の規模が多いんじゃないかなろうかと思いますが、将来適正な予算はどのぐらいと考えるか、お聞きします。
委員長	村長
村 長	これはちょっと感覚と言いますか、将来の財政状況の予測等もですね、含まれる形にはなりますが。 合併当初25億、ダム関係の予算があって30億を超えてた時期がございました。 災害後ですね、やはり40億を超えた予算、これについては、突発的な事故ということで、通常であれば、今、ふるさと納税が結構予測できない部分がございます。これを除いたとして、やはり30億前後に収めるべきものであるというふうには思っているところでございます。 ただ、もうこれについては、5年、10年の長期財政計画の中でどういうことをやっていくか、ここ数年については、日田彦山線の事業や住宅政策等が行われますので、そういった部分は、その数字プラスで増えるものでございますので、そういった部分もきっちり財政状況を加味しながら、年度計画は作っていかなければいけない。これはもう現に考えているところでございます。
委員長	7 番 大蔵委員
7 番	昨日、議長が債権関係の質問をしておりました。 そのとき、公債費も順調だということでございますけれども、どうしても私が思うに、自主財源のない村で、財政が健全ということはなかなか難しいことだと思うんですね。 数字的には健全そうに見えるけれども、やはり自主財源が少ない。そういった中で、

	やはり事業を選ぶのが、何と言うんですかね、できればいいんでしょうけれども、やはり財政規模を抑えていく、そういったことが大事だと思いますが、村長どう思いますか。
委員長	村長
村長	全くそのとおりだと思っております。 財政については自分も、よく昔から集中と選択という言葉もございます。何でもやらなければ、財政的には数字は上がらないかもしれませんが、やはり必要なものについては、集中的に事業を行っていく。そのメリハリと申しますか、その方針ですね、これをきっちり予算の中に入れていき、その説明等ですね、議会との共有等も諮りながら、やはり事業については、推進すべきものは推進していきたい。将来的には、行財政改革等も、ここ18年ぐらいから作られたものの以降ですね、まだ村のほうでは指針が作られておりませんので、今回、災害復旧事業が今年度を目途にですね、完了と申しますか、一部残っておりますが、その目途が見えておりますところで、今、復興計画上の発展期という時期に入っておりますので、どう発展していくかという部分を、財政関係も行財政関係含めてお示しすべき時期に来ているというふうに思っているところです。
委員長	7番 大蔵委員
7番	村長の口から行財政改革という言葉が出ました。これ大きなことだと思っております。 村長がこれからどんなことをやるのか、そして、これまでどんな行財政改革をやってきたのか。これについては、また一般質問の折でも質問したいと思いますので、そのときまたよろしく願います。答弁はいいです。
委員長	他に、質疑はありませんか。
5番	5番 梶原委員 今、同僚議員がいろいろ質問されましたし、この前も言ってましたが、地域おこし協力隊にしてもですね、できるだけ専門的分野と言いますか、それに特化した方が一番いいんじゃないかなろうかというようなご意見も聞いております。 そうすると3年終わったときに、また東峰村に定住をしていただけるといようなことも考えられるわけなんです、地域おこし協力隊にしても職員にしてもでございますが、なかなか専門職というのがうちの村にはいないと思うんですよ。 農林建設課長さんにしても、国交省とかにお願いをして来ていただいていると。この災害で、これは仕方がないことだとは思いますが、他の課にしても一緒だと思うんですね。 今度また、地域コミュニティバスを運行する、交通にしてもですね、専門家がいなわけですよ。いろんなマネジメントをしていただけたところにお金を余計出す、というようなことが多々あるわけなんです。 そこで私たちは思うのですが、やっぱりある程度責任と言いますか、専門職的な職員さんを入れていただきたいと。そういうところの予算の組み方についてですね、村長どのようにお考えか、お教え下さい。
委員長	村長
村長	さまざまな事業を行うにあたりまして、やはり専門的な知識というものは当然必要なことでございます。 これを、最終的に、どこに求めるかという形にはなっておりません。 工事関係、特に土木工事や建築工事で、十分設計書を見れる職員がいない。こういった反省を踏まえて、土木技術職という職員の募集をずっと5年ぐらい行っております。

	結果として、この村に応募していただける方で採用がなかったというところで、これについては、まだ継続して募集はしたいという形にはしております。 どういった形で雇用をするか、どういう形で専門的な分野の方の職員をお願いするか、これについては、さまざまございます。 一般職で雇用できる体制、それだけの予算体制ですね、そういった部分も整えばいいんですけど、専門職として雇いますと、人事の硬直化とかですね、そういった課題もちょっと出てくるところもありまして、今のところ現状、土木技術職また保健師職も昨年は募集をかけたんですけど、ちょっと応募のほうがなかったということで、そういった部分について、村の基幹となる部分は、これについては内部のほうでも検討させていただいて、職員の募集をかけさせていただいているところでございます。 あと、事業の関係で、どういう形で、コンサル、コンサルとよく言われますけど、コンサルティング業者というのは、やっぱりある程度専門の知識を持っております。 ただ、コンサル任せと言われることにならないように、職員もコンサルと一緒に成長していく、その中で村として必要なものを、しっかり村として発信をし、そのコンサルタントと言いますか、専門業者の知識を引き出して、村に、やっぱりふさわしい事業を持ってくる、ふさわしい事業を実現する、この作業はですね、やはり役場の一般職員と言いますか、総合職でないといけない部分もあると思っておりますので、ちょっと今の体制を踏まえながら、そういった形については、今後職員を雇うという形については即答はできませんが、検討はさせていただきたいと思います。
委員長	5番 梶原委員
5 番	大体そういう考えだとは分かっているんですが、言ったようにですね、この小っちゃい村でですね、なかなかその専門職というのは、難しいのは自分も分かっているんですが。 この前、自分が質問したときに、医療行政も、これは必要不可欠と、村長言っていましたけれども、結局小っちゃい村ですので、看護師さんが医療事務までやるというようなふうになるわけですね。なかなか難しいと思うんですよ。 それと一緒に、結局看護師さんで入って、また役場内に入って、事務職をするというような方も、何人か私は知ってはいるんですが。そういうふうに違う職で入って、また事務職をやるとか、そういうこともあるわけですので、結局、私は、専門職が欲しいと言ったのは、そこなんです。 自分たち、今度地域交通をやるにしてもですね、もうだいぶ前から言っていたとは思いますが、やっぱり協力隊みたいにして、3年間来て、この東峰村で地域交通をやって、ここで自分が地域交通をやるんだというような人を入れとけばですね、その人が住み着いてやっていただけたらと思うんですよ。自分たちにしても後継ぎがないわけなんですよ。 だから、そういうことを考えれば、よそから、そういう専門職というより関係者の方を入れてですね、定住させてその人にやってもらうというのが、僕は一番いいと思うんですよ。 よそから来たら、なかなかまだ村のことは分からないと思うんですが、そういうふうに、協力隊みたいに3年間猶予と言ったらおかしいんですが、国から給料を貰って、いろんなことができるわけですから、そういう強みを活かしてですね、専門職というか、それに特化した人を定住させていくというふうな行政をやっていただきたいと思うんですが、そのこのところの考えをお聞かせください。
委員長	村長
村 長	例示として地域交通の話を出していただきました。

	地域交通につきましては、やはり皆様に均等のサービスというか、手の届くサービスをするということで、A I オンデマンドを検討させていただいているところでございます。 その実際のプレーヤーと申しますか、動く形として協力隊という話をいただきました。 協力隊につきましては、村の今後行いたいミッション、今後の展開、それについて、どういう形で協力隊に関わっていただいて、どういうミッションを行っていただいて、3年後の自立に向けた方向性を示すことで、やはりそういう形でだったら東峰村に来て力を発揮してみたいという方を募集する制度でございますので、先ほど議員さん申されました部分については、まだそういう形ですという検討は、実際にはまだ行われてはおりませんが、ご提案としては非常にいいご提案であるというふうに受け止めさせていただきたいと思います。
委員長	2番 樋口委員
2 番	予算全般について、村長にお尋ねします。 令和5年度予算書を見て、先ほども議論がありましたが、コンサルタントに委託する業務が非常に多い印象を持ちました。 300万円以上の主なもので、コミュニティ協議会検討委員会運営委託650万円、BRT 駅周辺整備計画策定監理業務委託1,000万円、地域交通計画監理委託1,000万円、避難行動要支援者システム構築事業497万9千円、プレミアム付商品券デジタル化委託5,480万円、観光アクションプラン推進サポート業務委託822万8千円などがあります。 これから再度本当に必要な事業なのか、職員が協力し合って実施することができないか、などの精査と、委託する場合は、予算額からさらに減額する努力をしていただきたいと思います。 すべての事業は、国や県、役場職員のためではなく、主権者である村民の福祉の向上を目指す政策です。その財源は、住民、国民の尊い血税です。1円も無駄にしないように使わせていただく、納税者への感謝の気持ちを忘れずに執行することが大切ではないでしょうか。 そのためには委託業務の質を落とさずに減額する努力が必要です。職員間の真剣な議論、他町村との情報交換、過去の業務との比較、専門家のアドバイス、そして、仮に、この委託料を自分のお金で支払う場合、提出された見積書で納得するのだろうかの視点を持って全職員が取り組めば、さまざまな知恵や工夫が浮かんでくると思います。 村長の特段のご指導をお願いしたいと思います。村長の考えをお尋ねします。
委員長	村長
村 長	業務委託の関係で議員さんの考えをお伺いしたところでございます。 業務委託に関しては、基本的には、職員がという話については、概ね同意するものではございます。 ただ、専門的な知識を要するもの、また、恒常的な業務であれば職員を配置するというものもございますが、行政改革と言いますか、集中改革プラン、平成18年から23年ぐらい行われました部分で、職員数もぎりぎりの中で業務をやっております。 やはり専門的な部分については、そういった専門業者さんのですね、お知恵をお借りするというスタンスから絶対外れてはいけないと思っております。 自分が村長になってから、各職員に言っておりますことは、先ほどもちょっと申しましたが、コンサルからの提案はいいんですけど、コンサル任せにはいけないと。その中で村としてどういう形で進むのがいいのか、その中で業務の内容を精査す

	ることで、当初見積もりをいただきます。その見積額ベースで予算の要求はですね、するものでございますけど、実施のときに、4年度事業についてもいくつかの案件、いろんな意見も交換しながら、当初予算よりもかなり低く抑えた。 ただ、低く抑えると質が落ちるとかいろいろございますので、そういった部分については、内容の精査、または職員がやるべきことを業者さんにやってもらっているということで、その基本的な考えを絶対になくしてはいけない。これは、重々認識をして、職員の皆様にもお伝えしているところでございます。 こういった中で、やはり必要な分については、ご理解いただきたいという部分、精査については、必ず、ものにもよりますけど、通常であれば入札等を行いますけど、入札前の金額の設定についてもですね、十分精査をした上で、事業については取り組まなければいけないというところは、十分認識しているところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6 番	私からふるさと納税について、お伺いします。 予算規模におきましては、実績ベースで、去年の3億から4億という形で、1億増になっているのかと思います。もう自主財源としては、なかなかもう無視できないレベルの多額の歳入となってきております。 今年度、令和5年度ですね、どういった形でこのふるさと納税が活かされていくのか、このふるさと納税の財源としてのあり方ですね、についての考えをお尋ねいたします。
委員長	村長
村 長	ふるさと納税、いろんな方からご理解とご協力と言いますか、いろんな制度上の話は置いて、村のほうにふるさと納税で寄附をいただく、非常にありがたいことだと思っております。 自主財源、村税が1億6,000万ほどの村の中で、大体経費等差し引いても、この同額以上の税収として寄附金がいただけるというところについてはですね、これをどう歳出の中で活かしていくか、重要なことだと思っております。 ただ、これをいわゆる事業に充てる分であれば、先日来一般質問等でもございましたガバメントクラウドファンディング、特定事業目的型のふるさと納税という取り組みを、1つ検討としてはございます。 通常の事業としていただくふるさと納税については、いろんな事業があります。これを恒常的な歳入として、村として捉えるということは危険なことと思っておりますので、これだけは避けなければいけないと思っております。 ということで、今回の補正予算にもございますが、補正予算の中でふるさと納税を有効に使わせていただく。その中で予算のやり繰りをする中で、今後必要な施設の改修とか、そういった部分にですね、どう財源を捻出していくか、こういう取り組みも今回行っているところでございますので、ふるさと納税でいただいた分については、やはり村の財源、1回ございましたが、通常事業においても、やはりこういう事業を村として行いましたという財源の充てについてはですね、もっと村として胸を張って、ホームページ等で「使わせていただきました。」という形で出せる。 なかなかホームページで出しますと言いながらも、毎年すぐに出して、皆様にまた、次の、もっと応援しようという形でいただけるような情報発信の仕方が、なかなかうまくできてない分もございますので、そういったところはやっていきたいと思っております。 いただいた財源の使い道については、もう村としては有効に、効果的に使わせていただくというところの回答しか、ちょっと今のところできないというふうに思っておりますので、そういう形できっちり説明できるようなですね、使い方をしていきたい

	と思っております。
委員長	6番 高橋委員
6番	なかなか財源に乏しい村においては、大きな事業であったり、何か事業をするにあたって、国県の補助等、あるいは起債に頼る部分というのがあるかと思います。 その中でも、やはり国県の補助に頼るとなると、縛りがどうしても出てくるかと思っています。 予算の折にもお聞きした部分で、農地の区画整理、今回していくという部分でも、やはり一応条件というのがあったり、したい事業があっても条件によって、国県の補助が受けられないからできないとか、そういう言い訳になってしまっていた部分というのを、もしこのふるさと納税等がですね、活用することで、小規模な、要は、この村の人口規模あるいは面積規模に合ったような形で、独自事業が組んでいけるなら、非常に面白いのではないかなと感じているところです。 あとは、住宅関係についても、多々意見が出てきております。同僚議員からもいろいろ質問が上がっている中で、やはりPFI、新しくそういった形を検討はされているとはいえ、なかなかそれを検討している時間がすごくもったいないというのが、やはり時間との勝負、移住・定住対策についてもやっぱり時間との勝負というのがあるかと思います。 なので、この財源がある程度確保できているならば、この財源をてこにですね、使っていくのも術かなと思いますので、ぜひ、この財源の使い方というのを各課の中で協議というか、もし、この課の中でできなかった事業を、ふるさと納税を財源にしてやってみるとか、そういった議論は行えないでしょうか。行っていますでしょうか。質問です。
委員長	村長
村長	村の事業全般についてですね、ふるさと納税の財源といいますか、ふるさと納税の財源を活かして、こういう特徴的なことをやるという話ができればというところ、これについては、現状といたしましては、まだそこまではできてないというのが現状でございます。 どちらかという、ふるさと納税という財源を、あてにという言い方はちょっと失礼になるんですけど、にした事業ではなく、やっぱり村として何をやりたいか、これはもう当然総合計画、また、まち・ひと・しごと総合戦略、そういった事業の中にあるものでございます。 これを、財源等の範囲を考慮しながら、優先順位を緊急性等で加味しながら進めているところでございますので、これについて、また新しいアイデアとかですね、そういった部分について、役場の中にこだわらず、いろんなアイデア募集とかですね、そういった形でもやった中で、村で判断していく機会をですね、先ほどご意見いただきまして、作る必要がある。 これは、元々そういう特徴的な事業を村としてやらなければいけない事業、対外的に進める事業、こういった部分を計画という形で作成はしておりますので、それに縛られる必要はないというふうには考えておりますが、あくまで村の方向性を示した計画でございますので、これに基づいて、それをさらにブラッシュアップする計画が実施できるような体制については、今日も終わって課長会等も行いますので、やはりそういった意見交換、課長会の中でもいろんなご意見が自由に出る。なかなかスケジュール調整ぐらいで終わってしまっている部分がございますので、そういった雰囲気とかですね、体制づくりを行っていきたいというふうに思っているところでございます。 ちょっと回答としては不十分だったと思いますが、以上でございます。

委員長	6番 高橋委員
6 番	もう1点、別の質問をさせていただきたいと思います。 移住・定住に関する部分です。 この予算委員会もしくは一般質問においても移住・定住ということで、地域おこし協力隊であったり住宅関係、子ども・子育ての部分、多岐にわたって今回の予算の中でも取り上げられたかと思います。 ちょっと昨日の教育課の質問を最後にした折に、ちょっと回答が、同僚議員と話す中でもちょっとがっかりしてしまうようなところの意見やご回答がありました。 その中で、村として今後の移住・定住に対してどういうふうに考えているのか、村長のご答弁の中でも、やはり子育て世代であったり若年層の移住あるいは定住という部分をターゲット的にですね、ご答弁いただいている部分があるかと思います。 その中で、ちょっと昨日の教育課の答弁の中では、教育課としてはという部分はあったとは思いますが、そういう子どもの見守りというか保育、児童保育という部分に関して、こども館での対応のできない部分というものの答弁あったかと思います。 昨日国会においては、岸田首相のほうが、小1の壁の解消を目指していくという、もう国として方針を示されてきております。 村の中でも、やはり今、大きく統一地方選挙があるかもしれませんけれども、子育て世代であったり若年層に対してどういうふうにアプローチしていくのかというのが、大きな課題となって世間を動かしているかと思います。 村としても、この移住・定住を考えるうえで、今年度予算も含めてですね、こういった形で話を進めていくのか、事業を進めていくのかについての方向性を改めて村長のほうにお尋ねしたいと思います。
委員長	村長
村 長	子育て支援とひとくくりにしてしまうとあれなんですけど、昨日来から議員さんいろいろ言われておりました小1の壁、その辺りの解消を含めた子育てを、サポート体制をどうするか、このテーマについては非常に、なんとかしなければいけないというところも1つございますが、非常に悩ましいところでもございます。 基本的な部分については、やはり子どもは家庭で見る、これは1つの基本的な考えということは理解していただきたい。 ただ、先日来から議員さん申されておりました、やはり共働きでどうしても土曜日に休みが取れない、こういった方々へのサポートをどうするかという話は、即日回答が出るものでもございません。こども館の充実というのも1つのテーマではございます。 そういったときに、こども館って、基本的に学校が終わった後に無料でお預かりしているということでございます。1つ提案としてございました学童保育や子育てサポートセンター、そういった部分については、自治体については、そういう活動場所の提供は、村としても活動場所の提供については喜楽来館の遊戯室とか、こども館が閉まっているときに使っていただくとかですね、そういったことはできるとは思っております。 その中で運営をどうするか、人員体制をどうするか、経費をどうするか、利用者の負担をどうするか、そういった部分で、やはりどれぐらいの利用者さんがいるのか。 やはり共働きで苦労されている方のフォローをするという形で、開所をしたときに、どういう形で子どもさんたちが利用をされるのかとかですね、いろいろと検討することがあると思っておりますので、これについては福祉部局また学校教育委員会の部局、そういったところでちょっと話し合いの場を持たなければいけないのかな、というふうに思っております。

	やっぱり家庭の中での子育て環境は、十分されているという、もちろんの認識の上ではございますが、それにおいても1億総活躍社会とか男女共同参画、そういった関係の中で活躍されている方、これまでされてきた苦勞も十分考慮しながらですね、どういう形が一番いいのかというのは、村としては、やりませんというのではなくて、どういう形ができるのか。それで、やるにあたっても当然、民間のパワーも必要になります。当然サービスに対する対価、負担というものも他の自治体等の例を見ながら連携しなければいけない。 実際にどういう方たちが利用するかという想定もちょっと必要になってきますので、これについても、ちょっとまだ具体的に話が内部でも出てきたところではございませんでしたので、ちょっと話を始めさせていただきたい。 これにまた内容についてですね、いろいろと議員さんにもご相談することもあるかとは思いますが、内部だけでやるのではなくて、いろんなところで話し合いの場を持ちたいというふうに思っているところでございます。
委 員 長	6 番 高橋委員
6 番	話の前提の中で、子どもは家庭で見えていただくのが前提ですというところから入ってしまうと、もう話ができないんですよ。家庭で一生懸命見てます。でもやっぱり働く環境であったり周りの環境で、それだけではどうにもならないという次元の中で、行政が、家庭で見えていただくのが前提ですと言ってしまうと、はっきり言って、すごい梯子外された気持ちなんですよ。 昨日の答弁でもそうなんです。「できません。以上です。」と言われると、もうその後何も続かないんですよ。 それで、この村が選択されるか、選択されないかの大きな違いになってくるかと思えます。 じゃあ、どうしたらいいかというのが、やはりこの村でも人口減少して、どうしていったらいいかという、社会の、この村の中でも大きな問題になっている中で、じゃあ、子どもたちをしっかりと社会、この社会、村の中で受け止めていきましょう。まず、その前提から入らないと、なかなかこの移住・定住という話の前提に、入口に入っていけないということを、ぜひ、行政として認識していただかないと、話先に進まないと思うんですよ。 というふうな前提があってからこそ、じゃあ、どうしていったらいいかという部分、一言言わせていただきたいのが、やはりそういう意見についての受け止めですね、前提として、行政としてはこうです。いろんなところでも言えると思うんです。子育てとかそんなんじゃなくても。 そこで、受け止める力。岸田さんを持ち出してもあまり説得力ないかもしれないですけど、聞く力というのよりかは受け止める力、受け止めてしっかりそれを咀嚼する力というのをしっかり感じていただきたいなと思うのが正直なところですよ。 最後になるんですけども、今、もう日本全国の中で、今までは子どもたちは家庭でお願いしたいというふうな部分、大前提にあったかと思えます。そこは全然否定しません。その流れで来ていたかと思えます。 でも、それが限界になってきているからこそ、今世の中の流れとして社会で子どもたちを見る、というふうな流れになってきているということに関して、最後に村長のお考え、お気持ちをお尋ねします。
委 員 長	村長
村 長	お気持ちと言われると、個人的な感情をここで持ち出すわけにはいきませんので、行政としてはやはりサービス、福祉の関係ももちろんでございますが、やはり求められることに対して応えていくというのは、イエス、ノーにかかわらずきっちり受け止

	めて、村として、できるときにはこうやります。できないときも、できないという、ここでそういう話をしてはいけませんけど、きっちり回答と言いますか、方向性を示す。これは絶対に必要なことだと思っております。 うちは見たから、周りはどうのこうのとか、そういう話をする気は全くございませんし、やっぱり苦勞されている方の気持ち、これはですね、十分寄り添っていかねばいけないというふうに思っているところでございますので、ちょっと可能性については、やはり条件等の話もございますので、まず検討を始めさせていただきたいというふうに思っております。
委員長	他にないようですから、これをもちまして、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結します。 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
日程第2	
委員長	日程第2 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
日程第3	
委員長	日程第3 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。

	反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
日程第4	
委員長	日程第4 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 総括質疑を行います 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。 討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
委員長	ないようですから、討論を終結いたします。 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決するものと決定しました。
閉 会	
委員長	以上で、本予算特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これもちまして、予算審査特別委員会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。厚くお礼申し上げます。 これもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。 10時30分まで休憩いたします。 (10時16分)

	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 委 員 長
--	--